

ISSN 0385-0293

沖縄県立博物館年報

No. 40



2007

沖縄県立博物館・美術館

表紙：沖縄県立博物館・美術館 外観

(那覇市新都心のおもろまちに2007年11月
移転、開館しました)

序

沖縄県立博物館は、総合博物館として広い分野にわたる資料の収集や保管、展示活動等を行い、教育普及活動や展示会をととして様々な情報を発信し、さらに県民のみなさまに親しんでいただけるような博物館づくりに努めて参りました。

当館は、幾多の変遷をへて、1966年（昭和41）に那覇市首里大中町で開館して40年を越えましたが、那覇市おもろまちに建設された博物館新館へ移転するため、2006年度（平成18）から展示会等を休止し、2007年（平成19）3月末日に休館しました。そのため、前年度の博物館事業報告である当年報では通常の報告とは異なり、博物館新館に向けた活動を多く盛り込み、首里大中町での締めくくりとして、約60年にわたる県立博物館の記録をつづった章を設けています。これまで県立博物館に対して、県内外の多くの皆様がご利用下さり、また、資料の寄贈をはじめ多大な御協力を賜りまして、心から厚くお礼を申し上げます。

昨年度は、新館開館に向けた移転や展示、教育普及活動の準備事業を行いました。常設展示となる総合並び部門展示の構成や展示資料の充実を図りました。また、開館記念展のプレイベントとして講演会を開催し多くの方に参加いただきました。さらに、屋外に展示する湧田窯や高倉の移転作業並びに、資料の整理や梱包作業等を行いました。教育普及活動では、ボランティアや友の会活動に対する支援や、指定管理者を視野に入れた普及活動の企画立案などの活動計画の作成に着手いたしました。

県立博物館の新館建設は、博物館活動の一層の充実を求めたニーズに応えるため、復帰30周年事業として実施されてきました。2004年（平成16）11月から那覇市おもろまちの予定地で建設が始められ、2006年（平成18）12月には建物の外観が整いました。首里大中町の博物館よりも約3倍の広さを有し、美術館との複合施設として、2007年（平成19年）11月1日の開館に向け4月から新たな体制が始まりました。県立博物館は、一部については県立博物館の組織事務を残しながらも、博物館新館・美術館の建設や施設整備等を含めた総合的な役割を担う文化施設建設室と統合して、博物館班となりました。開館以降は、沖縄県立博物館・美術館という一組織のなかの博物館班として博物館活動を行っております。

11月に開館した博物館では、これまで以上に博物館活動や博物館施設を利用した対外活動の充実を図り、沖縄の自然・歴史・文化の発信拠点として、皆様へより開かれ親しみを持っていただけるような博物館にしていきたいと存じます。

今後ともより一層の御指導、御協力をよろしくお願い申し上げます。

2008年（平成20）1月

沖縄県立博物館・美術館
館長 牧野 浩 隆

目 次

序

I	概 要	2
1	沿革	
2	日誌抄	
3	施設・設備	
4	組織	
5	沖縄県立博物館協議会	
6	予算	
II	調査研究等の活動	12
1	調査研究の概要	
2	博物館総合調査 - 与那国島総合調査 -	
3	調査研究	
4	講演等	
5	著作論文等	
6	職員研修	
III	博物館新館に向けた活動	19
1	博物館新館に向けた活動の概要	
2	収蔵品新館移転関係	
3	展示準備活動 - 総合展示 -	
4	〃 - 部門展示 -	
5	〃 - 屋外展示 -	
6	新館開館記念展準備活動	
7	教育普及活動	
IV	資料の収集・保存管理	28
1	収蔵資料現在高	
2	2006年度（平成18）新収蔵資料高	
3	2006年度（平成18）新収蔵資料目録	
4	所蔵の指定文化財	
5	修理事業 - 美術工芸資料等修復関係 -	
6	修理事業 - 土器等修復関係 -	
7	化石資料受入事業	
8	資料収集事業 - 資料収集 -	
9	資料収集事業 - 基金 -	
10	資料貸出	
11	燻蒸処理	
V	刊行物	37
VI	その他の活動	38
1	沖縄県博物館協会	
2	沖縄県立博物館友の会	
VII	首里大中町における県立博物館の記録	40
1	展覧会	
2	調査研究	
3	教育普及	
4	研修等の受入	
5	刊行物	
6	沖縄県立博物館友の会	
VIII	関係法規抄録	52

I. 概 要

1. 沿 革

【前 史】

1936年（昭和11）沖縄縣教育會附設として旧首里城北殿を利用して「郷土博物館」が創設されたが、沖縄戦により全焼した。終戦直後の1945年（昭和20）8月、米国海軍軍政府は石川市（現うるま市）東恩納の地に「沖縄陳列館」を設立した。また、有志により首里城周辺の廃墟の中から残欠文化財の収集が行われ、1946年（昭和21）3月頃、首里の汀良に「首里市立郷土博物館」が設立された。

【創 設】

1946年（昭和21）4月24日、沖縄陳列館は沖縄民政府に移管され、「東恩納博物館」と改称して、新発足した。これが当館の創立にあたる。

【発 展】

1953年（昭和28）東恩納博物館と首里の博物館が合併、1955年（昭和30）には「琉球政府立博物館」に改称した。また、1966年（昭和41）には現敷地に新館を建設して移転した。

1972年（昭和47）の日本への復帰に伴い名称を「沖縄県立博物館」と改め、1973年（昭和48）2階部を増築し展示スペースを拡充した。

1980年代末（昭和60年代）頃から建物の老朽化が顕著になり、新館建設・移転が具体的に計画される。2004年（平成16）に那覇市新都心に新館の建設を着工。首里在の博物館は、新館への移転準備のため2006年（平成18）4月1日に休館。2007年（平成19）11月1日に那覇新都心（おもろまち）に美術館を併設した「沖縄県立博物館・美術館」として開館した。

【あゆみ】

- | | |
|------------|--|
| 1946（昭和21） | 4月24日、沖縄陳列館を「東恩納博物館」と改称し、沖縄民政府の所管となる。 |
| 1947（昭和22） | 12月、前年3月に首里汀良町に設立された首里市立郷土博物館も同民政府に移管し「沖縄民政府立首里博物館」に改称する。 |
| 1953（昭和28） | 3月、東恩納博物館を首里博物館に移転合併する。
5月、首里博物館は汀良町から当蔵町に移り、龍潭池畔に瓦葺の本館が完成した。米国民政府によりペルリ来琉百周年記念事業の一環として、ペルリ記念館同博物館に附設して落成、贈呈される。 |
| 1955（昭和30） | 9月、「首里博物館」の名称を「琉球政府立博物館」に改称する。 |
| 1965（昭和40） | 大中町の旧尚家屋敷跡（中城御殿）を購入する。 |
| 1966（昭和41） | 10月、米国による援助で鉄筋コンクリート建の新館を新敷地に建設し移転する。
11月、開館する。 |
| 1972（昭和47） | 2月、サントリー美術館との共催で、「50年前の沖縄」写真展開催
5月、日本への復帰に伴い「沖縄県立博物館」に改称する。 |
| 1973（昭和48） | 2月、国庫補助により2階部を増築し、展示室を3室増設する。 |
| 1976（昭和51） | 4月、創立30周年記念式典を行う。
12月、「博物館30年の歩み展」開催 |
| 1979（昭和54） | 6月、特別展「沖縄の洞穴と洞穴生物」開催 |
| 1980（昭和55） | 1月、特別展「日本の美 - 救世熱海美術館名品展 -」および「沖縄県立博物館名品展」開催
2月、「移動博物館」を久米島の具志川・仲里両村で開催する。以後、離島市町村で毎年実施する。
8月、特別展「琉球のシダ植物」開催
11月、特別展「失われた生物たち - 大恐竜展 -」開催 |

- 1981（昭和56） 3月30日付け、博物館法に基づき「登録博物館」として登録される。
10月、特別展「沖縄の美－日本民芸館蔵－」および「戦前の沖縄写真展」開催
- 1982（昭和57） 5月、新たに常設展として自然部門を設置。
7月、企画展「沖縄の昆虫」開催
10月、特別展「熊本県・沖縄県交流展－熊本の歴史と文化－」開催
- 1983（昭和58） 5月、企画展「琉球の漆工芸」開催
11月、特別展「沖縄県・熊本県交流展－沖縄の美 風土と美術工芸－」を熊本県立美術館にて開催
- 1984（昭和59） 6月、企画展「玉城朝薫生誕三百年記念展－琉球芸能の世紀－」開催
7月、企画展「沖縄のシダ・貝・昆虫標本展」開催
10月、企画展「今帰仁グスク展」開催
- 1985（昭和60） 2月、企画展「紅型衣装と型紙展」開催
11月、特別展「グスク－グスクが語る古代琉球の歴史とロマン－」開催
- 1986（昭和61） 2月、特別展「大嶺薫コレクション－美術工芸の美を求めて－」開催
- 1987（昭和62） 10月、スポーツ芸術・特別展「沖縄の自然・歴史・文化」「沖縄近代の絵画－物故作家－」開催
12月、企画展「田名家収蔵品展－ある首里士族の400年－」開催
12月、企画展「現代沖縄の陶芸－天野鉄夫コレクション－」開催
- 1988（昭和63） 8月、特別展「ヤンバルの自然」開催
11月、特別展「三線名器100挺展」開催
- 1989（平成元） 11月、特別展「インドネシア更紗展」開催
12月、企画展 真境名由康生誕100年記念「芸能資料展」開催
- 1990（平成2） 1月、特別展「大アンデス文明展」開催
8月、企画展「沖縄の野鳥展」開催
11月、企画展「沖縄の祭り」開催
- 1991（平成3） 2月、企画展「技と美－大城志津子の世界－」開催
8月、企画展「沖縄のチョウ展」開催
9月、企画展「壺屋陶工遺作展」開催
10月、特別展「アジアの祭りと芸能」開催
- 1992（平成4） 2月、企画展「琉球の香り・あわもりの歴史と文化」開催
6月、特別展「古代メキシコ至宝展」開催
8月、特別展「沖縄の貝類展」開催
10月、復帰20周年記念特別展「琉球王国展」開催
- 1993（平成5） 1月、特別展「尚家継承琉球王朝文化遺産展」開催
2月、企画展「謝花雲石展」開催
7月、企画展「芭蕉布と平良敏子」開催
8月、特別展「沖縄の川と生きもの」開催
10月、企画展「刻まれた歴史－沖縄の石碑と拓本－」開催
- 1994（平成6） 7月、特別展「子どもの世界」開催
- 1995（平成7） 6月、戦後50周年記念特別展「蘇る沖縄・戦災文化財と戦後生活資料展」開催
- 1996（平成8） 7月、特別展「大久米島展」開催
12月、企画展「沖縄県立博物館50年の歩み」開催、創立50周年式典を行う。
- 1997（平成9） 4月、特別展「アルゼンチンの大恐竜展」開催
- 1998（平成10） 7月、企画展「琉球王国時代の植物標本展」開催
11月、特別展「包むこころ ふろしき展」開催
- 1999（平成11） 8月、特別展「三線のひろがり可能性展」開催
10月、企画展「日本の技－伝統のかたち－」開催（第7回全国重要無形

	文化財保持団体秀作展「日本の伝統美と技の世界」巡回展)
2000 (平成12)	2月、企画展「工芸王国 - きらめく手わざの世界を沖縄から -」開催 7月、特別展サミット開催記念「大琉球展」開催 11月、特別展ハワイ移民100周年記念「日系移民1世紀展」開催
2001 (平成13)	2月、企画展「沖縄の繊維・染料植物展」開催 3月、企画展「工芸王国 - 人・技・心 -」開催 11月、特別展「かざりとかたち展」開催
2002 (平成14)	9月、特別展「港川人展」開催 10月、企画展「沖縄の文化財展」開催
2003 (平成15)	2月、企画展「おきなわナースものがたり」開催 7月、企画展「旅する種子 - 運ばれるための巧妙なしかけ -」開催 10月、特別企画展「沖縄織物へのメッセージ - 田中俊雄の研究 -」開催
2004 (平成16)	2月、企画展「戦前の文化財保護 - 仲座久雄の活動 -」開催 8月、企画展「沖縄歴史を綴る秘宝展」開催 11月、企画展「自然界のエイリアン - 海をこえて持ちこまれた動物たち -」開催
2005 (平成17)	2月、特別展「いま・むかし、おもちゃ大博覧会 - 入江正彦 児童文化史コレクション -」開催
2006 (平成18)	2月、閉館記念特別展「柳宗悦の心と眼 - 柳宗悦の民藝と巨匠たち展 -」開催 3月、「ありがとう・さよなら」キャンペーン実施 3月、企画展「わたしの宝もの展」(博物館友の会主催)開催 (3月22日~3月31日 無料入館) 3月31日「ありがとう・さよなら」キャンペーン 閉館の集い実施 4月1日から博物館新館移転準備のため平成19年11月まで休館する。
2007 (平成19)	3月、新館へ事務所移転(29日)、首里在の沖縄県立博物館閉館式(30日)を行い、沖縄県立博物館の全ての機能等は教育庁文化施設建設室、敷地及び建物の管理は教育庁文化課にそれぞれ引き継ぐ(31日)。 4月、新館での事務を開始 11月、那覇市おもろまちに美術館を併設した「沖縄県立博物館・美術館」として新館開館(11月1日開館)。

【歴代館長】

東恩納博物館

大嶺 薫(昭和21年4月~28年3月)

首里博物館

豊平 良顕(昭和22年12月~23年3月)

原田 貞吉(昭和23年8月~28年3月)

沖縄民政府立首里博物館

原田 貞吉(昭和28年3月~30年5月)

琉球政府立博物館

山里 永吉(昭和30年5月~33年8月)

大城 知善(昭和37年2月~44年11月)

金城増太郎(昭和33年9月~36年12月)

外間 正幸(昭和44年12月~47年4月)

沖縄県立博物館

外間 正幸(昭和47年5月~56年3月)

大城 立裕(昭和58年4月~61年3月)

宜保榮治郎(平成4年4月~6年3月)

當間 一郎(平成8年4月~11年3月)

平田 與進(平成12年4月~14年3月)

大城徳次郎(昭和56年4月~58年3月)

大城 宗清(昭和61年4月~平成4年3月)

糸数 兼治(平成6年4月~8年3月)

大城 将保(平成11年4月~12年3月)

當眞 嗣一(平成14年4月~17年3月)

名嘉 政修（平成17年4月～18年3月）
新垣 隆雄（平成19年4月～19年10月）

宮城 清志（平成18年4月～19年3月）

沖縄県立博物館・美術館

牧野 浩隆（平成19年11月～）

2. 日誌抄（2006年4月1日～2007年3月31日）

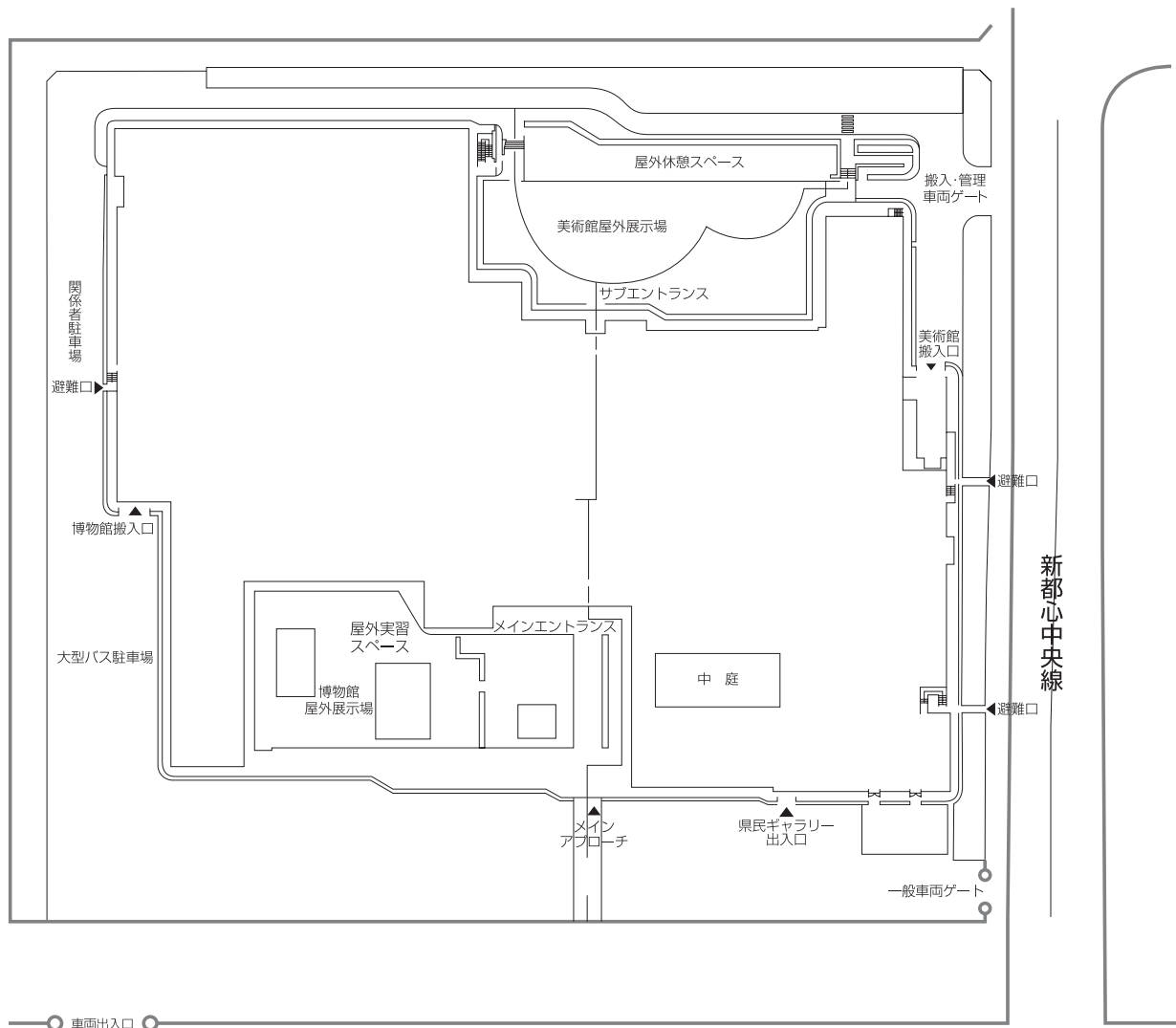
2006年（平成18）

- 4月10日 県職員初任者研修（～14日）
 - 10日 九州国立博物館展示資料38点貸出（「うるま ちゅら島 琉球」展）
 - 20日 新規職員研修（～21日）
 - 24日 東京大学、国立科学博物館人類研究調査団来館
- 5月 9日 博物館職員講習（～6月2日）
 - 16日 韓国・国立済州博物館職員来館
 - 23日 県博OBと新館について語る会
 - 25日 沖縄県博物館協会総会・研修会 於：宜野湾市博物館（～26日）
 - 29日 燻蒸（～6月2日）
- 6月 7日 九州博物館協議会 於：大分県（～9日）
 - 22日 島根県日原中学校グループ学習訪問
- 7月 2日 放送大学撮影（博物館学）
 - 7日 博物館新館展示工事安全祈願祭 於：波之上（トータルメディア開発研究所）
平成18年度沖縄県立博物館美術品等収集委員会
 - 20日 開館記念展第1回展示検討委員会
 - 26日 高倉解体修理・新館への設置準備
- 8月11日 鳥籠7点寄贈記者会見
 - 25日 平成18年度包括外部監査
- 9月 4日 北京故宮博物院専門職員来館
 - 8日 湧田窯新館へ移送（～14日）
- 10月12日 第4回世界のウチナーンチュ大会での資料収集（～15日）
 - 19日 尚順男爵関係資料の寄贈 於：知事応接室
 - 26日 謝花雲石 屏風装「萬國陽和」寄贈記者会見
- 11月13日 東京大学、国立科学博物館人類研究調査団発掘調査（～26日）
 - 15日 全国博物館協議会 於：長崎県（～17日）
 - 17日 沖縄県博物館協会秋期研修会 於：首里公民館
 - 21日 平成18年度沖縄県立博物館協議会
 - 23日 開館記念展プレイベント講演会 於：ていりるホール
- 12月 6日 新館移転のための資料梱包作業始まる
 - 26日 稲嶺一郎氏関係資料寄贈 於：知事応接室

2007年（平成19）

- 2月 8日 開館記念展第2回展示検討委員会
 - 16日 坂口總之輔氏カメラ寄贈記者会見
 - 27日 ランディーン氏来館（ハワイ大学ホーレーコレクション）
- 3月 7日 東京大学名誉教授佐倉朔氏と館長面談（下地原洞人引継の件）
 - 13日 消防訓練実施
 - 29日 新館へ事務所移転
 - 30日 首里在の沖縄県立博物館閉館式
 - 31日 沖縄県立博物館の全ての機能等を教育庁文化施設建設室へ引き継ぎ、敷地及び建物の管理を教育庁文化課に引き継ぐ。

3. 施設・設備



建築概要

●敷地面積	31,287㎡
●建築面積	13,484㎡
●延床面積	23,602㎡
博物館専有面積	10,473㎡
美術館専有面積	7,516㎡
共有面積	5,613㎡
●高さ	最高高さGL+21.8m
●駐車場	
一般駐車場	140台
(うち身障者用4台)	
大型バス駐車場	10台
駐輪場	25台
関係者駐車場	14台

博物館の主たる施設

●展示施設	
常設展示室	2,596㎡
総合展示室	1,252㎡
部門展示室	1,344㎡
自然史部門	360㎡
考古部門	262㎡
美術工芸部門	180㎡
歴史部門	120㎡
民俗部門	421㎡
屋外展示場	1,425㎡
企画展示室	351㎡
特別展示室	459㎡
●教育普及施設	
ふれあい体験室	110㎡
博物館講座室	191㎡
実習室	108㎡

●収蔵施設（ダブルデッキ含む）

自然史収蔵庫	417㎡
化石収蔵庫	245㎡
考古陶磁器収蔵庫	613㎡
特別収蔵庫	439㎡
民俗収蔵庫	668㎡
大型収蔵庫	358㎡

●調査研究施設

研究室	176㎡
研究資料室	111㎡
会議室	72㎡

供用施設

●エントランスホール	725㎡
●情報センター	217㎡
●講堂（212席）	327㎡

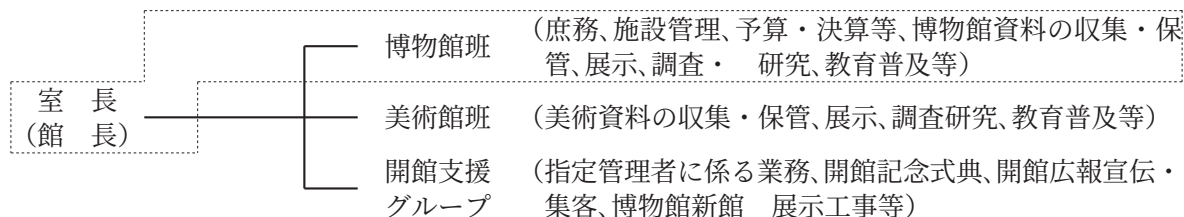
4. 組 織

【組織】

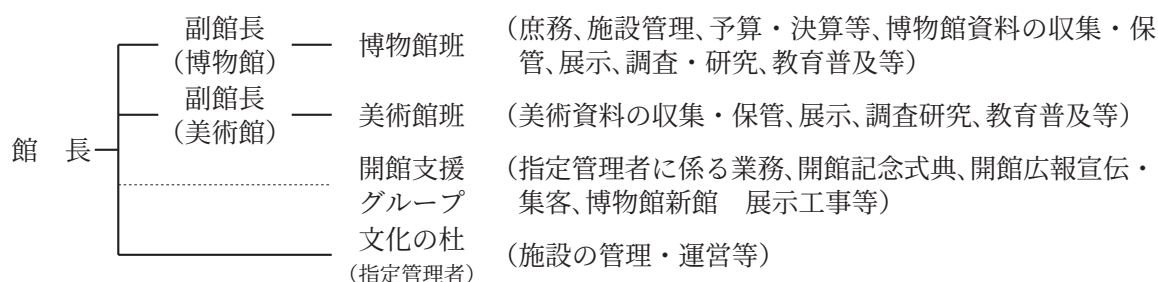
沖縄県立博物館は「沖縄県立教育機関設置条例」が10月31日まで存続するため、施設は休館しているが、職員の実務が新館開館の直前まで継続するため、一部職員の兼任発令が行われた。

今回、那覇新都心地区に開館した沖縄県立博物館・美術館は「沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例」の施行により2007年（平成19）11月1日をもって開館したため、沖縄県立博物館・美術館としての組織は11月時点で確定した。

2007年4月1日～10月31日（文化施設建設室／沖縄県立博物館）



2007年11月1日～2008年3月31日（沖縄県立博物館・美術館）



【職員構成】

2007年11月1日 現在

職 名	氏 名	担 当 業 務
館 長	牧野 浩隆	博物館・美術館業務の総理に関すること
博物館副館長	新垣 隆雄	博物館業務の統括に関すること
博物館班長	萩尾 俊章	班の総括、予算の総括、博物館・美術館の管理運営の総括、博物館資料の収集方針、博物館活動の計画、その他博物館に関すること。
主 査	當間 正子	博物館・美術館の庶務業務、出納員に関すること(平成18年度及び平成19年度11月以降)、予算・決算の資料作成、文書、公印・公用車の管理業務、県債、建物及び使用料等歳入、職員の福利厚生事務、博物館・美術館の連絡調整、その他の庶務等に関すること
主 任	松竹 学	財産関連業務、工事で取得した財産の区分・登載、備品及び消耗品購入業務、博物館・美術館の連絡調整、博物館・美術館協議会及び経営協議会、広報宣伝、その他庶務に関すること
主任学芸員	久場 政彦	民俗資料の収集・保管・整理・調査研究・公開等、新館展示(民俗)、民俗部門展示、特別展・企画展(民俗)、新収蔵品展、学芸研究資料室の図書等に関すること
主任専門員	田中 聡	生物資料の収集・保管・整理・調査研究・公開等、新館展示(生物)、自然史部門展示及び屋外展示(植生)、特別展・企画展(生物)、博物館総合調査、沖縄県博物館協会等に関すること
主任学芸員	知念 幸子	地質・化石資料の収集・保管・整理・調査研究・公開等、新館展示(地質化石等)、自然史部門展示、特別展・企画展(地質・化石)、化石資料整理事業、博物館資料の燻蒸、博物館資料データベース等に関すること
主任学芸員	赤嶺 敏	博物館学習の調査研究・プログラム策定・指導、体験学習教室・実習室・講座室・屋外展示の活用、学校連携、教育普及資料の収集・保管等、ボランティア・友の会の事業、視聴覚機器整理・保管に関すること

主 任	羽 方 誠	考古資料の収集・保管・整理・調査研究・公開等、新館展示(考古)、考古部門展示及び湧田窯展示、特別展・企画展(考古)、新館移転・資料整備事業、文化財公開施設、移動博物館等に関すること
学 芸 員	稲 福 恭 子	歴史資料の収集・保管・整理・調査研究・公開等、新館展示(歴史)、歴史部門展示、特別展・企画展(歴史)、資料収集事業、常設総合展示等に関すること
学 芸 員	平 川 信 幸	美術工芸資料の収集・保管・整理・調査研究・公開等、新館展示(美術工芸)、特別展・企画展(美術工芸)、新館移転・資料整理事業、博物館資料収集事業(基金)、博物館資料修理事業等に関すること
専 門 員	藤 田 祐 樹	人類学資料の収集・保管・整理・調査研究・公開等、新館展示(人類学)、特別展・企画展(人類学)、開館記念展、港川人骨の受入、博物館紀要の編集・発行等に関すること
専 門 員	山 崎 真 治	人類学資料の収集・保管・整理・調査研究・公開等、新館展示(人類学)、特別展・企画展(人類学)、共同研究事業、情報センターの図書・データ、博物館ホームページ等に関すること
教育普及嘱託員	宮 平 真 由 美	文化講座の企画等、ふれあい体験室の運営、ボランティア活動の連絡調整、博物館だより・ホームページ等の企画編集、博物館学習への各種照会事項対応の補助、ワークシート等に関すること
学芸嘱託員	上 原 久	博物館『年報』の編集・発行、写真資料等の整理及び貸出、撮影等の受付、博物館広報、歴史・美術工芸担当の補佐等に関すること

沖縄県博物館友の会

職 名	氏 名	担 当 業 務
書 記 ・ 会 計	池宮城 啓子	博物館友の会の庶務会計に関すること

【人事異動】

2007年4月1日～10月31日

職 名	氏 名	摘 要
転出		
館長	宮 城 清 志	県監査委員事務局 事務局長
副館長兼庶務課長 (庶務課)	宮 城 智 子	沖縄県立平和祈念資料館 館長
主査 主任 (学芸課)	當 間 正 子 平 安 山 明 彦	沖縄県立博物館 主査(建設室主査併任) 県土木建築部南部土木事務所 主任技師
主幹兼学芸課長	萩 尾 俊 章	沖縄県立博物館 主幹兼学芸課長(建設室博物館班長併任)
指導主事(充)	久 場 政 彦	文化施設建設室 主任専門員
指導主事(充)	田 中 聡	文化施設建設室 主任専門員
指導主事	赤 嶺 敏	文化施設建設室 主任専門員
指導主事	知 念 幸 子	沖縄県立博物館 主任学芸員(建設室主任専門員併任)
専門員	羽 方 誠	文化施設建設室 主任
学芸員	稲 福 恭 子	文化施設建設室 専門員
学芸員 (教育普及課)	平 川 信 幸	沖縄県立博物館 学芸員(建設室専門員併任)
主幹兼教育普及課長 学芸員(臨任)	津 波 古 聡 宮 平 真 由 美	財団法人沖縄県文化振興会史料編集室 主幹 沖縄県立博物館 学芸員(嘱託)
転入		
館長(建設室長併任) (庶務課)	新 垣 隆 雄	文化施設建設室 室長
副参事兼庶務課長 (建設室副参事併任)	長 堂 嘉 一 郎	文化施設建設室 副参事
主査(建設室主査併任) 主任(建設室主任併任) (学芸課)	當 間 正 子 松 竹 学	沖縄県立博物館 主査 生涯学習振興課生涯学習推進センター 主任
主幹兼学芸課長 (建設室博物館班長併任)	萩 尾 俊 章	沖縄県立博物館 主幹兼学芸課長

主任学芸員 (建設室主任専門員併任)	知 念 幸 子	沖縄県立博物館 指導主事
学芸員 (建設室併任)	平 川 信 幸	沖縄県立博物館 学芸員
学芸員 (嘱託)	宮 平 真由美	沖縄県立博物館 学芸員 (臨任)
学芸員 (嘱託)	上 原 久	沖縄県教育庁文化課 専門員 (臨任)

2007年11月1日 現在

職 名	氏 名	摘 要
転出		
館長 (建設室長併任) (庶務課)	新 垣 隆 雄	沖縄県立博物館・美術館 参事兼博物館副館長
副参事兼庶務課長 (建設室副参事併任)	長 堂 嘉 一 郎	沖縄県立博物館・美術館 副参事
主査 (建設室主査併任)	當 間 正 子	沖縄県立博物館・美術館 主査
主任 (建設室主任併任) (学芸課)	松 竹 学	沖縄県立博物館・美術館 主任
主幹兼学芸課長 (建設室博物館班長併任)	萩 尾 俊 章	沖縄県立博物館・美術館 博物館班長
主任学芸員 (建設室主任専門員併任)	知 念 幸 子	沖縄県立博物館・美術館 主任学芸員
学芸員 (建設室専門員併任)	平 川 信 幸	沖縄県立博物館・美術館 学芸員
学芸員 (嘱託)	宮 平 真 由 美	沖縄県立博物館・美術館 学芸員 (嘱託)
学芸員 (嘱託)	上 原 久	沖縄県立博物館・美術館 学芸員 (嘱託)
転入		
館長	牧 野 浩 隆	平成19年11月1日就任
参事兼博物館副館長 (庶務)	新 垣 隆 雄	沖縄県立博物館 館長 (建設室長兼任)
副参事	長 堂 嘉 一 郎	沖縄県立博物館 副参事兼庶務課長 (建設室副参事併任)
主査	當 間 正 子	沖縄県立博物館 主査 (建設室主査併任)
主任 (学芸)	松 竹 学	沖縄県立博物館 主任 (建設室主任併任)
博物館班長	萩 尾 俊 章	沖縄県立博物館 主幹兼学芸課長 (建設室博物館班長併任)
主任学芸員	久 場 政 彦	文化施設建設室 主任専門員
主任学芸員	田 中 聡	文化施設建設室 主任専門員
主任学芸員	知 念 幸 子	沖縄県立博物館 主任学芸員 (建設室主任専門員併任)
主任	羽 方 誠	文化施設建設室 専門員
学芸員	稲 福 恭 子	文化施設建設室 専門員
学芸員	平 川 信 幸	沖縄県立博物館 学芸員 (建設室専門員併任)
専門員	藤 田 祐 樹	文化施設建設室 専門員 (平成19年4月1日 新規採用)
専門員	山 崎 真 治	文化施設建設室 専門員 (平成19年4月1日 新規採用)
学芸員 (嘱託) (教育)	上 原 久	沖縄県立博物館 学芸員 (嘱託)
主任学芸員	赤 嶺 敏	文化施設建設室 主任専門員
学芸員 (嘱託)	宮 平 真由美	沖縄県立博物館 学芸員 (嘱託)

５．沖縄県立博物館協議会

日 時：平成１８年１１月２１日（火） １４：００ ～ １６：００

場 所：県立博物館会議室

- ① 協議題 平成１８年度事業実施について
 平成１９年度博物館活動全体計画について
 開館記念展について
- ② 報 告 博物館新館移転作業について
- ③ その他 博物館新館の視察

沖縄県立博物館協議会委員会名簿（平成１６年１２月１５日～平成１８年１２月１４日）

	氏 名	所 属	職 名
学 識 経 験 者	（会 長）金城 正篤	沖縄大学（歴 史）	教 授
	祝 嶺 恭子	県立芸術大学附属研究所（美術工芸）	客員教授
	新城 和治	元琉球大学（自然史）	元 教 授
	津波 高志	琉球大学（民 俗）	教 授
	上原 静	沖縄国際大学（考古学）	助 教 授
学校教育関係者	平良 昌義	沖縄県小学校長会	副 会 長
	仲西 勉	沖縄県中学校長会	副 会 長
	又吉 孝一	沖縄県高等学校長協会	副 会 長
社会教育関係者	（副会長）藏根 芳雄	沖縄県社会教育委員連絡協議会	会 長
	田畑 静夫	沖縄県PTA連合会	会 長

６．予算

平成１８年度博物館費（決算）

（単位：円）

	博物館管理運営費	博物館特別事業費	文化施設建設費	開館準備事業費	博物館 計
報 酬	55,800	0	0	0	55,800
賃 金	1,294,000	2,801,000	12,451,320	0	16,546,320
報 償 費	64,100	96,000	0	0	160,100
旅 費	889,630	1,613,780	0	557,000	3,060,410
需 用 費	13,052,211	7,763,000	426,884	501,900	21,743,995
役 務 費	423,931	94,840	0	299,670	818,441
委 託 料	9,576,000	0	32,094,082	16,999,687	58,669,769
使用料及び賃貸料	0	39,430	599,760	0	639,190
備 品 購 入 費	22,176,000	294,170	0	0	22,470,170
負担金補助及び交付金	75,000	0	0	0	75,000
合 計	47,606,672	12,702,220	45,572,046	18,358,257	124,239,195

平成１８年度歳入状況

（単位：円）

	収入済額	説 明
土 地 使 用 料	54,832	
雑 入	6,955	博物館総合保険の保険料精算
	3,520,000	住友財団助成金「文化財維持補修事業」
合 計	3,581,787	

Ⅱ．調査研究等の活動

1．調査研究の概要

博物館の機能は、調査研究活動、資料収集・保管、資料の展示、教育普及活動という四つの大きな柱によって構成されている。これらは互いに相補性をもって存在するものであるが、調査研究活動は、その中でももっとも基礎となるものである。

当館における調査研究活動は、統一テーマを設定して全学芸員が一地域を対象として取り組む共同研究と、個々の学芸員が各自の専門分野について調査研究を進める個別研究とがある。

共同研究としては、各離島における自然・歴史・民俗・考古・美術工芸・建築の各分野の基礎資料の掘り起こしと、収集を目的とした総合調査を実施しており、これまでに久米島（平成5年度・6年度に実施）を皮切りに、波照間島（平成8年度・9年度）、西表島（平成10年度～12年度）、小浜島（平成13年度～15年度）と実施し、それぞれ調査報告書を刊行している。平成16年度からは与那国島について調査を実施し、平成20年度は報告書を刊行する予定である。なお、通常総合調査は3年間で実施しているが、平成19年度は新館移転のため、報告書の刊行を1年延長した。また20年度以降に、これまで実施した調査地に関する展示会を検討している。

各学芸員については、それぞれの専門分野別に自主的なテーマ設定のもと進めている研究や、外部からの依頼を受けて実施している調査研究など、多様なあり方で研究が行われている。それぞれの研究成果については、平成18年度に刊行した『沖縄県立博物館紀要第32号』をはじめとして、各学芸員が所属している学会の会誌や研究機関誌等で発表されている。また、各機関から委嘱、依頼を受けた委員会や講演会等でも、それぞれ関連する調査に基づいた発表がなされている。

以下、平成18年度に当館及び学芸員が実施した調査・研究活動の状況を報告する。

（萩尾 俊章）

2．博物館総合調査 - 与那国島総合調査 -

【趣旨】

沖縄県は多くの島々から成り立ち、島ごとに独自の自然やそれを背景としたくらしがある。これまで、県内の個々の島について、生物相、遺跡の分布、民俗・集落や伝統行事等については報告が散見されるものの、島々の自然・歴史・文化をより深く理解するためには、まだまだ基礎的資料は十分とはいえない。

近年、県内においても森林伐採・道路建設・干潟の埋め立てなどの乱開発のため、自然環境は大きく変貌してきている。さらに、住民の生活や伝統行事の形態などの文化的側面も変わりつつある。このままでは、島々の自然・歴史・文化などに関する貴重な資料が失われてしまうことは想像に難くない。

そこで本事業は、県内離島の自然・歴史・文化についての調査研究を通してそれらの価値を見だし、その成果を記録・報告するとともに、当館の展示会等により島々の実態を多くの県民に伝えることを目的としている。島々の自然の現状や伝統文化を深く理解することによって、攪乱に対して脆弱な島々の自然環境の保全や貴重な文化的資料の保存に対する意識が高められ、より良い形での地域の発展につながることを考えられる。

与那国島総合調査は、平成16年から平成20年までの5年計画で実施する。

【予算額】

559,000円（平成18年度）

【与那国島の選定理由】

与那国島は国内で最西端に位置し、台湾までの距離もきわめて近い。与那国島だけに固有の生物も多く、八重山諸島のなかでも独特の生物相を形作っている。また、方言をはじめとしたくらしや文化も八重山諸島のなかでも特異であり、詳細な調査が必要である。

【組織】

本調査組織は平成16年度から平成20年度に沖縄県立博物館に在籍する各分野の学芸員により構成される。

【調査方法】

本調査は、自然、考古、歴史、民俗、美術工芸、教育普及の6分野で実施する。各分野で調査対象、調査地域、方法論等が異なるため、分野ごとに検討した調査計画に基づき、現地調査は各調査員が個別に実施する。

平成18・19年度は一部の職員で補足調査を実施し、平成20年度に報告書を作成する。

【調査成果】

平成20年度に報告書を刊行し、平成21年度にこれまでに総合調査を実施した八重山諸島西側の4島嶼（波照間島・西表島・小浜島・与那国島）を対象とした特別展を実施する。また、調査をとおりて収集した資料は県立博物館資料として収蔵し、今後の展示活動等に活用する。

（田中 聡）

3. 調査研究

久場 政彦（充指導主事 民俗）

- 名 称：新館展示資料調査（具志川市）
期 日：平成18年4月23日
依頼機関：トータルメディア開発研究所
- 名 称：新館展示資料調査（福岡県太宰府市）
期 間：平成18年6月25日～29日
依頼機関：トータルメディア開発研究所
- 名 称：新館展示資料調査（嘉手納町）
期 日：平成18年8月4日、9日
依頼機関：トータルメディア開発研究所
- 名 称：新館展示資料調査（沖縄市・うるま市）
期 間：平成18年8月7日～9日
依頼機関：トータルメディア開発研究所
- 名 称：新館展示資料調査（嘉手納町・沖縄市）
期 日：平成18年8月23日
依頼機関：トータルメディア開発研究所
- 名 称：新館展示資料調査（久高島）
期 間：平成18年9月1日～2日
依頼機関：トータルメディア開発研究所
- 名 称：新館展示資料調査（那覇市）
期 間：平成18年9月26日～27日
依頼機関：トータルメディア開発研究所
- 名 称：新館展示資料調査（名護市）
期 日：平成18年9月29日
依頼機関：トータルメディア開発研究所
- 名 称：新館展示資料調査（八重瀬町・南城市）
期 間：平成18年10月2日～5日
依頼機関：トータルメディア開発研究所
- 名 称：新館展示資料調査（与那原町・豊見城市）
期 日：平成18年10月16日、18日
依頼機関：トータルメディア開発研究所

- 名 称：新館展示資料調査（与那原町）
期 日：平成18年11月2日
依頼機関：トータルメディア開発研究所
- 名 称：新館展示資料調査（沖縄市）
期 日：平成18年11月9日
依頼機関：トータルメディア開発研究所

平川 信幸（学芸員）

- 名 称：九州博物館協議会（九州における博物館運営の現状視察）
期 間：平成19年2月8日～9日
依頼機関：沖縄県立博物館
- 名 称：資料購入基金の資料調査（大阪・京都）
期 間：平成19年3月22日～24日
依頼機関：沖縄県立博物館

田中 聡（充指導主事 生物）

- 名 称：新館展示資料調査（本部町水納島）
期 日：平成18年4月17日
依頼機関：トータルメディア開発研究所
- 名 称：新館展示資料調査（石垣島・西表島）
期 間：平成18年4月25日～28日
依頼機関：トータルメディア開発研究所
- 名 称：新館展示資料調査（北大東島・南大東島）
期 間：平成18年5月13日～17日
依頼機関：トータルメディア開発研究所
- 名 称：平成18年度県指定天然記念物イボイモリ生息実態調査
期 間：平成18年5月25日～平成19年3月31日
依頼機関：沖縄県教育委員会
- 名 称：新館展示資料調査（国頭村）
期 日：平成18年5月26日
依頼機関：トータルメディア開発研究所
- 名 称：新館展示資料調査（国頭村）
期 日：平成18年6月8日
依頼機関：トータルメディア開発研究所
- 名 称：新館展示資料調査（本部町）
期 日：平成18年6月14日
依頼機関：トータルメディア開発研究所
- 名 称：「身近な生物集団保護の重要性」についての調査研究（科学研究費補助金「奨励研究」）
期 間：平成18年6月16日～平成19年3月31日
助成機関：日本学術振興会
- 名 称：新館展示資料調査（恩納村・国頭村）
期 日：平成18年6月20日
依頼機関：トータルメディア開発研究所
- 名 称：新館展示資料調査（奄美大島・徳之島）
期 間：平成18年6月26日～29日
依頼機関：トータルメディア開発研究所
- 名 称：与那国島総合調査
期 間：平成18年7月4日～6日
依頼機関：沖縄県立博物館

- 名 称：新館展示資料調査（宮古島・池間島）
期 間：平成18年7月10日～12日
依頼機関：トータルメディア開発研究所
- 名 称：新館展示資料調査（国頭村）
期 間：平成18年7月19日～20日
依頼機関：トータルメディア開発研究所
- 名 称：新館展示資料調査（奄美大島・宝島）
期 間：平成18年7月29日～8月2日
依頼機関：トータルメディア開発研究所
- 名 称：新館展示資料調査（国頭村）
期 間：平成18年8月7日～8日
依頼機関：トータルメディア開発研究所
- 名 称：新館展示資料調査（渡嘉敷島）
期 間：平成18年8月17日～18日
依頼機関：トータルメディア開発研究所
- 名 称：新館展示資料調査（久米島）
期 間：平成18年8月24日～25日
依頼機関：トータルメディア開発研究所
- 名 称：新館展示資料調査（伊平屋島）
期 間：平成18年8月27日～28日
依頼機関：トータルメディア開発研究所
- 名 称：新館展示資料調査（国頭村）
期 日：平成18年12月9日
依頼機関：トータルメディア開発研究所

知念 幸子（指導主事 地学）

- 名 称：新館展示資料調査（神奈川県）
期 間：平成18年5月25日～26日
依頼機関：トータルメディア開発研究所
- 名 称：新館展示資料調査・撮影（波照間島）
期 間：平成18年8月22日～25日
依頼機関：トータルメディア開発研究所
- 名 称：与那国島総合調査（与那国島）
期 間：平成18年10月1日～3日
実施機関：沖縄県立博物館
- 名 称：新館展示資料調査・収集（西表島）
期 間：平成19年1月24日～25日
依頼機関：トータルメディア開発研究所
- 名 称：新館展示資料調査・収集（群馬県）
期 間：平成19年2月19日～21日
依頼機関：トータルメディア開発研究所

4. 講演等

萩尾 俊章（学芸課長）

- 名 称：泡盛楽寄附講座「泡盛の歴史」
期 日：平成18年5月13日
依頼機関：沖縄大学

- 名 称：泡盛楽寄附講座「泡盛と祭り」
期 日：平成18年5月20日
依頼機関：沖縄大学
- 名 称：ボランティア養成講座「泡盛について」
期 日：平成18年8月12日
依頼機関：沖縄県平和祈念資料館
- 名 称：コース（古酒）の日シンポジウム（パネリスト）
期 日：平成18年9月4日
依頼機関：沖縄県酒造組合連合会
- 名 称：フォーラム「博物館・美術館の指定管理者制を考える」（パネリスト）
期 日：平成18年11月17日
依頼機関：沖縄県博物館協会
- 名 称：史跡めぐり（国頭方西海道他）講師
期 日：平成18年11月26日
依頼機関：沖縄県立博物館友の会
- 名 称：西原町立図書館第10回講演会「泡盛と女性」
期 日：平成18年12月19日
依頼機関：西原町立図書館

羽方 誠（専門員 考古）

- 名 称：平成18年度 第22回文化講座「発掘調査速報2006」（潮原古墓群発掘調査）
期 日：平成18年7月29日
依頼機関：沖縄県立埋蔵文化財センター

田中 聡（充指導主事 生物）

- 名 称：指定希少野生動植物種等選定検討委員
期 間：平成18年6月28日～平成19年2月28日
依頼機関：沖縄県文化環境部自然保護課
- 名 称：沖縄青少年科学作品展審査
期 日：平成19年1月16日
依頼機関：沖縄県教育委員会・沖縄電力株式会社

知念 幸子（指導主事 地学）

- 名 称：沖縄青少年科学作品展審査
期 日：平成19年1月16日
依頼機関：沖縄県教育委員会・沖縄電力株式会社

5. 著作論文等

萩尾 俊章（学芸課長）

- 「沖縄本島の綱引き～大山の綱引きを中心に～」『うるまちゅら島 琉球』九州国立博物館 平成18年4月
- 「中国華南地域の酒蒸留器と泡盛」『民具研究』134号 日本民具学会 平成18年9月
- 「近代沖縄における泡盛・焼酎の伝統的蒸留器と酒の類別化」『泡盛研究』第1号 泡盛学会 平成18年12月
- 「沖縄県における口噛み酒と神酒の民俗」『沖縄県立博物館紀要第32号』平成18年12月
- 「東廻り」「雨乞い」他17項目『日本民俗事典』朝倉書店 平成18年度刊行予定

久場 政彦（充指導主事 民俗）

- 「資料紹介：沖縄の伝統鳥籠について」『沖縄県立博物館紀要第32号』平成18年12月

羽方 誠（専門員 考古）

- 『首里城跡－黄金御殿地区発掘調査報告書－』（分担執筆）沖縄県立埋蔵文化財センター
- 『潮原古墓群発掘調査報告書』（分担執筆）沖縄県立埋蔵文化財センター

平川信幸（学芸員 美術・工芸）

- 「研究ノート：「孔子像及四聖配像」について」『沖縄県立博物館紀要第32号』平成18年12月

稲福 恭子（学芸員 歴史）

- 「資料紹介：沖縄県立博物館所蔵の地図について－近代以前の地図を中心に－」『沖縄県立博物館紀要第32号』平成18年12月

田中 聡（充指導主事 自然史）

- 「シロアゴガエルとオンナダケヤモリの池間島からの記録」『沖縄県立博物館紀要第32号』平成18年12月

6. 職員研修

博物館の学芸員は、「博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる」（博物館法 第4条4）こととしており、学問的専門性が要求されている。そのため学芸員一人ひとりがこれらに必要な最先端の知識と技術を習得し、生涯学習時代における新しい博物館の展望を持つことが求められている。この目的を達成するために、職員は適宜研修を受講している。

平成18年度は文部科学省と国立社会教育研究所が主催する「博物館職員講習」に参加した。この研修は、博物館職員の資質向上を目的に2年継続で開催される。20日間の研修は、博物館学から現場視察まで実際の資料取り扱いの技術を含め、多彩なプログラムが組まれている。この研修を修了した者は、学芸員資格が与えられる。

（萩尾 俊章）

【沖縄県博物館協会研修会】

- 平成18年度 沖縄県博物館協会春期研修会（5月25日 於：宜野湾市立博物館）
宮城清志館長、宮城智子副館長、萩尾俊章、赤嶺敏、平川信幸、稲福恭子、宮平真由美の7名が参加した。
- 平成18年度 沖縄県博物館協会秋期研修会（11月17日 於：首里公民館）
宮城智子副館長、津波古聡、萩尾俊章、田中聡、赤嶺敏、知念幸子、平川信幸、久場政彦、羽方誠、宮平真由美の10名が参加した。

【平成18年度博物館職員講習】

「博物館職員講習」（主催：文部科学省）は、博物館等に勤務する職員を対象に学芸員資格の取得を目的として実施されている。期間は2年間にまたがり、2年目の平成18年度は5月10日から6月2日にかけて国立教育政策研究所社会教育実践研究センター（東京上野）を主会場に、博物館概論、博物館経営論、博物館情報論、博物館資料論の4科目についての講義及び現地研修を受講した。各科目の講義概要については、以下のとおりである。

① 博物館概論

博物館の目的と機能・歴史・現状、博物館と地域社会・生涯学習・ボランティア活動、博物館倫理・関係法規

② 博物館経営論

ミュージアム・マネジメント、博物館の職員及び施設・設備、博物館における教育普及活動の意義と方法

③ 博物館情報論

博物館における情報の意義・情報提供と活用の方法・情報機器

④ 博物館資料論

博物館資料の収集、資料の保存・整理保管、博物館資料に関する調査研究活動の意義と方法

また、現地研修では、横浜美術館、平塚市博物館、東京ガス（株）環境エネルギー館、新江ノ島水族館の4館を訪問し、博物館資料の個性的な展示手法について学んだ。

今回の研修を通して、多様化する博物館活動の現状について多くの情報を得ることができた。また、生涯学習の中核的な機関として博物館が担うべき役割の大きさを再認識した。全国から参加した博物館員との交流も有意義であった。

（久場 政彦）

Ⅲ. 博物館新館に向けた活動

1. 博物館新館に向けた活動の概要

【展示監修会議について】

博物館新館の常設総合展示については、当館の各学芸員が文化施設建設室博物館班で所管する沖縄県立博物館新館展示監修委員会の委員で構成される分野別調整会議で、展示の構成や展開などについて検討を進めていった。

分野別調整会議は、下記に示すように、分野ごとに4回ずつ開催された。この会議には、担当学芸員と学芸課長が出席した。分野別会議では部門展示に関する内容も含まれるので、その点は別項目があるのでここでは割愛する。

自然史：平成18年7月3日、8月31日、12月12日、平成19年2月22日
考古：平成18年6月29日、8月24日、12月21日、平成19年2月20日
歴史：平成18年6月30日、9月1日、12月15日、平成19年2月16日
民俗：平成18年7月4日、8月28日、12月18日、平成19年2月19日
教育普及：平成18年6月28日、8月25日、12月8日、平成19年2月16日

また、平成18年度は展示監修委員会は2回開催された。本会議には館長と学芸課長、教育普及課長が出席した。

第1回（平成18年10月27日開催）は、総合展示のテーマ変更（案）、屋外展示、イノー展示、サークルホール展示などについて議題とされた。第2回（平成19年3月19日開催）は、総合展示構成、部門展示構成、屋外展示、ふれあい体験室及び体験キットなどについて検討及び確認がなされた。

こうした会議以外に、担当学芸員と各監修委員との個別調整会議は頻繁に行われるとともに、委託業者である（株）トータルメディア開発研究所の各担当職員とも随時、日々調整が重ねられた。

【展示関連業務について】

平成18年度は各分野における展示構成要素の確定作業や造作物の具体的検討、展示資料の展示にかかる演習具仕様確定、AVコンテンツにかかる映像素材の撮影などとともに、展示グラフィックやPCコンテンツ等の原稿執筆が加わった。

展示グラフィックについては、原稿執筆の要領について共通認識を深め、小学校高学年で理解ができることを目指した。見本原稿を1本作成した後、小学校の先生方の意見を聞いた上で、中・小テーマの原稿執筆に取りかかった。

また、新館展示の常設展示ガイドブック（図録）については割付や構成案、写真候補、英文併記の仕様などについて検討を行った。原稿は基本的には展示グラフィックの中・小テーマで執筆するデータを利用し、別途ガイドに必要な項目については各担当が原稿を執筆した。掲載する写真は年度内に50件ほどの新規撮影が必要となった。新年度にさらに70件ほどの撮影が見込まれた。

さらに、総合展示の「シマの自然とくらし」に設置される「島々探求」のPCコンテンツについては、島々に関する情報の構成要素の検討をおこなった。琉球列島の各島々に関する自然や歴史・文化の情報項目約700件近くを抽出し、これについても各分野の担当で原稿の執筆を行った。ただし、項目数が多いために、各シートに添付する写真の手配が課題となっている。

音声ガイドについては、総合24ヵ所、部門26ヵ所の合計50ヵ所の音声解説について項目を選定し、まずは試聴用原稿1本の作成を行った後に、各分野の原稿執筆を行った。また、博物館のオリエンテーションソフトの仕様についても確認を行った。

（萩尾 俊章）

2. 収蔵品新館移転関係

【事業概要】

県立博物館は平成19年に那覇市おもろまちの新館へ移転し、同年秋に開館を予定している。この移転に先立ち、当館では収蔵資料の全体量・サイズ・資料状態を把握し、各分野の資料に適した状態で梱包・移転を進めるための資料整理作業を実施している。本事業は、前身となる平成15～16年度に実施した、沖縄県緊急地域雇用創出特別事業「博物館新館移転資料整理事業」において取りまとめたデータを基礎として、平成17～19年度までの3ヵ年事業として立ち上げ、各分野で下記の賃金職員を割り当て、収蔵資料の整理作業を実施した。また、今年度は次年度の引っ越し作業に備え、輸送業者に委託し資料の美術梱包をおこなう。

【作業内容】

平成18年度の整理作業は、17年度に引き続き、全ての資料の照合や現状の確認、法量計測、写真撮影等を行い、収蔵場所等の情報も含めたデータを作成し、データベースを構築した。それらに加え今年度は、前年度作成した各分野の資料ごとに詳細な仕様書をもとに梱包作業を行った。梱包作業は12月から2月にかけて業者に委託し美術梱包を行い、次年度以降の輸送に際して、不慮の事故等によって破損などが起こらないよう十分に気が配られた。

【今後の作業概要】

平成19年度以降の主な業務は、博物館の収蔵資料を一般梱包資料と美術梱包資料に分けて輸送し、事業費のスリム化を行う。輸送後は委託業者、賃金職員と共に開梱作業を行い開梱後は資料を所定の場所に配架し、今後の資料の活用のために配架された場所をコンピュータ入力によって記録していく。

【輸送委託業者】

琉球物流株式会社（代表取締役 大嶺秀宣 那覇市港町2-17-13）

【賃金職員】

化石・岩石：城間賀代子、具志堅優子
自然史：楠井あんり、後藤健志
考古：真喜志悦子、田中章子、宮城瑞紀
歴史：安崎文人、真玉橋麻衣子
民俗：呉屋和江、仲原裕子
美術工芸：北村いくみ
図書整理：平良典子、照屋亜希子

（平川 信幸）

3. 展示準備活動 - 総合展示 -

博物館新館の常設総合展示は、「海と島に生きる - 豊かさ、美しさ、平和を求めて -」をメインテーマとし、通史を基軸にすえながら、展示を展開する。平成18年度は、常設総合展示については、基本的に展示テーマや構成、資料の選定、AV・PCのコンテンツなどについて検討を行うとともに、制作を進めた。

まず導入展示にあたる「ニライカナイの彼方から」については、イノーの生物展示構成や展示資料の制作、海浜植生の展示、さらにサークルホールと呼んでいる展示コーナーの化石等の展示物制作ならびに映像のシナリオ・映像の点検を行なった。

次に、総合展示の中央に配置される環境地理模型「シマの自然と暮らし」では、各島々に関するパソコンの情報端末が設置されるが、端末に取り込む映像ソフトや、自然・歴史・文化に関する検索情報700項目に及ぶ原稿作成などをおこなった。

考古分野では、総合展示における考古資料の展示構成、「古我地原貝塚」模型については人物の設

定や特徴、装身具等の決め込みを行った。グスク模型については、当初予定していた一部グスクについて基礎的な資料不足などから、新たに候補となるグスクを選定した。最終的にはアリモリグスク、座喜味グスク、知念グスク、下田原グスクに確定し、資料収集・基本調査と模型の製作を進めた。

歴史分野では総合展示の総合展示テーマ（案）、展示構成、展示項目、PC・AVのシナリオフローなどを中心に作業を進めた。

とくに近現代の展示構成については様々な決め込みがなされていないものも多かったことから、こうした時代を中心に作業や調整を進めた。検討課題となったのは、ウォールケースとなる「沖縄県の形成」や復帰後の「新生沖縄県」についてはグラフィックパネルの構成と展示資料の構成を、また、ステージ展示の「ソテツ地獄と移民」、「アメリカ統治下の沖縄」、「『復帰』への道のり」、「本土並みからさまざまな沖縄へ」に関しても各々検討を重ねた。とりわけ「アメリカ統治下の沖縄」については、ステージ構成の仕様や展示構成について幾度となく検討を重ねるとともに、那覇市立図書館に所蔵されていた旧那覇琉米文化会館関係資料（図書資料を除く）が一括して当館に移管されたことから、当該資料を活用しながらの展示構成を探った。

ステージ6・12に展示する進貢船ならびにマーラン船模型の制作については、別途検討会が設けられた。東京国立博物館所蔵（現、九州国立博物館管理）の進貢船とマーラン船模型を原資料として、それらを各2倍に拡大したサイズの模型を制作する。ただし、制作上の課題点もあり、原資料が経年劣化により変化した面があること、拡大することによる不自然さや模型としての強度不足などが検討された。新しい研究成果も援用しつつ、最新・最良の模型制作を目指すことが確認され、制作図面の検討を行った。

さらに、ステージ8の伊平屋阿母嘉那志正装やステージ10の役人の位階と装束などについても、担当学芸員や関係する専門家の意見を聞きながら、衣装等の制作を進めた。

（萩尾 俊章）

4. 展示準備活動 - 部門展示 -

【自然史部門展示 - 地学分野 -】

太陽系の第三惑星「地球」には唯一液体としての「水＝海」が存在し、地球は宇宙空間の中で閉鎖された一つのシステムを形成している。その中で私たち人類は、地球環境と生物との関わりの中で知的生命体として発達してきた。私たちが「いまここに存在しているということ」を考えると、地球上に生命が誕生してから続く、壮大な「命のリレー」を行っていることに感銘を受けずにはいられない。私たちは、果てなく広大な宇宙について語ることや、地球誕生から現在に至るまでの歴史について語ることができる反面、環境問題をはじめ、資源・エネルギー問題など様々な問題を抱えている。自然史分野では過去と現在の琉球列島を理解することで、私たちに残された自然環境を、未来へとつなげる布石としている。

地学系展示では、沖縄の島々の成り立ちや生物相の形成について、採取された岩石・化石から、生物の進化や琉球列島のものがたりについての暗号を解読し、それらが辿った変遷について解説する。さらに私たちホモ・サピエンスが「どこからきたのか」ということを、全身骨格が発見され世界的にも貴重な標本である「港川人」を中心に解説する。

平成18年度は、展示用として現代日本人頭骨の複製製作、西表島産リュウキュウイノシシの骨格標本製作、クサリサング及び黒曜石の購入と、産出数が減少してきているセンニンガイ化石の寄贈を受け、常設展示に活用する予定である。

（知念 幸子）

【自然史部門展示 - 生物分野 -】

生物分野では、琉球列島の陸上生物相が島々の成り立ちと関わりながらどのように形成されたのかということを軸に展示を展開する。沖縄の代表的な植生として、沖縄島北部・宮古島・西表島を取り上げ、ジオラマによる展示をするが、その中では自然がどのように維持されているのかが理解されることを重視し、キノコ・ミミズ・シロアリなど地味でも分解者として重要な生物にも着目できるように考慮している。時期・規模ともに展示内容が制約されるジオラマ展示を補完するため、情報検索P

Cにより、その場所で見られる多くの動植物について学習できるよう配慮する。また、島嶼性、多様性、種分化、移動といった現象を伝えてくれる代表的な動植物の標本・レプリカを展示する。展示の最後は、長大な時間をかけて形成された、世界的にも注目されている沖縄の自然が開発や外来種等によって、いまや危機的状況にあることを伝え、そのような問題に対する私たちの課題を考えることで締めくくる。

琉球列島の生物は、大部分が他県と異なるため、ほとんどの展示がオリジナルといってよい。できる限り最新の科学的知見をふまえ、資料調査も野外調査が中心となった。平成18年度は、展示用レプリカを製作するための数々の標本の採集や情報検索PCなどに使用する写真撮影に加えて、映像コンテンツの素材として、沖縄島北部の両生類の繁殖活動、キノボリトカゲの社会行動、ミヤコヒキガエルのカエル合戦、池間島のオカガニの放幼行動等についてビデオ撮影をおこなった。

(田中 聡)

【考古部門展示】

考古部門では「沖縄考古学の世界」と題し、各時代の土器や石器などの出土品を展示する予定である。今年度は以下のような作業を行った。

展示構成の検討：展示の意図や展示方法、資料の数量、配置に関する検討。

借用資料の選定：館外から借用する必要がある資料の選定。主に沖縄県立埋蔵文化財センターが所蔵している資料について、発掘調査報告書をもとに選定。

複製品の制作：北谷町伊礼原遺跡から出土した縄文時代の土器、木器などの複製品を製作。

土層パネル制作：北谷町伊礼原遺跡で現地剥ぎ取りした土層を、展示用に加工。

模型の制作：石蒸し料理（宮古・八重山諸島の遺跡で確認されている、焼いた石で食材を蒸す料理方法）の場面を、15分の1の大きさに復元した模型についての仕様検討と作成。

展示パネルの制作：展示パネルに使用する写真や図面の選定・作成と、解説原稿の執筆。

(羽方 誠)



伊礼原遺跡の資料借用状況

【美術・工芸部門展示】

部門展示は年に3～4回のテーマ展示による展示替えを行う予定になっている。首里の旧館が開館していた平成17年度に実験的にテーマ展示による展示替えを行い、監修委員や来館者の反応を確認した。今年度においてはこうした意見などを踏まえて展示のテーマや展示する資料の再構成を行った。

(平川 信幸)

【歴史部門展示】

歴史部門展示室では、様々な資料から歴史をひも解いていく展示を志し、「モノから読む歴史」という大テーマを設定した。そのなかで、様々な個別のテーマに沿った展示を行って何度かの展示替えを行うとともに、トピック的な展示を行うなど柔軟な展示が行える機能を備えている。

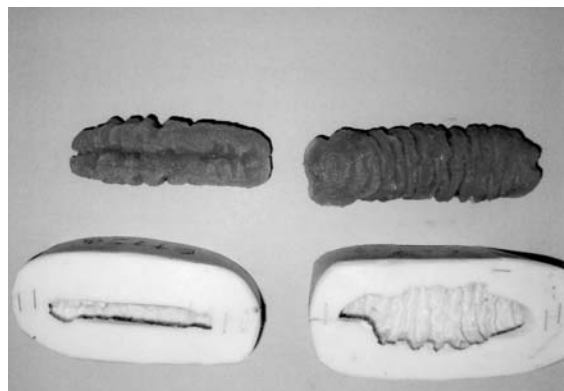
平成19年11月の博物館開館時には、「那覇港～往来する人とモノ～」と題した展示を行う。琉球王国から国外への玄関口として機能し、様々な人やモノが行き交った那覇港の歴史のなかでも、17～19世紀を中心に取り上げ、3つのテーマに分けて紹介する。「1. 王国の港・那覇港」では、王府によって、琉球王国を代表する港と位置づけられた那覇港と王国との強い結びつきを示し、「2. 往来する人・モノ」では、王国の玄関口である那覇港から行き来した様々な人やモノを紹介する。「3. 那覇のマチ」では、歴史読史地図を手がかりとして、那覇港のあった「那覇四町」とよばれる地域に隣接する久米村や辻・渡地・仲島という遊郭地区、女性たちによるマチ（市場）のようすなど、港をとりまく人々のすがたを展示する。

歴史部門展示室の展示に関するこれまでの経緯をかいまむと、「那覇港～往来する人とモノ～」というテーマを設定した平成16年度以降には、テーマに合わせた展示資料を構成するとともに、他館所蔵資料の写真撮影や複製資料の製作を実施した。昨年度は、引き続き展示構成の調整を行い、演示具や複製資料の製作、グラフィックの製作調整を行った。以下に、昨年度に製作を終えた複製資料を一部紹介する。

（稲福 恭子）

ナマコ

ナマコは海底に生息する生き物である。ナマコを乾燥させた製品はイリコと呼ばれ、中華料理の高級な材料や薬用として用いられた。沖縄で採れるナマコは、かつて進貢貿易の品物などとして琉球の貿易を支える品物の一つであった。今回の複製製作では、県外産も含めた製作を行った。



ウコン

ウコンは、近世琉球期の首里王府による政策作物の一つとして挙げられる。琉球で作られたウコンは、日本へ輸出され、薬用や染料・着色料などに使用された。大坂ではかなりの需用があったと言われ、ウコン売買の利益を得て薩摩藩からの借銀返済に充てるため、王府によるウコンの専売制が始められたと言われている。



【民俗部門展示】

民俗部門では、従来の鑑賞を中心とした展示構成を改め、「触る・聴く・探す・調べる」といった参加体験型の要素を取り入れて、観覧者が気軽に展示を楽しめるように工夫している。

民俗展示室は、前半部に信仰や儀礼、葬墓制などの非日常的な空間を、後半部に農耕・漁労や衣食住などの日常的空間を配置して、従来と異なる展示構成にした。文字解説は最小限にとどめ、必要な

情報はバインダー形式にまとめた。また、音響や映像、模型等は、それぞれ表現媒体としての性質を考慮して使用する場所を特定し、より効果的な展示になるよう心掛けた。

民家を再現したコーナーでは、室内に配した料理や着物などの資料を季節に応じて展示替える構成にした。また、屋内やその周辺には各種の魔除けアイテム（呪具）を飾り、これを観覧者が探すというクイズ形式の展示手法も採用している。更に、民家の前方には可動式の小舞台を設け、県内で活躍する職人を招いてワザを実演してもらう予定である。「諸職のワザ」のコーナーはミニ企画展示の場として位置づけ、年数回の展示替えを行う。最後のコーナーでは、変容する民俗を特集して、総合展示の現代コーナーと連続した動線をつくり全体の構成を完結させるよう工夫した。

現在、来年度の新館移転を控えて展示の準備作業を進めている。昨年度は情報コンテンツに係わるPC映像の調査を実施し、沖縄各地の年中祭祀を中心に撮影を行った。今年度は、グラフィック原稿の執筆や模型資料の製作調整などが主な業務である。昨年6月には、九州国立博物館（福岡県太宰府）が所蔵する明治期の進貢船模型の実測調査を行い、その成果を基に最新の進貢船模型を復元する予定であり、静岡県内の造船所にて製作が着々と進行している。同様に、伊是名島の旧家に伝わる神衣裳の裂地や勾玉、金簪などの調査を行い、高級神女の装束を復元する作業を進めている。いずれも、琉球王国の栄華を象徴する復元資料であり、完成が待ち遠しいところである。

今年1月には、新館移転に向けた資料の梱包作業が始まり、民俗部門でも約6,000件に及ぶ収蔵品の梱包を無事に終える事が出来た。今年度は移送・開梱・配架・展示の作業が控えている。

（久場 政彦）



進貢船模型の調査



琉球張り子の調査



紙漉の調査



新館民俗収蔵庫の内部

5. 展示準備活動 - 屋外展示 -

【湧田窯】

湧田窯は、現在沖縄県庁が建っている場所で発見された、瓦を焼いた窯である。1986、1987年（昭和61、62）に発掘調査が行われ、近世頃の窯であることがわかった。沖縄の窯業史を解

明する上で重要な発見であったので、窯を切り取って発泡ウレタンで包み、沖縄県立博物館で保存することになった。

今回博物館新館が建設されることにともなって、仮設プレハブの中で約20年間眠り続けた湧田窯が、屋外展示場で公開されることになった。窯の重量は36トンもあったため、大型のクレーンやトレーラーを使い、慎重に運搬した。屋外展示場に運び込まれた窯は、保存処理を施され、新館のオープンを待っている。

(羽方 誠)



トレーラーへの積み込み作業



屋外展示場への設置作業

【高倉】

昨年末、高倉を新館に移設する作業を実施した。同物件は昭和初期に建造された建物で、昭和52年に鹿児島県大島郡知名町（沖永良部島）の民家から本館に移築された。建坪7.4㎡、棟高6.45mで、粃俵60俵を収納する広さがある。寄贈者は沖野重盛・千代氏、吉松軍八氏である。

計画当初は高倉の老朽化が著しく、移設を断念する意見も一部に聞かれた。その後も慎重に検討を重ねた結果、移設が可能との結論に達し、平成18年7月19日に具体的な移設作業の日程が決定した。施工業者は、県内で高倉・民家の茅葺き施工や修復等に実績のある丸崎建設（本部町）が担当した。

平成18年7月下旬に解体作業、同年11月中旬に移築・組立作業と進み、その間に部材の再点検を行った。その結果、柱6本のうち、2本は虫害による腐食が深刻な状態にあることが判り、新材に差し替えた。当初はイタジイの用材が調達できず、他の用材への変更も検討されたが、北部森林組合に備蓄があることが判り差し替えられた。また、倉庫部分の根太（柱の間に通す3本の桁）のうち、歪みのある1本を補修、腐食のある1本を新材に差し替えた（廃棄した部材の一部は高倉内部に保存している）。屋根材は山原の山中から伐採した竹茅を用い、3～4日で葺き終えた。

(久場 政彦)



高倉の解体作業



高倉の組立作業

6. 新館開館記念展準備活動

展覧会名：「人類の旅 - 港川人の来た道 -」

会 期：平成19年11月1日（木）～平成20年1月20日（日）

会 場：沖縄県立博物館・美術館 博物館3階 特別展示室および同企画展示室

関連催事：プレイベント講演会

【開催趣旨】

長年沖縄県民の悲願であった、県立博物館新館が那覇市おもろまちにて開館し新たなスタートを切る。これにあたり、国立科学博物館と東京大学総合研究博物館の全面的な協力を得、世界的にも重要で、身体的特徴を知ることができる最古の日本人「港川人」の3号および4号標本が沖縄県で分担管理されることになった。また本県は地理的特異性から人骨をはじめ様々な化石が多数発見されており、特に日本及び東アジアの人類研究に於いて極めて重要かつ世界的にも注目されている地域である。

そこで今回は県民に対して、港川人の化石標本4体と県内の他の地域から発掘された化石人骨を中心に、国内有数の化石の宝庫としての沖縄の重要性をアピールする展示会とする。さらに、日本の主要な遺跡からの出土品を加えて、アフリカでの人類の誕生からアジアへの進出、そして日本人の祖先の生活について化石や遺物の実物を展示公開し、これまでの研究成果と共に、人類の歴史についてわかりやすく学ぶことが出来るように構成する。そのことにより、人類の歴史と日本人、さらにはウチナーンチュのルーツについて学び・考える機会とする。

【平成18年度関連催事】

新館開館記念展プレイベント講演会「帰ってくる港川人・さらなる発見をめざして」

主 催：沖縄県立博物館

場 所：財団法人 おきなわ女性財団 沖縄県男女共同参画センター「ていえる」ホール

日 時：平成18年11月23日（木） 14:00～16:00

講 師：諏訪 元 副団長（すわ げん 東京大学総合研究博物館教授）

馬場悠男 団長（ばば ひさお 国立科学博物館人類研究部部長）

要 旨：諏訪講師は、エチオピアの「ラミダス猿人」発見に携わった経験や、研究成果についての発表を中心に、原人と旧人の混血はどれくらいあったのかという謎を解明するための、港川人を含めたアジアの新人化石研究の重要性・意義について、資料を交えながら語った。

馬場講師は、下半身に比べ上半身は華奢である港川人の身体的特徴から推察される採取・狩猟生活の様子、そして東アジアにおける重要性について、資料映像を交えながら語った。

本講座には100名以上の参加者があったため、会場のていえるホールはほぼ満席となった。終了後会場ロビーにおいて、発掘されたばかりのリウキュウジカやリウキュウムカシキョンの実物化石標本の公開も行われた。

（知念 幸子）



向かって左から馬場講師と諏訪講師



会場ロビーでの様子

7. 教育普及活動

平成18年度は学芸課とともに教育普及課（以下、「普及課」とする）として最後の年になった。平成19年度は新館の開館年であり、組織編制のため普及課・学芸課は廃止、博物館班として統一され、普及課の業務すべて、普及担当に委ねることになった。新しい「沖縄県立博物館・美術館」として再出発をする。

平成18年度の教育普及の対外的な活動は、すべて停止、移転に向けて普及資料の照合・整理・梱包作業が主となった。また、新館では指定管理者制度を導入することとなり、普及活動の企画立案など活動計画も同時に作成にはいった。新館での活動計画は平成16・17年度からはじめていたが、基本的な活動はかわらないものの指定管理者を視野にいれながら計画の見直しをおこなった。

普及資料は、体験学習に使用した民具類や16ミリフィルム・DVDなどの視聴覚関係資料、過去の事業を記録した写真類、移動博物館関係資料などがある。これらすべて業者委託の梱包ではなく、普及課（本務1名、臨任1名）2名による作業であった。そこで資料の整理（20数年におよぶ写真類の照合・整理）やプレハブにあった普及関係資料の移動整理などボランティアや友の会の協力を得て実施した。博物館にとって、大変うれしいことであった。特に8月に行ったプレハブから館内講堂への資料の移動は、暑い夏の季節にしかもほこりまみれの資料を一点一点ずつ清掃して、2日ばかりで移動した。

写真類の整理は、何年何月に実施した何の事業なのかを調べ、写真一枚ごとに明記していった。このような作業を6月頃から開始、10月頃までの5ヶ月にかけて毎週2日間、午後に実施した。これは沖縄県立博物館の歴史を、記録に残す大切な作業であった。さらに寄贈を受けた16ミリフィルムの整理も途中から追加したことで、普及課の移転準備の前半は終了したことになる。これら作業はボランティアと友の会の協力があったはじめて成しえた結果である。一方、黒砂糖作りの道具・砂糖車や豆腐作りの道具類は年度初めから1月頃まで、各学校や教育機関に貸し出しを行った。同時に民具類の梱包を11月から開始、3月上旬までにはほぼ終了した。

新館での教育普及活動は、担当が1名と囑託1名が中心となって企画立案運営しなければならない。その補助としての活動を、ボランティアと友の会で検討を行ってきた。前年度に引き続き、5月より平成19年の2月まで月1回程度勉強会を重ね、その結果、自主的な活動をしてきた友の会の実績と今後ボランティアも独自の活動が必要とされるため、友の会で行うこととした。もともとボランティア的要素をもつ友の会であるが、今後はボランティアを前面に出しながら博物館活動を支援することになる。

なお、開館記念展「人類の旅」展のプレイベントとして、11月23日、財団法人おきなわ女性財団沖縄県男女共同参画センター「ていりる」において講演会を開催した。馬場悠男（国立科学博物館人類研究部長）、諏訪元（東京大学総合研究博物館教授）の両氏を迎え、沖縄における形質人類学の可能性についておこなった講演は、約100名の聴衆者を魅了した。その参加者の大半は、友の会会員であったことを付け加えておく。

（津波古 聡）

Ⅳ. 資料の収集・保存管理

１．収蔵資料現在高

平成１９年３月３１日現在

分 類		購 入	寄 贈	収 集	移 管	小 計	総 計
自 然 史	地 質	590	25,662	3,047	1	29,300	54,162
	動 物	1,162	18,581	511	0	20,254	
	植 物	15	4,558	0	0	4,573	
	人 類	24	5	6	0	35	
美術工芸	絵 画	79	548	2	4	633	9,866
	書 跡	180	428	49	6	663	
	彫 刻	5	115	136	7	263	
	陶磁器	431	3,339	466	538	4,773	
	漆 器	231	227	195	19	672	
	染 織	1,093	1,690	51	27	2,861	
	金 工	0	1	0	0	1	
歴 史 資 料		2,720	7,569	336	126	10,751	10,751
考 古 資 料		32	3,548	2,820	0	6,400	6,400
民 俗 資 料		552	4,224	1,072	137	5,985	5,985
総 計		7,114	70,495	8,690	865	87,164	87,164

２．２００６年度（平成１８）新収蔵資料高

平成１８年４月１日～平成１９年３月３１日

分 類		購 入	寄 贈	収 集	移 管	小 計	総 計
自 然 史	地 質	1	4	3,039	0	3,044	3,056
	動 物	0	0	0	0	0	
	植 物	0	0	0	0	0	
	人 類	12	0	0	0	12	
美術工芸	絵 画	0	6	0	0	6	57
	書 跡	0	6	0	0	6	
	彫 刻	0	0	0	0	0	
	陶磁器	0	29	0	0	29	
	漆 器	2	8	0	0	10	
	染 織	0	5	0	0	5	
	金 工	0	1	0	0	1	
歴 史 資 料		1	143	2	0	146	146
考 古 資 料		0	0	0	0	0	0
民 俗 資 料		0	197	0	0	197	197
総 計		16	399	3,041	0	3,456	3,456

３．２００６年度（平成１８）新収蔵資料目録

【購入の部】

平成１８年４月１日～平成１９年３月３１日

分 類	品 名	数量	購 入 先
自然史	地 質 黒曜石	1	
	人 類 アウストラロピテクス・アフリカヌス頭骨模型 他	12	
美 術 工 芸	漆 器 緑漆牡丹唐草沈金中央卓	1	
	漆 器 朱漆雲点斜格子沈金膳(折敷)	1	
歴 史	琉球絵はがき関連資料	1	

【寄贈の部】

平成１８年４月１日～平成１９年３月３１日

分 類	品 名	数量	寄 贈 者
自然史	地 質 センニンガイ化石	4	知念秀樹 うるま市
美 術 工 芸	絵 画 龍頭観音図 他	3	稲嶺恵一 那 覇 市
	孔子及び四聖配象 他	3	尚弘子 那 覇 市
	書 跡 謝花雲石書「萬国陽和」	1	大城民子 那 覇 市
		1	井伊文子和歌短冊 与那原町
		2	「自強不息」 稲嶺恵一 那 覇 市
		1	伊良皆長幸「竹聲松影」 國頭正伸 南 城 市
		1	林勿邨殿撰増琉球中山王詩書卷(林鴻年漢詩) 尚弘子 那 覇 市
	陶磁器 緑釉火鉢(ウカビワツバー) 他	2	宮里栄徳 うるま市
		1	南支南蛮甕
	呉須絵草文四弁型菓子鉢 他	26	稲嶺恵一 那 覇 市
	漆 器 黒漆カンナ文堆錦飾棚 他	8	稲嶺恵一 那 覇 市
	染 織 芭蕉ジンコービーマ着尺	5	稲嶺恵一 那 覇 市
	金 工 巴紋鏡	1	尚弘子 那 覇 市
歴 史	『任姓家譜』	1	屋我昌次郎 那 覇 市
	ボンベ鐘（米国製酸素ボンベ使用）	1	南風原公民館（区長 益田原武一） うるま市
	疎開先から持ってきた竹行李 他	6	宮城篤正 浦 添 市
	VOA奥間送信所使用三極真空管	1	國頭正伸 南 城 市
	木製組立暗箱(ガラス乾板ホルダー用写真機)一式 他	107	坂口總之輔 和歌山県
	第４回世界のウチナーンチュ大会関係資料	21	第４回世界のウチナーンチュ大会実行委員会事務局 沖 縄 県
	『ブラジルの家庭医書』	1	知名定福 ブラジル
	『ラサ島真景』他	5	
民 俗	琉球鳥籠 タミグー(曲籠) 他	7	宮城宏友 那 覇 市
	足踏みミシン (THREE FIVE) 他	168	
	上焼ソノ型厨子甕 他	3	山城 英司 那 覇 市
	真空管製ラジオ（東芝）	1	國頭 正伸 南 城 市
	チンチン馬グラー	3	仲田美加子 那 覇 市
	ジュラルミン製柄付ナベ	10	宮城 篤正 浦 添 市
	掛け軸（福祿寿）	1	浜元 道弘 うるま市
	電気炊飯器（象印） 他	2	宮城 春子 那 覇 市
	素焼貼付文御殿型厨子甕	2	西村 晴美 石 垣 市

【収集の部】

平成１８年４月１日～平成１９年３月３１日

分 類	品 名	数量	収 集 先
自然史	地 質 Daonelle 他	1	
歴 史	道路元標（八重山群島政府）	1	
	測量器	1	

4. 所蔵の指定文化財

国指定文化財（重要文化財）

平成19年3月31日現在

種 別	名 称	員数	指定年月日	所在の場所	所有者
典 籍	おもろさうし	22冊	昭48. 6. 6	沖縄県立博物館	沖縄県
〃	混効験集	2冊	〃	〃	〃
工 芸 品	銅鐘（旧首里城正殿鐘）	1口	昭53. 6. 15	〃	〃
〃	梵鐘（旧円覚寺殿前鐘）	〃	〃	〃	〃
〃	梵鐘（旧円覚寺殿中鐘）	〃	〃	〃	〃
〃	梵鐘（旧円覚寺楼鐘）	〃	〃	〃	〃
歴史資料	明孝宗勅諭 琉球国中山王尚真宛	1巻	平11. 6. 7	〃	〃

県指定文化財（有形文化財）

平成19年3月31日現在

種 別	名 称	員数	指定年月日	所在の場所	所有者
彫 刻	木彫円覚寺白象並びに趣意書木札	1軀1枚	昭31. 12. 14	沖縄県立博物館	沖縄県
〃	世持橋勾欄羽目	1括	〃	〃	〃
〃	旧円覚寺関係木彫資料	35点	平15. 7. 11	〃	〃
絵 画	絹本着色花鳥図（股元良筆）	1幅	昭54. 4. 9	〃	〃
〃	紙本着色雪中雉子の図（股元良筆）	〃	〃	〃	〃
〃	紙本墨画竹の図（股元良筆）	〃	昭57. 3. 4	〃	〃
〃	紙本着色奉使琉球図（朱雀年筆）	1巻	〃	〃	〃
〃	紙本着色冊封使行列図	〃	平15. 7. 11	〃	〃
工 芸 品	三線江戸与那	1丁	昭31. 12. 14	〃	〃
〃	聞得大君御殿雲龍黄金簪	1本	〃	〃	〃
〃	黒塗螺鈿遊雁絵大文庫	1合	〃	〃	〃
〃	黒塗堆錦山水絵大文庫	〃	〃	〃	〃
〃	黒塗螺鈿雲龍文内金箔蓋付椀	1口	〃	〃	〃
〃	枝梅竹文赤絵椀	〃	昭54. 9. 3	〃	〃
〃	線彫染付魚文皿	〃	〃	〃	〃
〃	色象嵌粟絵菊花皿	〃	〃	〃	〃
〃	象嵌色差面取砲瓶	〃	〃	〃	〃
〃	梵鐘（旧霊応寺鐘）	〃	昭60. 6. 18	〃	〃
〃	梵鐘（旧普門禪寺鐘）	〃	〃	〃	〃
〃	梵鐘（旧天竜精舎鐘）	〃	〃	〃	〃
〃	銅鐘（旧天尊殿鐘）	〃	〃	〃	〃
〃	銅鐘（旧天妃宮鐘）	〃	〃	〃	〃
〃	銅鐘（旧一品権現鐘）	〃	〃	〃	〃
〃	梵鐘（旧大安禪寺鐘）	〃	昭63. 1. 12	〃	〃
〃	黒漆薔薇堆錦軸盆	1枚	平 2. 2. 6	〃	〃
〃	黒漆山水楼閣人物螺鈿机	1基	〃	〃	〃
〃	朱漆山水楼閣人物箔絵丸型東道盆	1具	〃	〃	〃
〃	朱漆巴紋牡丹沈金大御供飯	〃	〃	〃	〃
〃	白密陀山水楼閣人物漆絵箔絵角盆	1枚	〃	〃	〃
〃	梵鐘（旧永福寺鐘）	1口	〃	〃	〃
〃	三線盛鳴開鐘附胴	1丁	平 6. 3. 15	〃	〃
典 籍	評定所格護定本 中山世鑑	6冊	昭31. 12. 14	〃	〃
〃	評定所格護定本 中山世譜	19冊	〃	〃	〃
書 跡	程順則の書	1巻	昭42. 4. 11	〃	〃
〃	扁額「徳高」 鄭元偉書	1面	平元 9. 29	〃	〃
〃	扁額「凌雲」 林麟焄書	1面	〃	〃	〃
古 文 書	宮古島下地の首里大屋子への辞令書	1幅	昭31. 12. 14	〃	〃
〃	伊平屋島仲田の首里大屋子への辞令書	1通	昭53. 4. 1	〃	〃
〃	羽地間切の屋我のろへの辞令書	1幅	昭56. 3. 20	〃	〃
歴史資料	銅鐘残欠（旧波上官朝鮮鐘）	1口	昭60. 6. 18	〃	〃
〃	安国山樹花木記碑	1基	平元 9. 29	〃	〃

5. 修理事業 - 美術工芸資料等修復関係 -

【事業の目的】

博物館資料は貴重な資料であり、その多くは同じ物を二度と収集することができないものばかりである。収集した資料を博物館では温湿度を管理し万全の処置を講じているが中には不幸にも収集した時点で破損してしまっていたり、長い時間の経過に耐えきれず劣化してしまっているものもある。

本事業はこうした資料の状態を改善し、永く県民の重要な財産として継承し、将来的に展示の質の向上を図ることを目的とする。

【事業の内容】

①円覚寺関係木彫資料

資 料 名：釈迦如来像及両脇時坐像

修 理 内 容：破損部分を別材で補い、剥離止めを行った。

修 理 業 者：財団法人 日本美術院

(代表：西村杏太郎 京都府京都市下京区七条通高倉東入ル 材木町476-1)

予算執行額：4,800,000円 (内3,520,000円は住友財団の助成による。)

②尚順男爵家寄贈資料

資 料 名：孔子及び四聖配像、梅清筆山水画、陶庵贈鷺泉宛漢詩

修 理 内 容：それぞれ、表面の剥離止めを行い表具を張り直した。

修 理 業 者：石川堂 (代表：当間 博 沖縄県うるま市石川2738-11-2F)

予算執行額：1,256,618円

③ペリー等関係資料

資 料 名：ペリー日本遠征記、ペリー日本遠征記 (大型本)、ベッテルハイム聖書

修 理 内 容：資料はクリーニング、脱酸化処理処置、手縫いを行った。とくにベッテルハイムの聖書は、傷んでいたが使用当時の雰囲気重視し、現状をより長く保つような処理を行った。

修 理 業 者：紙修復工房 (代表：宮城 誠、沖縄県那覇市首里金城町4-30)

予算執行額：793,674円

前年度同様、円覚寺関係の修理にあたっては住友財団の多大なる援助を頂いた。今後、住友財団より助成を受け2ヵ年計画で円覚寺関係木彫資料 (羅漢像等) の修復を行う予定である。

なお、住友財団にはこの場を借りて深く感謝の念を記す。

(平川 信幸)

6. 修理事業 - 土器等修復関係 -

【事業の目的】

博物館収蔵資料の中で、破片や欠けている状態の考古資料について修復し、展示等を行う。

【事業の内容】

下記のような工程で修復作業を行った。また過去に修復された資料についても、補強や着色を行った。

①資料の選定 (博物館新館で展示予定の資料や、修復に耐えうる程度の大きさが残っている資料を選定する)

②作業前の撮影

③破片の接合 (テーブル上に破片を並べ、接着剤を使って破片同士をくっつける)

④資料の実測 (欠けている部分が大きい場合など必要に応じて実測を行い、図面上で形を復元し

ておく)

- ⑤樹脂充填前の撮影
- ⑥樹脂の充填（資料が残っている部分や実測図をもとに、欠けている部分にエポキシ系樹脂を充填する）
- ⑦樹脂の細部調整（樹脂が乾燥した後、彫刻刀やヤスリ等で細部を調整する）
- ⑧着色（アクリルカラーで着色する）
- ⑨作業後の撮影



土器修復作業風景

【事業の成果】

新規に修復した資料：陶磁器 7 点

過去に修復した資料を補強、着色した資料：陶磁器 2 2 点

（羽方 誠）

7. 化石資料受入事業

【事業の目的と経過】

長谷川善和氏より寄贈を受けた沖縄県産化石資料の整理作業と、収蔵している岩石・化石資料の整理作業、また、県内各地から資料を収集し、将来の新館展示に向けて収蔵品の充実を図る事を目的として1995年度より資料整理事業が行われてきた。

長谷川氏寄贈の化石資料が30,000点を超える膨大な数であり、20,000万点余の整理は終えているものの、その後も追加資料が相次いだため未だ整理作業は継続中である。

長谷川コレクションのうち整理作業が終了したのは、宮古島ピンザブ洞穴産のノロジカ化石、ハタネズミ化石、港川フィッシャー産トリ類化石、伊江島ゴヘズ洞穴産と久米島下地原洞穴産のシカ・キョン類化石であり、現在受入準備を進めているのは、宮古島ピンザブ洞穴産ケナガネズミ化石、及び港川フィッシャー産イノシシ化石である。

【これまでの事業の内容及び実績】

①受入資料の整理作業

収蔵資料の台帳整理

未登録資料の分類・整理作業

化石資料の分類、部位同定・修復、登録作業

岩石・鉱物資料の同定、分類

登録後の資料の計測とナンバリング

②受入準備

整理容器等の購入・発送



長谷川コレクション収蔵状況

③受入資料

長谷川コレクション・・・・・・・・・・シカ類化石を中心とする約30,000点

ミヤコノロジカ復元骨格のレプリカ

下地原洞穴出土乳児人骨のレプリカ

港川フィッシャー産トリ化石・・・・・・・・約 1,000点

宮古島産ほ乳類化石・・・・・・・・約 1,000点

南北大東島産アホウドリ化石・・・・・・・・約 200点

知念村ジープ洞シカ化石・・・・・・・・約10,000点

下地原洞穴産シカ類化石・・・・・・・・約 1,000点

その他県内各地の動物化石・・・・・・・・・・約 1,000点

【平成18年度事業実績】

①受入資料の整理作業

長谷川コレクション整理作業

港川フィッシャー産イノシシ化石クリーニング終了

②資料の受入準備

宮古島ピンザアブ洞穴産ケナガネズミ化石

(知念 幸子)

8. 資料収集事業 - 資料収集 -

資料収集事業は、文化財の収集活動によって沖縄の遺産を保存管理し、調査研究を踏まえた展示を通して、本県の教育文化の振興・向上をめざした事業である。常設展示において魅力ある展示を構成する上では、欠落している部分があるので、資料収集事業は不可欠である。本事業では、沖縄における文化及び自然史的価値の高い資料を計画的に収集し、展示や研究を深め、教育文化の振興や向上に資する事業を行っている。

今年度は、琉球絵はがき関連資料1件と黒曜石1点を購入した。琉球絵はがき関連資料は、現在の首里や那覇を中心に、広範囲にわたる沖縄の自然風景・建造物・風俗・街並み等の写真が印刷された琉球絵はがきや、絵はがきと関連する写真・郵便物などであり、戦前の沖縄をうかがえる貴重な資料である。現博物館においても、琉球絵はがきは30枚程度しか収蔵されていなかったため、収集すべき必要性を備えていた。次年度以降も調査や検討を行い、計画的な収集を行う予定である。

黒曜石は、「生物が語る沖縄二億年」をテーマとした自然史部門展示室の「地層と化石」で展示をする目的で購入した。時代は新生代、産出地は北海道、法量は高さ18cm×幅28cm×奥行き19cmである。黒曜石は沖縄では産出しないが、日本各地から産出する岩石の一つとして、島々や岩石の成り立ちを示す目的で展示している。

(稲福 恭子)



琉球絵はがき関連資料（一部）



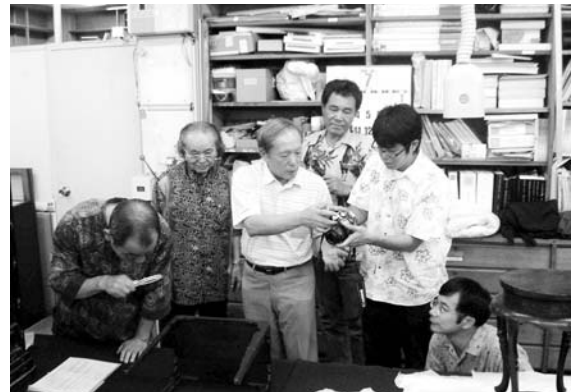
黒曜石

9. 資料収集事業 - 基金 -

【事業概要】

博物館資料は、沖縄の歴史・文化史を語るため後世に残すべき資料であるが、なかでも琉球王国時代の資料は文化的価値の高いものである。当館ではこのような資料を収集し常設展や企画展を活性化させることにより、県民の資質の向上と先人の知恵を学ぶ場を提供し、豊かな沖縄の創造を目指している。

博物館の資料収集事業では、沖縄県美術品等取得基金（以下「基金」という）により、貴重な琉球資料を流失させず、購入する予定である。沖縄の歴史文化の高さと豊かさをあらわす琉球資料を、今後も基金により収集を継続し、展示会等の活動を活性化させていく。



資料収集に係る調査のようす

【進捗状況】

- 2006. 5. 29. 第2回沖縄県立博物館美術品等収集委員会（以下「収集委員会」）（館長決裁）
- 6. 29. 収集委員会の資料借用A業者（館長決裁）
- 7. 5. 収集委員会の資料借用B業者（館長決裁）
- 7. 7. 第2回沖縄県立博物館美術品等収集委員会開催
- 8. 7. 収集委員会の資料借用C業者（館長決裁）
- 8. 28. 収集委員会審議結果報告（教育長決裁）
- 10. 30. 沖縄県美術品等取得基金による美術品取得計画調書の策定（総務部長決裁）
- 11. 22. 沖縄県美術品等取得基金による美術品等の購入について（教育長決裁）
- 2007. 2. 26. 備品購入（教育長決裁）
- 3. 16. 契約業者より、収集美術品を納品

【購入資料】

資 料 名：緑漆牡丹唐草沈金中央卓

サ イ ズ：縦25cm 横40cm 高さ40cm

製 作 年：16世紀

特 徴：4つ足の卓で、天板の周囲を朱で、そのなかに緑漆に沈金の技法による細かな牡丹唐草の図柄が現されている。特に細めの足先は、外に曲がり、机の安定感を出しているが、琉球漆器に多く用いられる猫足の原型と思われる。

沈金とは、漆を塗り下地とし、小刀で細く彫り、図柄を現すその後

彫った部分に金箔を貼り図柄を現す技法で、16世紀ころからすでに中国の沈金技法をも凌駕するほどに達していたと考えられている。

製作されてから相当な時間が経っているにもかかわらずこれだけ漆の塗料が残っていること自体驚嘆する。当時の塗料技術の高さを示すものである。

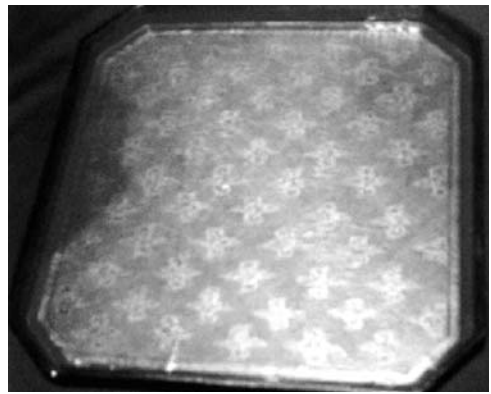
購入金額：5,250,000円



緑漆牡丹唐草沈金中央卓

資料名：朱漆雲点斜格子沈金膳（折敷）
サイズ：縦36cm 横36cm 高さ4cm
製作年：16世紀

特徴：方形で角切の膳である。総体朱漆塗りに卍文字型に図案化された雲が、斜点格子の地文の上に構成されている。資料の裏側に補修のあとがあるが、表面には大きな破損箇所はなく、16世紀頃の琉球漆器の中でも、保存状態の良好な資料である。



朱漆雲点斜格子沈金膳（折敷）

朱漆に沈金を施した資料は、琉球漆器の草創期に見られるものである。卍文字型の雲と、点斜格子の地紋で構成された資料は、16世紀頃と認識されている。本資料は、重要文化財の丸櫃や足付盆などと多くの共通性も見出すことができる貴重な資料である。今後、琉球漆工芸の技法を研究するうえで、欠かせない資料となるものと思われる。

購入金額：1,575,000円

（赤嶺 敏）

10. 資料貸出

事業名：開館記念特別展第3弾 「うるま ちゅら島 琉球」 展
主催：九州国立博物館
会場：同館 特別展示室他
貸出期間：平成18年4月29日～平成18年6月25日
貸出資料：歴史・美工・民俗資料 ／ 尚家本おもろさうし他31件

事業名：東恩納博物館展
主催：うるま市立石川歴史民俗資料館
会場：同館 展示室
貸出期間：平成18年6月22日～平成18年8月22日
貸出資料：歴史・美術工芸資料 ／ 古銅半頭獅子魔除香炉他36件

事業名：第4回世界のウチナーンチュ大会
主催：第4回世界のウチナーンチュ大会事務局
会場：沖縄コンベンションセンター 第一会議室他
貸出期間：平成18年10月6日～平成18年10月17日
貸出資料：歴史資料 ／ 戦前の沖縄写真パネル他36件

事業名：宜野座村立博物館 常設展示
主催：宜野座村立博物館
会場：同館 第1・2展示室
貸出期間：平成19年1月12日～平成20年3月31日
貸出資料：歴史資料 ／ 刀（赤羽刀）5件

事業名：企画展 「沖縄の紙の世界」
主催：浦添市美術館
会場：同館 企画展示室
貸出期間：平成18年8月10日～平成18年9月12日
貸出資料：美工・歴史資料 ／ 琉球紙他7件

事業名：文部科学省科学研究費特定領域研究

主催：専修大学

目的：実測等の調査研究

貸出期間：平成18年5月22日～平成18年10月20日

貸出資料：考古資料 ／ 勝連グスク跡出土陶磁器27件

(赤嶺 敏)

11. 燻蒸処理

当博物館には、国・県指定文化財及びこれまでに購入・寄贈並びに収集活動で得た文化財や資料が約8万3千点余りある。それらの資料は害虫その他の有害菌から防除し、資料の適切な保存を行うために、館内の燻蒸による害虫駆除を年1回行っている。

平成18年度は5月29日から6月4日に実施した。履行場所等は、地下・1階・2階の各収蔵庫のほかに首里城正殿模型・扁額「徳高」をヨウ化メチルによって燻蒸し、その他の展示室・事務所・講堂等はピレスロイド系殺虫剤フェノトリンによって害虫駆除を行った。

(平安山 明彦)

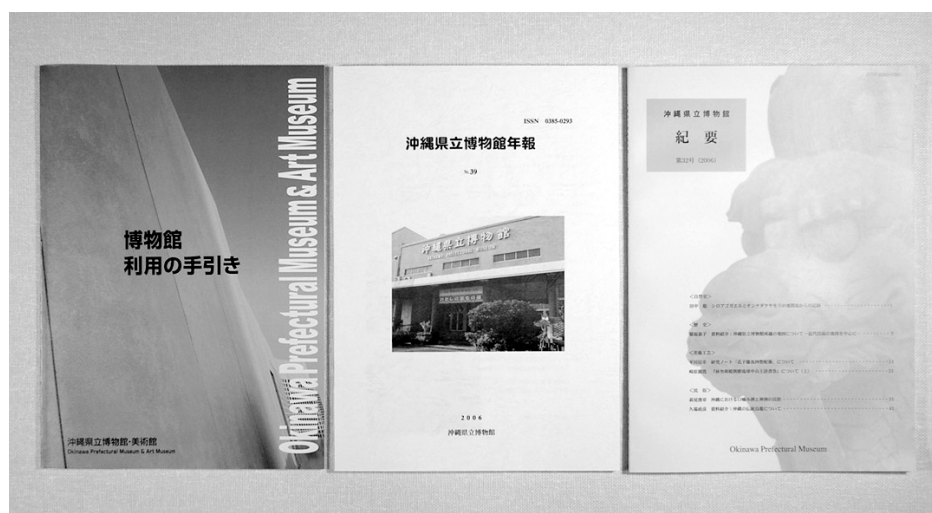
燻蒸実施結果報告

場 所	内容積 (m^3)	単位薬量 (g/m^3)	投薬量 (kg)	燻蒸種類	投入時間 (h)	残留ガス濃度 (ppm)	供試虫
1 F 収蔵庫(大)	321	30.0	9.7	密閉	24	0	全死
2 F 漆器収蔵庫	540	30.0	16.2	〃	24	0	〃
地下収蔵庫	821	30.0	24.6	〃	24	0	〃
扁額「徳高」	5	30.0	0.2	包込み	24	0	〃
首里城模型	75	30.0	2.3	〃	24	0	〃

V. 刊行物

2006年度は新館開館準備による休館のため、展示や教育普及活動などの対外的な事業を行わなかったことから、図録や事業報告書の刊行が必要なかった。そのため、以下の出版物のみの刊行となった。

	刊 行 物 名	種 類	部 数	規格(頁)	内 容
1	沖縄県立博物館年報 第39号	定 期	1,000	A4(97)	前年度の博物館活動の状況や概要
2	沖縄県立博物館紀要 第32号	定 期	1,000	A4(48)	学芸員の調査研究報告
3	博物館利用の手引き	不定期	2,000	A4(21)	博物館新館の紹介及び利用案内



刊行物（左から「手引き」、「年報」、「紀要」）

VI. その他の活動

1. 沖縄県博物館協会

【春期研修会】

平成18年度沖縄県博物館協会の理事会・総会・春期研修会は、5月25日（木）に、宜野湾市立博物館の担当で、同館にて開催された。理事会は同室にて午前11時より執り行われ、平成17年度事業及び決算報告、平成18年度事業計画案及び予算案についての審議、沖博協顕彰者及び総会資料の確認を行った。理事会終了後、午後1時より、平成18年度総会・春期研修会が開催された。総会においては事務局より提案した議題が、いくつかの質問の後承認されて終了した。97名の参加者であった。

研修会は「平成18年度事業紹介・予算・課題・入館者など」をテーマに、以下の4館から報告がおこなわれた。

鹿児島県和泊町歴史民俗資料館	先田 光演（芸術文化指導専門員）
東村立「山と水の生活博物館」	比嘉 鶴見（課長補佐）
宜野湾市立博物館	宮城 進（館長）
対馬丸記念館	小野里敬裕（学芸員）

また、平成18年7月8日にオープンする那覇市歴史博物館についての特別報告が宮里正子氏（那覇市歴史博物館主任学芸員）によっておこなわれた。その後、午後4～5時にかけて、現地研修として、宜野湾市内の史跡を巡見した。現地研修終了後、同館で情報交換会が行われ、各館園の紹介を行い、時間までお互いの情報を交換した。

翌日26日（金）は「伝統行事の記録を考える」のテーマで、「宜野湾の綱引き」及び「沖永良部の村踊り」の映像作品の上映会が同館でおこなわれた。

【秋期研修会】

秋期の理事会と研修会は11月17日（金）、首里城公園管理センターの担当で、首里公民館にて行開催された。

午前9時30分～11時までは視察研修として首里城とその周辺（守礼門、玉陵等）を巡見した。理事会は、首里公民館において午後12時より執り行われた。

理事会終了後、92名の参加の下で研修会が開催された。研修会では、まず冒頭に首里城の紹介を首里城公園管理センターの上原勝信センター長が行った。

研修会のテーマは指定管理者制度で、財政問題を理由に、博物館・美術館の指定管理者制が導入されようとしている今、わたしたちはどのように考えどう対応すればいいのか。まずはその制度のねらいや中味について学習し適切な姿勢を確立することを趣旨に設定された。

最初に、小林純子氏（県立芸術大学助教授）による「博物館・美術館の指定管理者制を考える」と題した基調講演が行われた。その後、フォーラム「博物館・美術館の指定管理者制を考える」が開催された。進行・発言者・助言は下記のとおり。

進 行：上江洲 均（久米島自然文化センター館長）
発言者：知念 勇（恩納村博物館長）
萩尾 俊章（沖縄県立博物館学芸課長）
前田 孝允（浦添美術館長）
助言者：小林 純子（県立芸術大学助教授）

フォーラムでは会場からも指定管理者制に関する質疑や意見が多くあり、関心の高さがうかがえた。研修会終了後、首里公民館のホールにて情報交換会が行われ、各館の情報交換が活発になされた。

平成19年度の総会及び春期研修会は5月24日（木）におきなわワールド、秋期研修会は10月上旬に今帰仁村歴史文化センターの担当で開催されることになっている。（萩尾 俊章）

2. 沖縄県立博物館友の会

沖縄県立博物館友の会は、「博物館の事業に積極的に参加、協力し、さらに会員相互の教養を高め、親睦をはかる」ことを目的として1980年1月に発足してから27年目を迎えた。本年度の会員の内訳は、普通会员340名、準会員2名、賛助会員7社・1名、家族会員60家族（124名）となっている。平成18年度の活動内容と事業内容は次のとおりであった。

【事業】

・県外研修

日 時：2006年8月24日（木）～26日（土）

内 容：「琉球使節江戸上りの旅と世界遺産姫路城を訪ねて」を沖縄県史料編集室主任専門員小野まさ子氏の解説で実施した。

参加人数：25名

・離島研修

日 時：2006年9月8日（金）～9日（土）

内 容：「与論島」の研修を副会長神谷厚昭氏、郷土研究家麓才良氏、土持俊秀氏の解説で実施した。

参加人数：15名

・史跡めぐり

日 時：2006年11月26日（日）

内 容：宜野座村立博物館見学や金武大川、金武観音寺等の史跡めぐりを萩尾俊章学芸課長の解説で実施した。

参加人数：32名

・自然観察会

日 時：2006年12月19日（土）

内 容：「石川少年自然の家」登山コースの観察会を会員の神谷保江氏、副会長神谷厚昭氏、石川少年自然の家主任専門員仲底善章氏の解説で実施した。

参加人数：30名

【会員への情報提供事業】

- ・博物館事業及び催し物の案内状の発送
- ・友の会事業の講演会・研修旅行・印刷物の案内及び文書の発送

【出版物】

- ・博友（会誌）20号の発行
- ・赤い瓦（会報）27号の発行

【サークル活動】

- ・グスクサークル、家譜サークル、辺境&市場サークル

【その他】

- ・総会及び懇親会（2006年5月22日（月）、参加者：64名）
- ・新年会（2007年1月22日（月）、参加者：72名）
- ・新館へ向けての資料整理作業（2006年7月～2007年1月）
- ・新館移転に向けて資料・アルバム・映像フィルム等の整理、図書の梱包作業の補助活動
- ・博物館開催の新館記念展示会プレイベント講演会「帰ってくる港川人・さらなる発見をめざして」（2006年11月23日（木）、参加者140名）

VII. 首里大中町における県立博物館の記録

1. 展覧会

【特別展・企画展】

博物館では、特別展用の専用スペースがないという制約はありながらも、常設展を基本に特別展や企画展を実施してきた。当館でいう規模の大小で特別展と企画展を区別するようになったのは、1982年度の「熊本県・沖縄県交流展－熊本の歴史と文化－」からである。それまでは特別展と冠を付すか、そのまま展覧会の名称で開催する形式がとられていた。

現施設開館後の各種展示会は、臨時陳列室（現、自然史展示室）が開催場所として利用された。1973年（昭和48）には2階の増設工事が完了し、1982年（昭和57）には自然史が開設されることにともない、臨時陳列室は企画展示室（現、漆器収蔵庫）へと移設され、さらに1986年（昭和61）には2階ロビーの現企画展示室へと変更となった。大規模な特別展は、第1展示室（歴史）と企画展示室等を利用しながら、開催してきた。1966年（昭和41）から2006年（平成18）まで、すなわち首里大中町の現施設になってから休館するまでの40年間に於いて、特別展106回、企画展60回の開催実績がある（総数166回、年平均4.2回）。

企画展の新収蔵品展は1974年度以降、毎年開催している。展示会は年に多い時に7～8回、少ない時に1～2回という状況である。とくに1992年度は復帰20周年にあたり、「古代メキシコ至宝展」、「沖縄の貝類～海からの贈りもの～」、「琉球王国－大交易時代とグスク－」、「尚家継承琉球王朝文化遺産展」などの大規模な特別展が開催された年にあたる。

大型の特別展としては、次のようなものがあげられる。

「50年前の沖縄展－写真でみる失われた遺宝－展」1972年2月6日～3月12日
ソ連アカデミー「失われた生物たち－大恐竜展－」1980年11月1日～11月30日
沖縄県・熊本県交流展「熊本の歴史と文化」1982年10月30日～11月28日
沖縄県・熊本県交流展「沖縄の美－風土と美術工芸－」1983年11月8日～12月11日
「琉球王国～大交易時代とグスク～」1992年10月27日～12月20日
「尚家継承琉球王朝文化遺産展」1992年1月5日～2月14日
「甦る沖縄・戦災文化財と戦後生活資料展」1995年6月20日～7月30日
「アルゼンチンの大恐竜展」1997年4月25日～6月8日

（萩尾 俊章）

【移動博物館】

移動博物館は、島嶼県である本県の特徴を示す博物館活動である。体育館をまるごと使用し、自然史、考古、歴史、美術工芸、民俗の5分野の資料を展示するが、規模は全国的にも稀有な展示活動であるといえよう。1980年、第1回の久米島具志川村・仲里村を皮切りに粟国村、渡名喜村、伊江村、平良市、石垣市、伊是名村、伊平屋村、多良間村、与那国町、南大東村、北大東村、竹富町西表、竹富町波照間、伊良部町、座間味村、宮古上野村、渡嘉敷村で開催した。（本島での開催は、今帰仁村、本部町、国頭村）2005年渡嘉敷で開催した移動博物館で30回目となり、巡回した市町村では23箇所22市町村であった。22回目ではほぼ一周し、次に同地を訪れるのにほぼ20年周期で回る計算になり、久米島や与那国、南北大東など8箇所では2回の開催となった。移動博物館は、博物館活動を全県下に等しく紹介する唯一の手段である。

（津波古 聡）

移 動 博 物 館 開 催 地 一 覧

回	開催市町村	会 場	開催年	初開催	予算
1	具志川村	具志川村役場ホール	1980		
	仲里村	仲里村農村生活改善センター			
2	今帰仁村	今帰仁村中央公民館	1980		
3	粟国村	粟国村中央公民会館	1981		
4	渡名喜村	渡名喜村村民会館	1982		
5	伊江村	伊江村農村環境改善センター	1983		
6	本部町	本部町立中央公民館	1983		
7	平良市	平良市民会館	1984		
8	石垣市	石垣市立八重山博物館	1985		
9	伊是名村	伊是名村離島振興総合センター	1986		
10	伊平屋村	伊平屋村離島振興総合センター	1987		
11	多良間村	多良間村中央公民館	1988		
12	与那国町	与那国町立離島振興総合センター	1989		
13	南大東村	南大東村離島振興総合センター	1990		
14	北大東村	北大東村離島振興総合センター	1991		
15	竹富町	西表大原離島総合センター	1992		
16	竹富町	波照間小学校体育館	1993		6,001
17	伊良部町	B & G財団伊良部海洋センター	1993		5,396
18	座間味村	座間味小中学校体育館	1994		5,276
19	渡嘉敷村	渡嘉敷村中央公民館	1995		6,389
20	国頭村	国頭村総合体育館	1995		
21	久米島(具志川村、仲里村)	具志川村農村環境改善センター	1996	1980	6,168
22	与那国町	与那国小学校体育館	1997	1989	8,639
23	伊是名村	伊是名村離島振興総合センター	1998	1986	6,495
24	上野村	上野村営体育館	1999		6,397
25	伊江村	伊江村 B & G 海洋センター	2000	1983	5,974
26	南大東村	南大東村地域スポーツセンター	2001	1990	6,255
27	多良間村	多良間村立多良間小学校体育館	2002	1988	5,995
28	伊平屋村	伊平屋村伊平屋村民体育館	2003	1987	5,524
29	北大東村	北大東村立北大東村地域スポーツセンター	2004	1991	7,513
30	渡嘉敷村	渡嘉敷港旅客待合室	2005	1995	5,191

※予算の単位：千円

2. 調査研究

【博物館総合調査】

沖縄県立博物館総合調査は大きく2期に分けることができる。一期目は、粟国島から古宇利島まで8島を対象としたものであった。調査旅費等の予算も計上されておらず、管理運営費の枠の中で、各学芸員が短期間の調査をおこない報告書を刊行した。予算が乏しく、調査体制も県立博物館学芸員に限られていたが、自然史13、考古5、歴史6、美術工芸6、民俗12、その他1編、合計413ページの報告をおこなった。久米島総合調査に始まる二期目は、早急に県内離島を総合的に調査する必要性が認められ、独自の事業として予算が組まれた。調査体制も県立博物館学芸員だけでなく、それを補うように部外研究者も加わった。基本的に3年間の調査期間を設けたため、調査そのものも比較的掘り下げることができた。4つの報告書の中に、自然史19、考古10、歴史11、美術工芸10、民俗8、その他2編、合計949ページと、報告書も充実した。また、久米島総合調査の成果は、1996年に特別展「大久米島展」で一般県民にも公開することができた。現在継続中の与那国島総合調査の結果を受けて、平成21年には八重山諸島西側4島嶼を対象とした展示会を予定している。しかし、二期目も、小浜島総合調査からは予算減のため、部外研究者との共同研究ができない状況になっている。

琉球列島の自然や歴史・文化がきわめて特色の強いものであるという認識から、より広く、より掘り下げた調査研究が実現できる状況が望まれる。

(田中 聡)

博 物 館 総 合 調 査 報 告 書 の 内 訳

調 査 年		調査地	分 野					総数	頁数	サイズ	
			自然史	考古	歴史	美術工芸	民俗				その他
一 期	1979～80	粟 国 島	2	1	1	1	1	0	6	55	B5
	1980～81	渡名喜島	2	1	2	1	1	0	7	63	B5
	1982～83	座間味島	2	0	1	1	2	0	6	48	B5
	1986～87	伊 計 島	1	1	1	1	2	0	6	48	B5
	1987～88	瀬 底 島	2	0	1	0	1	0	4	42	B5
	1988～89	与那国島	1	1	0	1	1	1	5	62	B5
	1989～90	浜比嘉島	1	1	1	0	1	0	4	58	B5
	1990～91	古宇利島	2	0	0	0	2	0	4	36	B5
二 期	1993～94	久 米 島	4	3	3	4	3	1	18	364	B5
	1996～97	波照間島	5	3	3	2	3	1	17	291	B5
	1998～00	西 表 島	3	1	3	3	2	0	12	191	B5
	2001～03	小 浜 島	7	2	2	1	1	0	13	146	A4
合 計			32	15	17	16	20	3	103	1,362	

沖 縄 県 立 博 物 館 紀 要 の 内 訳

号	発行年月日	分 野							総数	頁数	サイズ
		自然史	考古	歴史	美術工芸	民俗	教育普及	その他			
i	1969.6.10	0	1	1	0	2	0	0	4	27	B5
ii	1970.3.20	0	1	0	0	3	0	0	4	55	B5
iii	1971.5.30	0	1	1	0	0	0	0	2	17	B5
iv	1972.4.30	0	1	0	1	1	0	0	3	35	B5
v	1973.3.00	0	1	0	0	1	0	0	2	12	B5
vi	1974.3.15	0	1	0	0	1	0	0	2	18	B5
1	1975.3.31	1	2	0	1	1	0	0	5	70	B5
2	1976.3.31	1	2	0	2	1	0	0	6	76	B5
3	1977.3.31	2	2	1	2	2	0	0	9	111	B5
4	1978.3.31	2	1	0	2	1	0	0	6	91	B5
5	1979.3.31	1	0	1	2	1	0	0	5	85	B5
6	1980.3.31	1	1	0	2	1	0	0	5	42	B5
7	1981.3.31	1	0	0	2	1	0	0	4	58	B5
8	1982.3.31	2	1	1	2	0	0	0	6	128	B5
9	1983.3.31	1	1	2	0	0	0	0	4	59	B5
10	1984.3.31	1	1	1	0	1	0	0	4	68	B5
11	1985.3.30	0	1	1	1	2	0	1	6	63	B5
12	1986.3.30	0	1	1	3	2	0	0	7	68	B5
13	1987.3.31	1	0	1	2	1	0	0	5	66	B5
14	1988.3.31	2	1	1	0	1	0	0	5	68	B5
15	1989.3.31	1	0	0	3	1	0	0	5	76	B5
16	1990.3.31	1	0	0	3	0	0	0	4	70	B5
17	1991.3.29	1	1	0	1	2	0	0	5	82	B5
18	1992.3.30	1	0	0	2	2	0	0	5	60	B5
19	1993.3.31	1	1	0	0	1	2	0	5	87	B5
20	1994.3.30	4	0	0	1	2	1	0	8	146	B5
21	1995.3.30	7	1	1	0	0	1	0	10	211	B5
22	1996.3.29	3	2	2	0	0	0	0	6	208	B5
23	1997.3.31	2	1	1	0	1	1	1	8	200	B5
24	1998.3.31	1	2	2	0	2	1	1	8	174	B5
25	1999.3.31	4	0	0	1	2	3	1	11	200	B5
26	2000.3.31	3	0	1	1	1	4	0	10	219	B5
27	2001.3.30	3	0	1	1	0	2	1	8	139	B5
28	2002.3.29	2	0	1	0	0	0	0	3	92	B5
29	2003.3.27	3	0	1	0	1	0	0	5	86	A4
30	2004.3.30	2	0	0	1	1	0	0	4	51	A4
31	2005.12.21	0	2	0	1	1	0	0	4	79	A4
32	2006.12.22	1	0	1	2	2	0	0	6	47	A4
合 計		56 (0)	23 (6)	21 (2)	38 (1)	34 (8)	15 (0)	5 (0)	192 (17)	3,280 (164)	

【博物館紀要】

沖縄県立博物館紀要は、当館の機関誌として1975年から継続的に刊行してきた。最新刊の2006年発刊の第32号まで、186編3,134ページにわたる原著論文・資料紹介等を掲載した。基本的に、当館職員が執筆し、必要性を認めた場合、館外の研究者の報告も掲載した。

第32号までの内訳をみると、自然史55編、考古23編、歴史20編、美術工芸36編、民俗32編、教育普及15編、その他5編である。今後はよりいっそう調査研究にも力を入れ、館職員オリジナルの原著論文を増やす必要がある。

(田中 聡)

3. 教育普及

【文化講座】

「博物館文化講座」は、当博物館の展示内容と関連する「沖縄の自然・歴史・文化」などについて、分かりやすく楽しい学習活動を展開することを目的に1974年（昭和49）から開始した事業である。月に1～2回、土曜日もしくは日曜日の午後に2時間行ってきた。講座内容は講師の方々の研究成果やエピソードなどを交えた講演会形式、当館の展示会に即した内容の講演や解説会、当館の収蔵品を用いた収蔵品解説会、グスク巡りや野鳥観察会といった野外講座などを取り入れて行っている。32年間の博物館文化講座の第1回は「貝塚の話」で、当館学芸員の新田重清が講演している。休館で最後になる第364回は「中城御殿の美術工芸」で、首里の博物館に戦前まであった中城御殿に詳しい眞栄平房敬氏に講演して頂いた。この間、のべ24,200名余りの方々が受講した。

(宮平 真由美)

【体験学習教室】

体験学習教室は、当初夏休み期間中にこども対象の事業はできないかとの発想から始まったと思う。夏休みだけの活動は以前からあったが、一つの事業として実施したのは「歩く・見る・作る」教室が最初である。史跡巡りに映写会、染物教室、岩石鑑定会などを夏休み期間に行った。夏休みの自由研究の手助けになったが、これを年間通して実施したのが、こども体験学習教室である。黒糖作りや豆腐作り、沖縄の伝統的な食物を作る過程から先人の知恵を学ぼうとする教室である。また、竪穴住居を模したテントを建て、木とわらで火をおこし、食事を作る先史時代の生活を体験する教室も実施。また、カンカラ三線を作るなど多彩な活動を実施してきた。

こども中心から大人も同時に参加できる体験学習教室へと対象者を広げた。特に教師のための体験学習教室を設置、砂糖作りや豆腐つくりの普及につとめながら同時に砂糖車や豆腐箱などの貸し出しもおこなった。現在では、学校や地域の活動として行なうようになっている。

夏休み「歩く・見る・作る」教室：1991年～1999年に25回開催

こども体験学習教室：1993年～2000年に36回開催

体験学習教室：2001年～2005年に31回開催

(津波古 聡)

【博物館シアター】

映画は製作された時代の世相を映し出すもので、いわゆる文化活動のひとつとして設定し、なつかしい映画を放映した。当館が所蔵している戦前の沖縄を写すフィルムや有名な監督の作品、アニメなどを放映した。入場は無料で、1日2回上映で年6～8回おこなった。

なかでも戦前の沖縄を紹介する『琉球の民藝』などは、昭和15年の民藝運動の一環として柳宗悦らが調査に来たときの映像で、老人会などに人気があり、シアターではないときも要望がありその都度上映した。博物館シアターは、1994年～2005年の11年間上映したが、市内に娯楽のなかに文化を見出そうとする映画館も出現したことから61回を最後に終了した。

(津波古 聡)

【ボランティア】

博物館でボランティア制度を設け、活動をしたのが1993年である。一般から募集し養成講座を実施してきた。補助事業でのスタートであったが、翌年から館独自でボランティア養成講座を事業の一つとして実施してきた。

養成講座は、年度の前半に初任者を対象にした講座を開催し、その後専門講座を開催、さらに博物館でのボランティアを希望する者が登録され、次年度に活動するのである。

1993年～2005年の13年間で、講座講師数122名、学校団体への対応や特別展の解説、体験学習などの補助活動で初任者講座の受講者は824名、専門講座受講者は264名になり、年度ごとに登録した約80名が博物館活動を支えていった。

(津波古 聡)

【衛星通信を利用した講座】

衛星通信を利用した講座は、体験講座やエルネットなど、1997（平成9）年度から2005（平成17）年度まで行った。

①体験学習講座「自然の不思議をたんけんしよう」

1997年12月6日、7日に国立科学博物館を主会場に、札幌市青少年科学館、富山市科学文化センター、沖縄県立博物館の4館の双方向講座で、天体や動植物等、青少年の身近な自然現象を題材として行った。両日で70名が受講した。

②公開講座「すばる望遠鏡ファーストライト ― 動き出す世界の眼 ―」

1999年2月13日、14日の2日間にわたり、主会場である国立科学博物館やハワイ観測所を拠点に、すばる望遠鏡の仕組みや天体画像について中継講座が行われた。両日とも50名の定員を募集して行われた。

③子供放送局（1999年度～2002年度）

1999年度から親と子のさまざまな活動を支援する「全国子供プラン」の一環で行われた事業で、当館では博物館の展示内容や沖縄との関わりのあるテーマ番組を取り上げて開催した。館の他講座との時間の制約もあり、約10回程度開講した。

④エル・ネット「オープンカレッジ」（2003年度～2005年度）

文部科学省が運用する衛星回線を使った大学公開講座で、自然・歴史・文化など幅広いテーマの講座を公開している。当館では主に沖縄に関係するテーマの講座を上映した。館の他講座との時間の制約もあり、3回程開催した。

(宮平 真由美)

4. 研修等の受入

【博物館学芸員実習】

学芸員実習をはじめて受け入れたのは、『琉球政府立博物館館報』（1970）によると、1969年（昭和44）3月4日のことである。博物館年報には、博物館学芸員実習に関する記録は1991年度（平成3）から掲載されており、それ以前は年報の日誌抄に部分的に散見されるにすぎない。したがって、1990年度（平成2）以前は実習生の詳細な受入人数等の把握が難しいが、県外の大学から10名前後の実習生を受け入れてきた。というのも、1993年度（平成5）までは県内大学では学芸員資格取得の課程が設置されていなかったことから、学芸員資格は県外の大学でカリキュラムを取得する必要があったためである。

その後、県教育委員会からの要請などもありながら、まず沖縄国際大学が学芸員養成課程を設置し、次に琉球大学、さらに県立芸術大学が同課程を設置した。1994年度（平成6）には沖縄国際大学

からの最初の実習生を受け入れ、1995年度（平成7）には琉球大学、1996年度（平成8）に県立芸術大学の実習生も加わった。以降、各大学から実習生を受け入れ、大学単位で実習をおこなった。また、県外大学からの実習生については、地元出身の学生を対象として、受講生の総数を勘案しながら受け入れた。各校ごとに15名を超えない程度に年3回実習を実施し、県外からの実習生は、3回のいずれかに参加する仕組みをとるようにした。

ただ、年間3回に及ぶ実習生の受け入れは当館の施設の狭隘さと各種事業などの事情により大きな負担となってきたことから、2001年度（平成13）からは大学ごとの枠をはずして、年2回で対応することとなった。なお、2006（平成18）～2007（平成19）年度は博物館新館移転や展示、開館準備作業などのために、受け入れは休止した。

【職場体験学習等】

児童生徒等の勤労観、職業観を育成するキャリア教育が全国で推進されている。キャリア教育は「児童生徒一人一人のキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な意欲・態度を育てる教育」と定義づけられ、とくに職場体験やインターンシップなどの体験活動には、勤労観、職業観の育成、学ぶことへの意義の理解と学習意欲の向上等様々な教育的効果が期待され、現実に立脚した確かな認識をはぐくむ上で欠かすことのできないものとされている。

本館では2003年度（平成15）より職場体験・インターンシップを受け入れてきた。ただし、これについても2006～2007年度（平成18～19）は博物館新館移転や展示、開館準備作業などのために、受け入れは休止した。

中学生の職場体験実習生からは、博物館でどのような仕事をしているのかと思い、実際に体験してみるといろいろな仕事があることがわかったとか、高校生の就業体験(インターンシップ)実習生からは、収蔵物や展示品の扱いの難しさや語学の必要性を知ることができ、また地域の中の博物館の役割の重要性を学ぶことができたなどの感想があった。

その他、県立学校10年経験者研修として学校の教職員の研修を受け入れた。施設・展示の見学、資料整理作業の補助、体験学習の事前準備、文化講座広報資料の作成等の研修を行った。

・中学生の職場体験実習

平成15年9月24日～26日	豊見城市立長嶺中学校（1名）	
平成16年7月7日～9日	東風平中学校（2名）	
平成17年7月6日～8日	東風平中学校（3名）	合計6名

・高校生の就業体験（インターンシップ）

平成15年8月13日～14日	首里東高校（1名）	
平成16年10月22日	向陽高校（1名）	
平成17年7月28日～29日	那覇高校（3名）	合計5名

・県立学校教職員研修（10年経験者研修）

平成15年8月4日～7日	開邦高校（1名）	
平成16年8月3日～6日	西原高校（1名）	
平成17年8月2日～5日	糸満高校（1名）	合計3名

（萩尾 俊章）

5. 刊行物

沖縄県立博物館は長い歴史の中でその名称や場所を変遷して今日に至っているが、その過程で様々な出版物を刊行してきた。これらについて「年次活動報告関係」「展覧会関係」「調査・研究関係」「教育関係」「広報・施設利用関係」で一覧表にまとめた。

（稲福 恭子・宮平 真由美）

年 次 活 動 報 告 関 係 出 版 物 一 覧

発行年	年 報	子ども体験教室(博物館体験学習教室)	ボランティア
1968	琉球政府立博物館館報第1号		
1969	〃 第2号		
1970	〃 第3号		
1971	〃 第4号		
1972	〃 第5号		
1973	沖縄県立博物館館報第6号		
1974	〃 第7号		
1975	沖縄県立博物館年報第8号		
1976	〃 第9号		
1977	〃 第10号		
1978	〃 第11号		
1979	〃 第12号		
1980	〃 第13号		
1981	〃 第14号		
1982	〃 第15号		
1983	〃 第16号		
1984	〃 第17号		
1985	〃 第18号		
1986	〃 第19号		
1987	〃 第20号		
1988	〃 第21号		
1989	〃 第22号		
1990	〃 第23号		
1991	〃 第24号		
1992	〃 第25号		
1993	〃 第26号	平成5年度子ども体験教室	
1994	〃 第27号	平成6年度こども体験教室	
1995	〃 第28号	平成7年度 〃	
1996	〃 第29号	平成8年度 〃	平成8年度ボランティア活動
1997	〃 第30号	平成9年度子ども体験学習教室	平成9年度 〃
1998	〃 第31号	平成10年度子ども体験教室	平成10年度 〃
1999	〃 第32号	平成11年度 〃	平成11年度 〃
2000	〃 第33号	平成12年度 〃	平成12年度 〃
2001	〃 第34号	平成13年度 〃	平成13年度 〃
2002	〃 第35号	平成14年度 〃	平成14年度 〃
2003	〃 第36号	平成15年度博物館体験学習教室	平成14年度 〃
2004	〃 第37号	平成16年度 〃	平成16年度 〃
2005	〃 第38号	平成17年度 〃	平成17年度 〃
2006	〃 第39号		

展 覧 会 関 係 出 版 物 一 覧

発行年	展覧会図録名	新収蔵品展図録名	移動博物館図録名
1975	『多和田真淳氏所蔵考古資料展』		
1978	『読谷山花織展』 『山元恵-遺作展-』		
1979	『沖縄県立博物館名品展』 『日本の美-救世熱海美術館名品展-』 『南風原朝光、名渡山愛順 遺作二人展』 『沖縄の洞穴と洞穴生物』		
1980	『琉球のシダ植物』 『失われた生物たち-大恐竜展-』 『義村朝義展』 『渡名喜島の原始・古代展』	『新収蔵品展』	第1回移動博物館(具志川村) 第2回 〃 (仲里村)
1981	『沖縄群島両生端虫類展』 『謝花雲石展』 『沖縄の美』	『 〃 』	第3回 〃 (粟国村) 第4回 〃 (渡名喜村)
1982	『熊本県の歴史と文化』 『郷土の自然』	『 〃 』	第5回 〃 (伊江村) 第6回 〃 (本部町)
1983	『企画展「琉球の漆工芸」』 『館蔵品シリーズ3 紅型』 『沖縄県の考古資料(土器)目録』	『 〃 』	第7回 〃 (平良市)

1984	『今帰仁グスク展』 『紅型衣裳と型紙展』 『沖縄県の民俗資料（民具）目録』 『玉城朝薫生誕三百年記念・琉球芸能の世紀』	『 』	第8回	（石垣市）
1985	『グスク展』 『大嶺薫コレクション展』	『 』	第9回	（伊是名村）
1986		『 』	第10回	（伊平屋村）
1987	『沖縄近代の絵画-物故作家-』 『ある首里士族の400年』 『現代沖縄の陶芸』	『 』	第11回	（多良間村）
1988	『ヤンバルの自然』 『三線名器100挺展』	『 』	第12回	（与那国町）
1989	『アンデス文明』 『インドネシアの更紗展』 『真境名由康誕生100年記念芸能資料展』	『 』	第13回	（南大東村）
1990	『野鳥はともだち』 『沖縄の祭り』 『技と美 大城志津子図案集』	『 』	第14回	（北大東村）
1991	『沖縄のチョウ』 『壺屋陶工遺作展』 『アジアの祭りと芸能～仮面と音楽～』 『あわもり-その歴史と文化-』	『 』	第15回	（竹富町西表）
1992	『特別展 沖縄の貝～海からのおくりもの～』 『特別展 琉球王国～大交易時代とグスク～』 『特別展 尚家継承琉球王朝文化遺産展』 『企画展 謝花雲石』	『 』	第16回	（竹富町波照間）
1993	『特別展 沖縄の川と生きもの』 『企画展 芭蕉布と平良敏子』 『企画展 刻まれた歴史-沖縄の石碑と拓本展-』	『 』	第17回	（伊良部町）
1994	『特別展 子どもの世界』	『 』	第18回	（座間味村）
1995	『太平洋戦争・沖縄戦終結50周年記念事業 特別展 甦る沖縄』	『平成6年度新収蔵品展』	第19回	（渡嘉敷村）
1996	『特別展 大久米島展～しぜん・ひと・もの～』 『企画展 ワラザン展』 『企画展 沖縄県立博物館50年の歩み』	『平成7年度 』	第20回	（国頭村）
1997	『特別展 アルゼンチンの大恐竜展 -南米の古生物-』	『平成8年度 』	第21回	（久米島）
1998	『特別展 包むころ ふろしき展』 『企画展 琉球王国時代の植物標本～ペリーが持ち帰った植物たち～』	『平成9年度 』	第22回	（与那国町）
1999	『特別展 三線のひろがり可能性展』 『企画展 日本の技-伝統のかたち-』	『平成10年度 』	第23回	（伊是名村）
2000	『九州・沖縄サミット開催記念特別展 大琉球展-シマ・島・海-』 『ハワイ移民百周年記念特別展 日系移民1世紀展-From to Mixed Plate-』 『企画展 沖縄の繊維・染料植物展』	『平成11年度 』	第24回	（上野村）
2001	『特別展 平成13年度国立博物館・美術館巡回展 かざりとかたち展』	『平成12年度 』	第25回	（伊江村）
2002	『復帰30周年記念特別展 港川人展-元祖ウチナーンチュ-』 『企画展 沖縄ナースものがたり～看護学校の青春群像～』	『平成13年度 』	第26回	（南大東村）
2003	『特別企画展 沖縄織物へのメッセージ-田中俊雄の研究-』 『企画展 戦前・戦後の文化財保護～仲座久雄の活動をとおして～』	『平成14年度 』	第27回	（多良間村）
2004	『企画展 自然界のエイリアン～海をこえて持ちこまれた動物たち～』	『平成15年度 』	第28回	（伊平屋村）
2005	『特別展 いま・むかし おもちゃ大博覧会～入江正彦児童文化史コレクション～』	『平成16年度 』	第29回	（北大東島）
2006	『閉館記念特別展 柳宗悦の心と眼 柳宗悦の民藝と巨匠たち展』		第30回	（渡嘉敷村）

調 査 ・ 研 究 関 係 出 版 物 一 覧

発行年	紀 要	総合調査	その他報告書
1975	沖縄県立博物館紀要第1号		
1976	〃 第2号		
1977	〃 第3号		
1978	〃 第4号		
1979	〃 第5号		
1980	〃 第6号		
1981	〃 第7号		
1982	〃 第8号	総合調査報告書Ⅰ-粟国島-	
1983	〃 第9号	〃 Ⅱ-渡名喜島-	
1984	〃 第10号		
1985	〃 第11号	総合調査報告書Ⅲ-座間味村-	
1986	〃 第12号		
1987	〃 第13号		
1988	〃 第14号		
1989	〃 第15号	総合調査報告書Ⅳ-伊計島-	
1990	〃 第16号	〃 Ⅴ-瀬底島-	
1991	〃 第17号	〃 Ⅵ-与那国島-	
1992	〃 第18号	〃 Ⅶ-浜比嘉島-	
1993	〃 第19号	〃 Ⅷ-古宇利島-	『旧中城御殿』（第1次発掘調査）
1994	〃 第20号	久米島総合調査報告書	『 〃 』（第2次 〃 ）
1995	〃 第21号		『 〃 』（第3次 〃 ）
1996	〃 第22号		
1997	〃 第23号		
1998	〃 第24号	波照間島総合調査報告書	
1999	〃 第25号		
2000	〃 第26号		
2001	〃 第27号	西表島総合調査報告書	
2002	〃 第28号		
2003	〃 第29号		
2004	〃 第30号	小浜島総合調査報告書	
2005	〃 第31号		
2006	〃 第32号		

教 育 関 係 出 版 物 一 覧

発行年	教育普及書	ワークブック	その他
1982			『沖縄の昆虫』 ※企画展「沖縄の昆虫」の解説書
1987	『沖縄の織物』		
1988	『冊封使』	『小学生のための学習ノート』	
1989		『中学生のための学習ノート』	
1990	『あわもり-その歴史と文化-』	『高校生のための学習ノート』	
1991	『城（グスク）～城に語らせたい地域の歴史～』		
1992	『子どもの世界-沖縄本島地区編-』	『博物館においてよ-博物館ワークシート-』	
1993	『子どもの世界-宮古・八重山編-』		
1994	『南西諸島の動物－境界線上のいきものたち－』		
1995	『沖縄の帰化動物-海をこえてきた生き物-』	『発見！発見！大発見！博物館探検コース』	
1996	『遺物より見た沖縄の鉄器文化』		
1997	『沖縄県の探鳥地ガイド～バードウォッチングにしてみよう～』		
2004			『北大東の自然と文化ガイドブック』

広 報 ・ 施 設 利 用 案 内 関 係 出 版 物 一 覧

発行年	だより	利用案内
1972	博物館だより 第1号(1977.1) " 第2号(1977.3) " 第3号(1977.9)	
1978	" 第4号(1978.3) " 第5号(1978.10)	
1979	" 第6号(1979.3) " 第7号(1979.8)	『博物館を利用する人々のために』
1980	" 第8号(1980.3) " 第9号(1980.9)	
1981	" 第10号(1981.3) " 第11号(1981.8)	
1982	" 第12号(1982.3) " 第13号(1982.3) " 第14号(1982.9) " 第15号	
1983	" 第16号(1983.5)	
1984	" 第17・18号(1984.1) " 第19・20号(1984.3) " 第21号(1984.9)	
1985	" 第22号(1985.1) " 第23号(1985.3)	『博物館利用の手引き』
1986	" 第24号(1986.1) " 第25号(1986.3) " 第26号(1986.10)	
1987	" 第27号(1987.3)	『利用の手引き』
1989	" 第28号(1989.3) " 第29号(1989.12)	
1990	" 第30号(1990.7)	
1991	" 第31号(1991.9)	『博物館利用の手引き』 『沖縄県立博物館総合案内』
1992	" 第32号(1992.1)	『博物館利用の手引き』
1993	" 第33号(1993.3) " 第34号(1993.9)	
1994	" 第35号(1994.3) " 第36号(1994.8)	
1995	" 第37号(1995.3)	
1996	" 第38号(1996.2)	
1998	" 第39号(1998.3) " 第40号(1998.11)	
1999	" 第41号(1999.3) " 第42号(1999.1)	
2000	" 第43号(2000.3) " 第44号(2000.11)	
2001	" 第45号(2001.3) " 第46号(2001.11)	
2002	" 第47号(2002.3) " 第48号(2002.9)	
2003	" 第49号(2003.3)	
2004	" 第50号(2004.3)	
2005	" 第51号(2005.3)	
2006	" 第52号(2006.2)	

6. 沖縄県立博物館友の会

【はじまり】

沖縄県立博物館友の会（新称・沖縄博物館友の会）は、復帰前の1970年（昭和45）頃には結成の動きがあり、関係者がアメリカへ視察に行き設立直前まで準備が進められた経緯が知られている。しかし、実際に結成されたのは10年後の1980年（昭和55）になってからであった。早い時期に友の会結成の動きがあったことは、当時の米国民政府の働きかけがあったと聞いているが、詳しい資料が残されておらず詳細については不明である。

友の会が結成された目的として、県立博物館が展示、調査研究、収蔵、教育普及活動などの活動を行っているが、地域との結びつきの少ない点を指摘する声があった。そのため教育普及の一環として友の会を設立し、博物館への協力活動や会独自の事業を通して、より多くの人が博物館へ足を運び、地域博物館の役割を充実させることが大きなねらいであったと思われる。

1979年（昭和54）12月、外間正幸館長以下数名の館員と博物館活動に積極的に参加されていた民間の方々に会設立準備会が開かれ、会則や活動方針が検討された。翌年1月9日、沖縄県立博物館友の会の設立総会が開催され、初代会長に大城精徳氏が就任された。友の会の活動目的として会則第2条には、「博物館の事業に積極的に参加、協力し、あわせて会員相互の教養を高め、親睦を図ることを目的とする」となっており、実際の活動として講演会及び研究会の開催、友の会だよりの発行及び資料の提供、必要な事業を行うこととなっており、いずれも現在まで継続して行われている活動である。

当初、小さな組織で出発した本会は、ミュージアムショップによる経済的な裏付け、会員の博物館入場料の免除、多彩な活動、海外研修旅行の開始、会員の口コミによる新会員獲得などの動きと相まって、1985年（昭和60）頃から大きな組織へと変貌していった。

【主な活動】

設立時に約40名で出発した友の会は、その後、会員を広げる活動を積極的に行い、1993年（平成5）には700人あまりを数えるに至った。これまで年度による会員の増減はあったものの多くの人が友の会に入会し、博物館に足を運ぶようになったことは会の目的に合致していると評価できる。1980年（昭和55）の設立とともに博物館ロビーの一角に事務局とミュージアムショップが設置され、活動の本拠地作りと会員への連絡体制ができあがった。1983年（昭和58）に事務局員として池宮城啓子さんを採用した（現在も彼女は裏方として友の会を支えている）。

本会では博物館の行う特別展や企画展、文化講座などの販売用のカタログを印刷、販売するとともに会員がこれらの事業にも積極的に参加しており、事業の盛り上げに協力している。ミュージアムショップでは博物館収蔵品の絵はがき、書籍などの販売を行い、来館者へのサービスに努めた。特に「大アンデス文明展」や「尚家遺宝展」などではミュージアムショップを拡大し、売り上げが大いに伸びたことなどから、博物館への協力費や備品等の寄付が行われた。ただ、ミュージアムショップは施設が狭く、販売面積を広げることができなかったため十分な販売品を揃えることができなかった。会員は研修旅行で訪問した各地のミュージアムショップを視察することが多かっただけに、その経験を十分に生かすことができなかったことは、かえすがえすも残念である。

本会では毎月、会員へ会報を郵送し博物館と友の会の活動を知らせ、会誌として「赤い瓦」、会員が自由に投稿する機関誌として『博友』の発行を続けている。また、会員は独自にいくつかのサークル活動を行い、博物館の学芸員が講師を務めることもあり、専門的知識の習得に役立ててきた。研修旅行については会員が最も楽しみにしている活動ということもあり、毎年県内、国内、外国への研修を目的とした旅行が計画されてきた。このような研修旅行には、その目的に関連した講師が参加しており、友の会ならではの研修旅行に関する企画は高く評価されている。これらの研修旅行では、会員相互の親睦が深まるため、その後の会の活動にとっても大きな成果になっていった。

年度による会員の増減があったことについては上述したが、具体的な数字を見てみると、44人（1980年度）、156人（1985年度）、360人（1990年度）、681人（1995年度）、693人（2000年度）、686人（2005年度）、474人（2006年度）と

なっており、２００５年度までは順調に伸びてきている。しかし、２００６年度から会員数が減少しているが、これは新館へ向けた友の会の活動状況を反映しているのかもしれない。このことについては博物館が新しい組織（例えば指定管理者制度の導入など）に変化することに対し、友の会の新しい動きの方向性がまだ確立されていないことが最大の原因ではないかと思われる。

【歴代会長】

ここで友の会の発展に寄与された歴代会長について記録しておきたい。

初代は大城精徳氏（１９８０～１９８２年度）、２代・宮里朝光氏（１９８２～１９８９年度）、３代・平良邦夫氏（１９９０～１９９３年度）、４代・池原秀光氏（１９９４～１９９６年度）、５代・石野朝忠氏（１９９７～２０００年度）、６代・親泊安徳氏（２００１～２００４年度）、７代・星雅彦氏（２００５～現在）となっている。

７名の会長経験者には、会の先頭に立ち運営に努力して頂くだけでなく、事業（講演会、研修旅行など）へ積極的に関わって頂いたり、時には講師を努めて頂いたりした。本会が大きな組織になり、博物館と共同歩調を取り、いくらかでも寄与することができたのは、歴代の会長のお陰である。

【これからの友の会】

首里の県立博物館時代に約２６年間活動した友の会は、２００７年（平成１９）現在大きな転換点を迎えるようとしている。友の会では今までの活動をそのまま継続するのではなく、新しい博物館での本会のあり方が問われていると言っているのかもしれない。１１月１日には沖縄県立博物館・美術館として新しくオープンし、これまでの友の会活動はそのあり方を模索し、構築していく時期が到来しているといえる。

まず第一に新しい博物館は、制度の見直しで指定管理者として文化の杜社が運営することになり、本会では今後ミュージアムショップの経営はできなくなった。このことは友の会が経済的に苦しくなることを示唆しており、事務局員の給与、図録の発行、講師への謝金など、これまでスムーズに運営できたことが課題としてのしかかってきている。しかし、これまで本会が経営したミュージアムショップの経験は、指定管理者へ協力することによって活かされることは間違いない。

また、美術館の支援団体、ＮＰＯ法人沖縄県立現代美術館支援会はっぷ（HAPP）、文化の杜社、博物館との関係から、本会がどのような方針で今後の活動を行うのか、また可能な活動はどのようなものか、会員個人がそれぞれの立場で考え、前記三者と協力した活動を作り上げていく必要がある。そのため、すでに本会ではいずれの団体とも話し合いを開始しているが、早めに新しい活動のあり方をまとめ、新館への支援を今まで通り進めていきたい。

いずれにしても友の会は受け手側に回るのでなく、ボランティア活動を含めた積極的な博物館への支援組織として、他のＮＰＯ支援組織、民間活力による博物館運営をする指定管理者、ボランティアメンバーらと協力して、会員相互の親睦を図りながら新しい友の会の生き方、活動のあり方を見つけていきたい。

（事務局長：新城安哲）



２００７年度総会の様子



史跡めぐりの様子

VIII. 関係法規抄録

○博物館法

昭和 26 年 12 月 1 日 法律第 285 号
〔最終改正〕平成 19 年 6 月 27 日法律第 96 号

第 1 章 総 則

（この法律の目的）

第 1 条 この法律は、社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）の精神に基き、博物館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。

（定 義）

第 2 条 この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（社会教育法 による公民館及び図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）による図書館を除く。）のうち、地方公共団体、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 34 条 の法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人（独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項 に規定する独立行政法人をいう。第 29 条において同じ。）を除く。）が設置するもので第 2 章の規定による登録を受けたものをいう。

2 この法律において、「公立博物館」とは、地方公共団体の設置する博物館をいい、「私立博物館」とは、民法第 34 条 の法人、宗教法人又は前項の政令で定める法人の設置する博物館をいう。

3 この法律において「博物館資料」とは、博物館が収集し、保管し、又は展示する資料をいう。

（博物館の事業）

第 3 条 博物館は、前条第 1 項に規定する目的を達成するため、おおむね左に掲げる事業を行う。

- （1）実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等の博物館資料を豊富に収集し、保管し、及び展示すること。
- （2）分館を設置し、又は博物館資料を当該博物館外で展示すること。
- （3）一般公衆に対して、博物館資料の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行い、又は研究室、実験室、工作室、図書室等を設置してこれを利用させること。
- （4）博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。
- （5）博物館資料の保管及び展示等に関する技術的研究を行うこと。
- （6）博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。
- （7）博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。
- （8）当該博物館の所在地又はその周辺にある文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）の適用を受ける文化財について、解説書又は目録を作成する等一般公衆の当該文化財の利用の便を図ること。
- （9）他の博物館、博物館と同一の目的を有する国の施設等と緊密に連絡し、協力し、刊行物及び情報の交換、博物館資料の相互貸借等を行うこと。
- （10）学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術又は文化に関する諸施設と協力し、その活動を援助すること。

2 博物館は、その事業を行うに当つては、土地の事情を考慮し、国民の実生活の向上に資し、更に学校教育を援助し得るようにも留意しなければならない。

（館長、学芸員その他の職員）

第 4 条 博物館に、館長を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、博物館の任務の達成に努める。

3 博物館に、専門的職員として学芸員を置く。

4 学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる。

5 博物館に、館長及び学芸員のほか、学芸員補その他の職員を置くことができる。

6 学芸員補は、学芸員の職務を助ける。

（学芸員の資格）

第 5 条 次の各号の一に該当する者は、学芸員となる資格を有する。

- （1）学士の学位を有する者で、大学において文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得したもの。
 - （2）大学に 2 年以上在学し、前号の博物館に関する科目の単位を含めて 62 単位以上を修得した者で、3 年以上学芸員補の職にあつたもの。
 - （3）文部科学省大臣が、文部科学省令で定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の学力及び経験を有する者と認めた者。
- 2 前項第 2 号の学芸員補の職には、博物館の事業に類する事業を行う施設における職で、学芸員補の職に相当する職又はこれと同等以上の職として文部科学省大臣が指定するものを含むものとする。

（学芸員補の資格）

第 6 条 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 90 条第 1 項 の規定により大学に入学することのできる者は、学芸員補となる資格を有する。

第 7 条 削 除

（設置及び運営上望ましい基準）

第 8 条 文部科学大臣は、博物館の健全な発達を図るために、博物館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを教育委員会に提示するとともに一般公衆に対して示すものとする。

第 9 条 削 除

第 2 章 登 録

（登 録）

第 10 条 博物館を設置しようとする者は、当該博物館について、当該博物館の所在する都道府県教育委員会に備える博物館登録原簿に登録を受けるものとする。

（登録の申請）

第11条 前条の規定による登録を受けようとする者は、設置しようとする博物館について、左に掲げる事項を記載した登録申請書を都道府県の教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 設置者の名称及び私立博物館にあつては設置者の住所。
- (2) 名 称。
- (3) 所在地。

2 前項の登録申請書には、左に掲げる書類を添附しなければならない。

- (1) 公立博物館にあつては、設置条例の写、館則の写、直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及びその図面、当該年度における事業計画書及び予算の歳出の見積に関する書類、博物館資料の目録並びに館長及び学芸員の氏名を記載した書面。
- (2) 私立博物館にあつては、当該法人の定款若しくは寄附行為の写又は当該宗教法人の規則の写、館則の写、直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及びその図面、当該年度における事業計画書及び収支の見積に関する書類、博物館資料の目録並びに館長及び学芸員の氏名を記載した書面。

(登録要件の審査)

第12条 都道府県の教育委員会は、前条の規定による登録の申請があつた場合においては、当該申請に係る博物館が左に掲げる要件を備えているかどうかを審査し、備えていると認めるときは、同条第1項各号に掲げる事項及び登録の年月日を博物館登録原簿に登録するとともに登録した旨を当該登録申請者に通知し、備えていないと認めるときは、登録しない旨をその理由を附記した書面で当該登録申請者に通知しなければならない。

- (1) 第2条第1項に規定する目的を達成するために必要な博物館資料があること。
- (2) 第2条第1項に規定する目的を達成するために必要な学芸員その他の職員を有すること。
- (3) 第2条第1項に規定する目的を達成するために必要な建物及び土地があること。
- (4) 1年を通じて150日以上開館すること。

(登録事項等の変更)

第13条 博物館の設置者は、第11条第1項各号に掲げる事項について変更があつたとき、又は同条第2項に規定する添付書類の記載事項について重要な変更があつたときは、その旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

2 都道府県の教育委員会は、第11条第1項各号に掲げる事項に変更があつたことを知つたときは、当該博物館に係る登録事項の変更登録をしなければならない。

(登録の取消)

第14条 都道府県の教育委員会は、博物館が第12条各号に掲げる要件を欠くに至つたものと認めるとき、又は虚偽の申請に基いて登録した事実を発見したときは、当該博物館に係る登録を取り消さなければならない。但し、博物館が天災その他やむを得ない事由により要件を欠くに至つた場合においては、その要件を欠くに至つた日から2年間はこの限りでない。

2 都道府県の教育委員会は、前項の規定により登録の取消をしたときは、当該博物館の設置者に対し、速やかにその旨を通知しなければならない。

(博物館の廃止)

第15条 博物館の設置者は、博物館を廃止したときは、すみやかにその旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

2 都道府県の教育委員会は、博物館の設置者が当該博物館を廃止したときは、当該博物館に係る登録をまつ消しなければならない。

(規則への委任)

第16条 この章に定めるものを除くほか、博物館の登録に関し必要な事項は、都道府県の教育委員会の規則で定める。

第17条 削 除

第3章 公立博物館

(設 置)

第18条 公立博物館の設置に関する事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

(所 管)

第19条 公立博物館は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会の所管に属する。

(博物館協議会)

第20条 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。

2 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

第21条 博物館協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験のある者の中から、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第22条 博物館協議会の設置、その委員の定数及び任期その他博物館協議会に関し必要な事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

(入館料等)

第23条 公立博物館は、入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない。但し、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収することができる。

(博物館の補助)

第24条 国は、博物館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、博物館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第25条 削 除

(補助金の交付中止及び補助金の返還)

第26条 国は、博物館を設置する地方公共団体に対し第24条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、第1号の場合の取消が虚偽の申請に基いて登録した事実の発見に因るものである場合には、既に交付した補助金を、第3号及び第4号に該当する場合には、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

- (1) 当該博物館について、第14条の規定による登録の取消があつたとき。
- (2) 地方公共団体が当該博物館を廃止したとき。

- (3) 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。
- (4) 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第4章 私立博物館

(都道府県教育委員会との関係)

第27条 都道府県教育委員会は、博物館に関する指導資料の作成及び調査研究のために、私立博物館に対し必要な報告を求めることができる。

- 2 都道府県教育委員会は、私立博物館に対し、その求めに応じて、私立博物館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

(国及び地方公共団体との関係)

第28条 国及び地方公共団体は、私立博物館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき援助を与えることができる。

第5章 雑 則

(博物館に相当する施設)

第29条 博物館の事業に類する事業を行う施設で、国又は独立行政法人が設置する施設にあつては文部科学大臣が、その他の施設にあつては当該施設の所在する都道府県教育委員会が、文部科学省令で定めるところにより、博物館に相当する施設として指定したものについては、第27条第2項の規定を準用する。

附 則 (平成19年6月27日法律第96号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

○博物館法施行令

昭和27年3月20日 政令第47号

〔最近改正〕昭和34年4月30日 政令第157号

(政令で定める法人)

第1条 博物館法(以下「法」という。)第2条第1項の政令で定める法人は、次に掲げるものとする。

- 1 日本赤十字社。
- 2 日本放送協会。

(施設、設備に要する経費の範囲)

第2条 法第24条第1項に規定する博物館の施設、設備に要する経費の範囲は、次に掲げるものとする。

- 1 施設費 施設の建築に要する本工事費、附帯工事費及び事務費。
- 2 設備費 博物館に備えつける博物館資料及びその利用のための器材器具の購入に要する経費。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

○沖縄県立教育機関組織規則(抄)

昭和47年5月15日 教育委員会規則第2号

〔最終改正〕平成19年10月30日教育委員会規則第15号

(趣 旨)

第1条 この規則は、沖縄県立教育機関設置条例(昭和47年沖縄県条例第24号)及び沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例(平成18年沖縄県条例第72号)に規定する教育機関の組織及び分掌事務その他必要な事項を定めるものとする。

(博物館・美術館)

第4条 沖縄県立博物館・美術館(以下「博物館・美術館」という。)に、次の班を置く。

博物館班

美術館班

- 2 博物館・美術館の所掌事務は、次のとおりとする。

博物館班

- (1) 博物館・美術館の博物館施設に係る資料(以下「博物館資料」という。)の収集、保管及び展示に関すること。
- (2) 博物館資料の利用に関すること。
- (3) 博物館施設及びその他施設の利用に関すること。
- (4) 博物館資料の調査研究に関すること。
- (5) 博物館資料の目録、図録、案内書、解説書、調査研究報告書等の作成及び頒布に関すること。
- (6) 博物館資料についての講演会、講習会、映写会、研究会等の開催に関すること。
- (7) 他の博物館等との相互協力に関すること(美術館班が分掌して処理することが適当であると認められるものを除く。)
- (8) 教育、学術又は文化に関する施設への協力及びその活動の支援に関すること(美術館班が分掌して処理することが適当であると認められるものを除く。)
- (9) 予算、決算その他会計事務に関すること。
- (10) 公印の管守に関すること。
- (11) 職員の服務及び福利厚生に関すること。
- (12) 博物館・美術館協議会に関すること。
- (13) 指定管理者との連絡調整に関すること。
- (14) 他班の所掌に属さない事務に関すること。

美術館班

- (1) 博物館・美術館の美術館施設に係る資料(以下「美術館資料」という。)の収集、保管及び展示に関すること。
- (2) 美術館資料の利用に関すること。
- (3) 美術館施設の利用に関すること。

- (4) 美術館資料の調査研究に関すること。
- (5) 美術館資料の目録、図録、案内書、解説書、調査研究報告書等の作成及び頒布に関すること。
- (6) 美術館資料についての講演会、講習会、映写会、研究会等の開催に関すること。
- (7) 他の博物館等との相互協力に関すること（美術館班が分掌して処理することが適当であると認められるものに限る。）。
- (8) 教育、学術又は文化に関する施設への協力及びその活動の支援に関すること（美術館班が分掌して処理することが適当であると認められるものに限る。）。

(職制等)

第7条 総合教育センター、図書館、博物館・美術館、埋蔵文化財センター、青年の家及び少年自然の家（以下「教育機関」という。）に、所長又は館長（以下「所長等」という。）を置く。

2 所長等は、上司の命を受け、当該教育機関が所掌する事務を掌理する。

第9条 総合教育センター、図書館、博物館・美術館及び埋蔵文化財センターに、副所長又は副館長（以下「副所長等」という。）を置く。

2 副所長等は、上司の命を受け、所長等を補佐し、当該教育機関の事務を整理する。

第9条の2 博物館・美術館の班に、班長を置く。

2 班長は、上司の命を受け、班の分掌事務を処理する。

第12条 図書館及び博物館・美術館に、特に必要があるときは、副参事を置くことができる。

2 副参事は、上司の命を受け、特定重要事項を処理する。

第12条の3 図書館、博物館・美術館及び埋蔵文化財センターに、特に必要があるときは、主任専門員を置くことができる。

2 主任専門員は、上司の命を受け、専門的事務を処理する。

第13条 博物館・美術館に、特に必要のあるときは、主任学芸員を置くことができる。

2 主任学芸員は、上司の命を受け、博物館・美術館の専門的事務を処理する。

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例

平成18年12月27日 条例第72号

(設 置)

第1条 歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料（以下「博物館・美術館資料」という。）を収集し、保管し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせて博物館・美術館資料に関する調査研究を行うため、博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館として沖縄県立博物館・美術館（以下「博物館・美術館」という。）を設置する。

(位置及び施設)

第2条 博物館・美術館の位置は、那覇市おもろまち3丁目1番1号とする。

2 博物館・美術館は、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 博物館施設
- (2) 美術館施設
- (3) その他施設

(事業)

第3条 博物館・美術館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 博物館・美術館資料の収集、保管及び展示に関すること。
- (2) 博物館・美術館資料の利用に関すること。
- (3) 博物館・美術館の施設の利用に関すること。
- (4) 博物館・美術館資料の調査研究に関すること。
- (5) 博物館・美術館資料の目録、図録、案内書、解説書、調査研究報告書等の作成及び頒布に関すること。
- (6) 博物館・美術館資料についての講演会、講習会、映写会、研究会等の開催に関すること。
- (7) 他の博物館等との相互協力に関すること。
- (8) 教育、学術又は文化に関する施設への協力及びその活動の支援に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、博物館・美術館の設置の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(博物館・美術館の管理)

第4条 博物館・美術館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者の業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 博物館・美術館の設置の目的を達成するために教育委員会が必要と認める事業の実施に関する業務
- (2) 第11条の規定による観覧料の収受に関する業務、第12条の規定による観覧料の減免に関する業務、第13条ただし書の規定による観覧料の返還に関する業務その他の観覧料の収受に関する業務
- (3) 第14条の規定による利用の許可に関する業務、第17条の規定による利用の許可の取消し等に関する業務、第18条第2項の規定による原状回復命令に関する業務その他の利用の許可に関する業務
- (4) 第19条及び同条第3項において準用する第11条第5項から第7項までの規定による利用料金の収受に関する業務、第19条第3項において準用する第12条の規定による利用料金の減免に関する業務、第19条第3項において準用する第13条ただし書の規定による利用料金の返還に関する業務その他の利用料金の収受に関する業務
- (5) 博物館・美術館の施設及び附属設備の維持及び修繕に関する業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、博物館・美術館の管理運営に関して、教育委員会が必要と認める業務

(指定管理者の指定の申請)

第6条 第4条の規定による指定を受けようとするものは、教育委員会規則で定める申請書に事業計画書その他教育委員会規則で定める書類（以下「事業計画書等」という。）を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

(指定管理者の指定)

第7条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により審査し、最も適切に博物館・美術館の管理を行うことができると認めるものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 事業計画書等の内容が、県民の公平な利用を確保できるものであること。
- (2) 事業計画書等の内容が、博物館・美術館の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、効率的な管理がなされるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有するものであること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、博物館・美術館の設置の目的を達成するために十分な能力を有するものであること。

(指定管理者の指定等の告示)

第8条 教育委員会は、前条の規定により、指定管理者を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

- 2 前項の規定は、地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合に準用する。

(休館日)

第9条 博物館・美術館の休館日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 月曜日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- 2 前項第1号に規定する休館日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日又は沖縄県慰霊の日を定める条例(昭和49年沖縄県条例第42号)第2条に規定する慰霊の日に当たるときは、その日の後日において最も近い休館日でない日をもって、これに替えるものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、臨時に休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができる。

(開館時間)

第10条 博物館・美術館の開館時間は、午前9時から午後6時(金曜日及び土曜日にあつては、午後8時)までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、開館時間を臨時に変更することができる。

(観覧料)

第11条 常設展、企画展又は特別展を観覧しようとする者は、観覧料を指定管理者に納めなければならない。

- 2 常設展を観覧しようとする場合の観覧料は、別表第1に定める基準額に100分の70を乗じて得た額から当該基準額に100分の130を乗じて得た額までの範囲内で、指定管理者が定めるものとする。
- 3 企画展又は特別展を観覧しようとする場合の観覧料は、3,000円を超えない範囲内で、その都度指定管理者が定めるものとする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、1年間を通して常設展、企画展又は特別展を観覧しようとする場合の観覧料は、別表第2に定める基準額に100分の70を乗じて得た額から当該基準額に100分の130を乗じて得た額までの範囲内で、指定管理者が定めるものとする。
- 5 指定管理者は、第2項から前項までの規定により、観覧料を定めようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。観覧料を変更しようとするときも、同様とする。
- 6 教育委員会は、前項の承認をしたときは、これを告示するものとする。
- 7 観覧料は、指定管理者の収入とする。

(観覧料の減免)

第12条 指定管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、観覧料を減額し、又は免除することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、教育委員会規則で定める場合は、教育委員会規則で定めるところにより、観覧料を減額し、又は免除するものとする。

(観覧料の返還)

第13条 既に納付した観覧料は、返還しない。ただし、必要があると認められる場合は、指定管理者は、その全部又は一部を返還することができる。

(利用の許可)

第14条 別表第3に掲げる博物館・美術館の施設又は附属設備(以下「施設等」という。)を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた者(以下「利用者」という。)が許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 指定管理者は、博物館・美術館の管理上必要があると認めたときは、前項の許可をするに当たり、条件を付することができる。
- 3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしないことができる。
 - (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
 - (2) 公益を害するおそれがあると認められるとき。
 - (3) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、施設等の管理上支障があると認められるとき。

(利用期間)

第15条 施設等を引き続いて利用することができる期間は、教育委員会規則で施設等ごとに定める日数以内とする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、教育委員会規則で定めるところにより、当該期間を変更することができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第16条 利用者は、施設等を利用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第17条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第14条第1項の許可を取り消し、又は施設等の利用を制限し、若しくはその停止を命ずることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
- (3) 許可に付した条件に違反したとき。
- (4) 第14条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(原状回復の義務)

第18条 利用者は、施設等の利用を終えたとき、又は前条各号のいずれかの規定に該当することにより利用の許可を取り消されたとき

- は、速やかに施設等を原状に回復しなければならない。
- 2 指定管理者は、利用者が前項の義務を履行しないときは、その原状回復に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- (利用料金)
- 第19条 利用者は、施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納めなければならない。
- 2 利用料金は、別表第3に定める基準額に100分の70を乗じて得た額から当該基準額に100分の130を乗じて得た額までの範囲内で、指定管理者が定めるものとする。
- 3 第11条第5項から第7項まで、第12条及び第13条の規定は、利用料金について準用する。
- (事業報告書の提出)
- 第20条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、教育委員会規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。
- (博物館・美術館協議会)
- 第21条 博物館・美術館に、博物館・美術館協議会（以下「協議会」という。）を置く。
- 2 協議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、15人以内とする。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 前2項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。
- (教育委員会規則への委任)
- 第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。
- 附 則
- (施行期日)
- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。（平成19年6月教育委員会規則第11号で、同19年11月1日から施行）
- (準備行為)
- 2 第7条の規定による指定管理者の指定、第11条第5項の規定による観覧料の承認及び第19条第3項において準用する第11条第5項の規定による利用料金の承認並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、第6条から第8条まで、第11条第2項から第6項まで並びに第19条第2項並びに同条第3項において準用する第11条第5項及び第6項の規定の例により行うことができる。
- (沖縄県立教育機関設置条例の一部改正)
- 3 沖縄県立教育機関設置条例（昭和47年沖縄県条例第24号）の一部を次のように改正する。
- 第1条中「、図書館法」を「及び図書館法」に改め、「及び博物館法（昭和26年法律第285号）第18条」を削り、「必要な事項」を「、必要な事項」に改める。
- 第5条及び第6条を削り、第6条の2を第5条とし、第7条を第6条とし、第7条の2を第7条とする。
- 第8条中「、第5条及び第6条の2」を「及び第5条」に改める。
- (沖縄県立教育機関使用料徴収条例の一部改正)
- 4 沖縄県立教育機関使用料徴収条例（昭和47年沖縄県条例第37号）の一部を次のように改正する。
- 第2条第1項中「別表第1又は別表第2」を「別表」に改め、同条第2項を削る。
- 別表第1を削り、別表第2を別表とする。

別表第1（第11条関係）

区分		基準額（1人につき）	
		個人の場合	団体の場合
博物館施設	一般	400 円	320 円
	大学生及び高校生	250 円	200 円
	中学生及び小学生	150 円（県外の中学生及び小学生に限る）	120 円（県外の中学生及び小学生に限る）
美術館施設	一般	300 円	240 円
	大学生及び高校生	200 円	160 円
	中学生及び小学生	100 円（県外の中学生及び小学生に限る）	80 円（県外の中学生及び小学生に限る）

備考

- 「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
- 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
- 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。
- 「団体の場合」とは、20人以上の団体で観覧する場合及び教育委員会規則で定める場合をいう。

別表第2（第11条関係）

区分		基準額（1人につき）		
		一般	大学生及び高校生	中学生及び小学生
博物館施設	常設展	1,200 円	750 円	450 円（県外の中学生及び小学生に限る）
	常設展、企画展及び特別展	4,200 円	2,600 円	1,600 円（県内の中学生及び小学生にあつては、1,150 円）
美術館施設	常設展	900 円	600 円	300 円（県外の中学生及び小学生に限る）
	常設展及び企画展	3,900 円	2,600 円	1,300 円（県内の中学生及び小学生にあつては、1,000 円）

備考

- 「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまで

- の者を除く。)をいう。
- 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
 - 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。

別表第3（第14条、第19条関係）

1 施設利用料金

（1）博物館施設利用料金

区分		基準額（1日につき）
企画展示室	入場料を徴収しない場合	29,100 円
	入場料を徴収する場合	87,300 円
特別展示室	入場料を徴収しない場合	38,100 円
	入場料を徴収する場合	114,300 円
実 習 室	入場料を徴収しない場合	9,000 円
	入場料を徴収する場合	27,000 円
講 座 室	入場料を徴収しない場合	15,900 円
	入場料を徴収する場合	47,700 円

（2）美術館施設利用料金

区分		基準額（1日につき）
県民ギャラリー1		8,100 円
県民ギャラリー2		7,500 円
県民ギャラリー3		7,500 円
県民ギャラリースタジオ		8,200 円
県民アトリエ	入場料を徴収しない場合	7,000 円
	入場料を徴収する場合	21,000 円
子供アトリエ	入場料を徴収しない場合	7,500 円
	入場料を徴収する場合	22,500 円
企画展示室1	入場料を徴収しない場合	32,800 円
	入場料を徴収する場合	98,400 円
企画展示室2	入場料を徴収しない場合	40,700 円
	入場料を徴収する場合	122,100 円
講 座 室	入場料を徴収しない場合	9,100 円
	入場料を徴収する場合	27,300 円

（3）その他施設利用料金

区分		基準額（1時間につき）
講 堂	入場料を徴収しない場合	3,400 円
	入場料を徴収する場合	10,200 円

2 附属設備利用料金

種別	単位	基準額
舞台器具	1回1点または一式につき	10,000 円以内で教育委員会規則で定める額
音響器具	1回1点または一式につき	10,000 円以内で教育委員会規則で定める額
照明器具	1回1点または一式につき	10,000 円以内で教育委員会規則で定める額
冷房器具	1時間につき	3,000 円以内で教育委員会規則で定める額
その他教育委員会規則で定める付属設備	1回1点または一式につき	10,000 円以内で教育委員会規則で定める額

備考

- 「入場料」とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず、入場の対価として徴収するものをいう。
- 利用料金の基準額が1時間を単位として定められている施設等の利用者が許可された利用時間を超過して当該施設等を利用する場合における利用料金の基準額は、この表の区分に従い、次のとおりとする。
 - 午前9時から午後6時（金曜日及び土曜日にあつては、午後8時）までの間は、超過時間30分間（30分間に満たない端数は、これを30分間とする。）につき、当該区分に定める基準額の2分の1の額に100分の120を乗じて得た額
 - 午後6時（金曜日及び土曜日にあつては、午後8時）後は、超過時間30分間（30分間に満たない端数は、これを30分間とする。）につき、当該区分に定める基準額の2分の1の額に100分の150を乗じて得た額

沖縄県立博物館・美術館管理規則

平成19年3月16日 教育委員会規則第1号

（趣 旨）

第1条 この規則は、沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号。以下「条例」という。）の規定並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1号及び博物館法（昭和26年法律第285号）第19条の規定に基づき、沖縄県立博物館・美術館（以下「博物館・美術館」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(寄贈及び寄託)

第2条 博物館・美術館に資料を寄贈又は寄託しようとする者は、博物館・美術館資料寄贈申込書（第1号様式）又は博物館・美術館資料寄託申請書（第2号様式）を提出しなければならない。

2 受贈又は受託を決定したものについては、博物館・美術館資料受贈受諾書（第3号様式）又は博物館・美術館資料受託承認書（第4号様式）を交付するものとする。

3 寄贈又は寄託に要する経費は、寄贈者又は寄託者の負担とする。ただし、博物館・美術館の館長（以下「館長」という。）が必要と認めた場合はこの限りでない。

4 第2項の規定により寄贈を受けた資料は、理由のいかんにかかわらず返却しない。

5 第2項の規定により寄託を受けた資料は、寄託者の請求又は博物館・美術館の都合により返付する。

(寄贈資料及び寄託資料の管理等)

第3条 寄託された資料の管理は、博物館・美術館所蔵の資料の管理に準ずるものとする。

2 寄託資料が火災その他の不可抗力により、滅失し、汚損し、又は損傷したときは、県及び館長並びに指定管理者は、損害賠償の責任を負わないものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第4条 条例第6条の規則で定める申請書は、指定管理者指定申請書（第5号様式）によるものとする。

2 条例第6条の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 法人である団体にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- (2) 法人でない団体にあつては、定款又は寄附行為に相当する書類及び代表者の身分証明書（市区町村長が発行するものに限る。）
- (3) 申請に係る業務の実施の方法を記載した書類
- (4) 最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）
- (5) 役員の氏名、住所及び履歴を記載した書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

(観覧券の交付)

第5条 指定管理者は、博物館・美術館の展示品を観覧しようとする者が所定の観覧料を納付した場合又は指定管理者により後納が認められた場合は、観覧券を交付するものとする。

(観覧料の免除)

第6条 条例第12条第1項の規定により観覧料の免除を受けようとする者は、あらかじめ観覧料免除申請書（第6号様式）を指定管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

2 条例第12条第2項の規定により観覧料を免除することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 県内の中学校の生徒及び小学校の児童並びにその他これらに準ずる者の引率者が教育課程に基づく教育活動として博物館・美術館の常設展を観覧する場合
- (2) 県内の高等学校の生徒、その他これらに準ずる者及びその引率者が教育課程に基づく教育活動として博物館・美術館の常設展を観覧する場合
- (3) 70歳以上の者が常設展を観覧する場合
- (4) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介助員が常設展を観覧する場合

(入館の禁止等)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して入館を禁じ、又は退館を命ずることができる。

- (1) 館内の秩序を乱すおそれがあると認められる者
- (2) その他指定管理者が適当でないと認める者

(施設利用の許可等)

第8条 条例別表第3に掲げる博物館・美術館の施設又は附属設備を利用しようとする者は、あらかじめ博物館・美術館施設利用許可申請書（第7号様式）を提出しなければならない。

(利用期間)

第9条 条例第15条本文に規定する教育委員会規則で施設等ごとに定める日数は、次の各号に掲げる施設等の区分に応じ当該各号に定める日数とする。

- (1) 博物館施設の企画展示室及び特別展示室並びに美術館施設の企画展示室1及び企画展示室2並びにこれらの施設の冷房設備 6月
- (2) 前号に掲げる施設等以外の施設 7日

2 条例第15条ただし書の規定により利用期間を変更しようとする者は、沖縄県立博物館・美術館利用期間変更願（第8号様式）を指定管理者に提出しなければならない。

(利用料金の免除)

第10条 条例第19条第3項において準用する第12条第2項の規定により利用料金を免除することができる場合は、沖縄県が条例第3条各号に掲げる事業を行うために利用する場合とする。

2 条例第19条第3項において準用する第12条第2項の規定により利用料金の免除を受けようとする者は、博物館・美術館施設利用許可申請書を提出する際に、併せて沖縄県立博物館・美術館利用料金免除申請書（第9号様式）を指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、利用料金の免除を承認したときは、沖縄県立博物館・美術館利用料金免除承認書（第10号様式）を利用者に交付するものとする。

(事業報告書の内容等)

第11条 条例第20条の事業報告書は、次に掲げる事項を記載して提出するものとする。

- (1) 博物館・美術館の管理運営に関する業務（以下「業務」という。）の実施状況
- (2) 業務に係る収支状況
- (3) 博物館・美術館の利用状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(博物館・美術館協議会の組織等)

第12条 博物館・美術館協議会(以下「協議会」という。)の委員は、沖縄県教育委員会が任命する。

- 1 協議会に会長及び副会長を置き、委員のうちから互選する。
- 2 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 協議会の会議は、会長が招集し、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 6 協議会は協議のため必要があると認める場合は、調査を行い、又は専門家その他の関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴くことができる。
- 7 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 8 協議会の庶務は、博物館・美術館において処理する。
- 9 その他協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(観覧料の割引)

第13条 条例別表第1備考4に規定する教育委員会規則で定める場合は、博物館施設又は美術館施設の常設展を観覧しようとする日と同じ日に博物館・美術館が行う他の展示と併せて観覧する場合とする。ただし、併せて観覧する他の展示の観覧料が無料の場合は、この限りでない。

(附属設備の利用料金の基準額)

第14条 条例別表第3第2項の表の教育委員会で定める額は、別表に掲げるとおりとする。

(補 則)

第15条 この規則に定めるもののほか、博物館・美術館の管理に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、条例の施行の日〔平成19年11月1日〕から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為として行う申請に必要な申請書等)

2 条例附則第2項の規定により準備行為として行う指定管理者の指定の申請に必要な申請書及び書類については、第4条の規定の例による。

(沖縄県立博物館の管理に関する規則等の廃止)

3 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 沖縄県立博物館の管理に関する規則(昭和47年沖縄県教育委員会規則第13号)
- (2) 沖縄県立博物館協議会規則(昭和47年沖縄県教育委員会規則第29号)

(沖縄県教育庁組織規則の一部改正)

4 沖縄県教育庁組織規則(昭和47年沖縄県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第31条第3号中「沖縄県立博物館」を「沖縄県立博物館・美術館」に改める。

第33条第4号中「沖縄県立博物館協議会」を「博物館・美術館協議会」に改める。

別表(第14条関係)

1 附属設備(冷房設備を除く。)の利用料金

種別	品名	単位	基準額
舞台器具	演台	1台	300円
	花台	1台	100円
	司会台	1台	150円
音響器具	メインスピーカー	1式	1,000円
	コンデンサーマイク	1本	300円
	ワイヤレスマイク	1本	600円
	ダイナミックマイク	1本	200円
	ビデオテープレコーダー	1台	700円
	DVDプレーヤー	1台	1,250円
	CD・MDプレーヤー	1台	400円
	HD/DVDレコーダー	1台	1,250円
照明器具	ボーダーライト	1列	300円
	サスペンションライト	1列	500円
	アッパーホリゾンライト	1列	700円
	シーリングライト	1列	600円
	センターピンスポットライト	1台	400円
その他	書画カメラ	1台	800円
	ビデオプロジェクター	1台	1,400円
	電動スクリーン	1式	1,100円
	35ミリフィルム映写機	1式	5,000円

備考 附属設備利用料金の基準額は、1ステージごとの額とする。ただし、長時間連続して利用する場合は、4時間ごとに1ステージとみなす。

2 冷房設備の利用料金

	区分	単位	基準額
博物館施設	企画展示室	1 時間までごとに	630 円
	特別展示室	1 時間までごとに	830 円
	実習室	1 時間までごとに	190 円
	講座室	1 時間までごとに	340 円
美術館施設	県民ギャラリー 1	1 時間までごとに	170 円
	県民ギャラリー 2	1 時間までごとに	160 円
	県民ギャラリー 3	1 時間までごとに	160 円
	県民ギャラリースタジオ	1 時間までごとに	180 円
	県民アトリエ	1 時間までごとに	150 円
	子供アトリエ	1 時間までごとに	160 円
	企画展示室	1 時間までごとに	710 円
	企画展示室 2	1 時間までごとに	880 円
	講座室	1 時間までごとに	200 円
その他施設	講堂	1 時間までごとに	590 円

第1号様式
(第2条関係)

博物館・美術館資料寄贈申込書

年 月 日

沖縄県立博物館・美術館長 殿

申込者 住 所
氏 名

印

私所有の下記の資料を沖縄県立博物館・美術館へ寄贈したいので、受領されるよう申込みます。

記

- 1 種 別
- 2 作 者 名
- 3 作 品 名
- 4 製作年月日
- 5 附 属 品
- 6 資料所在地
- 7 時価見積額
- 8 寄贈の理由

第2号様式
(第2条関係)

博物館・美術館資料寄託申請書

年 月 日

沖縄県立博物館・美術館長 殿

申請者 住 所
氏 名

印

私所有の下記の資料を沖縄県立博物館・美術館へ寄託したいので、受託されるよう申請します。

記

- 1 種 別
- 2 作 者 名
- 3 作 品 名
- 4 製作年月日
- 5 附 属 品
- 6 資料所在地
- 7 寄 託 期 間
年 月 日 から
年 月 日まで

第3号様式
(第2条関係)

博物館・美術館資料受贈受諾書

年 月 日

殿

沖縄県立博物館・美術館長 印

年 月 日付け申込のあった博物館・美術館資料の寄贈については下記により受諾します。ただし、寄贈を受けた資料については、沖縄県立博物館・美術館管理規則第2条第4項の規定により返却されません。

記

- 1 種 別
- 2 作 者 名
- 3 作 品 名
- 4 製作年月日
- 5 附 属 品
- 6 資料所在地
- 7 時価見積額
- 8 寄贈の理由

第4号様式
(第2条関係)

博物館・美術館資料受託承認書

年 月 日

殿

沖縄県立博物館・美術館長 印

年 月 日付け申請のあった博物館・美術館資料の寄託については下記により受託します。

記

- 1 種 別
- 2 作 者 名
- 3 作 品 名
- 4 製作年月日
- 5 附 属 品
- 6 受託期間
年 月 日 から
年 月 日まで
- 7 備 考

第5号様式
(第4条関係)

沖縄県教育委員会 殿

年 月 日

申請者 所在地
団体の名称
代表者の氏名

申請者 住所
氏名
電話

印

第6号様式
(第6条関係)

観覧料免除申請書

沖縄県立博物館・美術館
指定管理者 殿

年 月 日

申請者 住所
氏名
電話

印

指定管理者指定申請書

沖縄県立博物館・美術館の管理に係る指定管理者の指定を受けたいので、沖縄県立博物館・美術館
の設置及び管理に関する条例第6条の規定により申請します。

添付書類
1 事業計画書
2 法人である団体にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
3 法人でない団体にあつては、定款又は寄附行為に相当する書類及び代表者の身分証明書（市区
町村長が発行するものに限る）
4 申請に係る業務の実施の方法を記載した書類
5 最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他経理的基礎を
有することを明らかにする書類（申請の日に属する事業年度に設立された法人にあつては、そ
の設立時における財産目録）
6 役員の氏名、住所及び履歴を記載した書類
7 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

観覧料免除申請書

沖縄県立博物館・美術館
指定管理者 殿

年 月 日

申請者 住所
氏名
電話

印

観覧料免除申請書

沖縄県立博物館・美術館
指定管理者 殿

年 月 日

申請者 住所
氏名
電話

印

第7号様式
(第8条関係)

博物館・美術館施設利用許可申請書

年 月 日

沖縄県立博物館・美術館
指定管理者

殿

申請者 氏 名
電 話

印

下記により貴館施設を利用したいので、申請します。

記

1 利用者 団 体 名
代表者名
住 所
印 職業 ()
電話

2 利用目的

3 利用する施設

4 利用する日時及び期間

自： 年 月 日 時 分 } () 日間
至： 年 月 日 時 分

5 予定参加人数 人

許 可 証

年 月 日付け申請の () 使用の件、申請どおり許可します。

年 月 日

沖縄県立博物館・美術館
指定管理者

印

第8号様式
(第9条関係)

沖縄県立博物館・美術館利用期間変更願

年 月 日

沖縄県立博物館・美術館
指定管理者

殿

申請者 住 所
団 体 名
代表者氏名
電 話 番 号

印

沖縄県立博物館・美術館管理規則第9条第2項の規定により次のとおり利用期間の変更を願います。

記

1 催物の名称

2 利用する日時及び期間

自： 年 月 日 時 分 } () 日間
至： 年 月 日 時 分

3 利用期間の変更を願う出る理由

4 備考

第9号様式
(第10条関係)

沖縄県立博物館・美術館利用料金免除申請書

年 月 日

年 月 日

沖縄県立博物館・美術館
指定管理者

殿

沖縄県立博物館・美術館
指定管理者

印

申請者 住 所
団 体 名
代表者氏名
電 話 番 号

印

次のとおり利用料金の免除を申請します。

記

記

- 1 催物の名称
- 2 利用目的
- 3 催物の内容

- 4 利用する日時及び期間

自： 年 月 日 時 分 } () 日間
至： 年 月 日 時 分

- 5 減額・免除を申請する理由

- 6 備考

第10号様式
(第10条関係)

沖縄県立博物館・美術館利用料金免除承認書

次のとおり利用料金の免除を承認します。

- 1 催物の名称
- 2 利用目的
- 3 催物の内容

- 4 利用する日時及び期間

自： 年 月 日 時 分 } () 日間
至： 年 月 日 時 分

- 5 利用料金免除額

- 6 備考

○沖縄県立博物館・美術館館長執務規程

平成 19 年 10 月 30 日 教育委員会訓令第 13 号

(趣旨)

第 1 条 沖縄県立博物館・美術館（以下「博物館・美術館」という。）の館長（以下「館長」という。）を地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 3 項第 3 号に規定する非常勤の特別職とした場合における館長の執務等に関しては、別に定めるもののほか、この訓令によるものとする。

(任命及び任期)

第 2 条 館長は、博物館・美術館の管理運営に関し識見及び能力を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

2 館長の任期は、1 年以内とし、2 回に限り更新することができる。

3 前項の規定にかかわらず、2 回を超えて更新する必要がある場合には、教育庁文化課長は、教育庁総務課長と協議するものとする。

(報酬等)

第 3 条 館長の報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和 47 年沖縄県規則第 111 号）に定めるところによる。

(勤務条件)

第 4 条 館長の勤務場所は、博物館・美術館とする。

2 館長の 1 月の勤務日数は 16 日以内とし、勤務する日は教育長が別に定める。

3 館長の勤務時間は、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和 47 年沖縄県条例第 43 号）の適用を受ける職員の勤務時間に準ずるものとする。

(服務)

第 5 条 館長は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

2 館長は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 館長は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

4 館長は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

(解任)

第 6 条 教育委員会は、館長が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、任期内でも解任することができる。

(1) 館長の職務を怠ったとき。

(2) 前条の規定に違反したとき。

(3) 館長として不適当と認められる行為をしたとき。

(4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。

(5) 任命の必要がなくなったとき。

(補則)

第 7 条 この訓令に定めるもののほか、館長を非常勤の特別職とした場合における館長の執務等に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 19 年 11 月 1 日から施行する。

○博物館・美術館学芸業務嘱託員設置規程

平成 19 年 10 月 30 日 教育委員会教育長訓令第 26 号

(設置)

第 1 条 沖縄県立博物館・美術館（以下「博物館・美術館」という。）の学芸業務を円滑に行うため、博物館・美術館学芸業務嘱託員（以下「嘱託員」という。）を設置する。

(身分)

第 2 条 嘱託員は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 3 項第 3 号に規定する非常勤の嘱託員とする。

(職務等)

第 3 条 嘱託員は、博物館・美術館の館長（以下「館長」という。）の指揮監督を受けて、次に掲げる業務を行う。

(1) 資料の調査、収集及び整理に関すること。

(2) 資料の保存、修復等に関すること。

(3) 展示に関すること。

(4) その他博物館・美術館の事業に関すること。

(委嘱及び委嘱期間)

第 4 条 嘱託員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

(1) 博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 5 条に規定する学芸員資格を有する者

(2) 前号に規定する学芸員資格を有する者と同等以上の能力を有すると認められる者

2 嘱託員の委嘱期間は、1 年以内とし、2 回に限り更新することができる。

3 前項の規定にかかわらず、2 回を超えて更新する必要がある場合には、文化課長は、総務課長と協議するものとする。

(報酬等)

第 5 条 嘱託員の報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和 47 年沖縄県規則第 111 号）に定めるところによる。

(勤務条件)

第 6 条 嘱託員の勤務場所は、博物館・美術館とする。

2 嘱託員の 1 月の勤務日数は、16 日以内とし、勤務する日は、館長が別に定める。

3 嘱託員の勤務時間は、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和 47 年沖縄県条例第 43 号）の規定の適用を受ける職員の勤務時間に準ずるものとする。

(服務)

第 7 条 嘱託員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

- 2 嘱託員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 3 嘱託員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も、また、同様とする。
- 4 嘱託員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

(解嘱)

第8条 教育長は、嘱託員が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、委嘱期間内でも解嘱することができる。

- (1) 第3条に規定する職務を怠ったとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) 嘱託員として不適当と認められる行為をしたとき。
- (4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。
- (5) 委嘱の必要がなくなったとき。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成19年11月1日から施行する。

○博物館・美術館教育普及業務嘱託員設置規程

平成19年10月30日 教育委員会教育長訓令第27号

(設置)

第1条 沖縄県立博物館・美術館（以下「博物館・美術館」という。）の教育普及業務を円滑に行うため、博物館・美術館教育普及業務嘱託員（以下「嘱託員」という。）を設置する。

(身分)

第2条 嘱託員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

(職務等)

第3条 嘱託員は、博物館・美術館の館長（以下「館長」という。）の指揮監督を受けて、次に掲げる業務を行う。

- (1) 教育普及プログラムの調査及び策定に関すること。
- (2) 教育関係機関への学習支援に関すること。
- (3) ボランティア活動に関すること。
- (4) その他博物館・美術館の事業に関すること。

(委嘱及び委嘱期間)

第4条 嘱託員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 博物館法（昭和26年法律第285号）第5条に規定する学芸員資格を有する者
- (2) 前号に規定する学芸員資格を有する者と同等以上の能力を有すると認められる者

2 嘱託員の委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。

3 前項の規定にかかわらず、2回を超えて更新する必要がある場合には、文化課長は、総務課長と協議するものとする。

(報酬等)

第5条 嘱託員の報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによる。

(勤務条件)

第6条 嘱託員の勤務場所は、博物館・美術館とする。

2 嘱託員の1月の勤務日数は、16日以内とし、勤務する日は、館長が別に定める。

3 嘱託員の勤務時間は、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）の規定の適用を受ける職員の勤務時間に準ずるものとする。

(服務)

第7条 嘱託員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

2 嘱託員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 嘱託員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も、また、同様とする。

4 嘱託員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

(解嘱)

第8条 教育長は、嘱託員が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、委嘱期間内でも解嘱することができる。

- (1) 第3条に規定する職務を怠ったとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) 嘱託員として不適当と認められる行為をしたとき。
- (4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。
- (5) 委嘱の必要がなくなったとき。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成19年11月1日から施行する。

○博物館の登録に関する規則

昭和50年5月8日 教育委員会規則第5号

〔最終改正〕平成6年3月31日教育委員会規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第16条の規定に基づき博物館の登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録原簿等の様式)

第2条 法第10条、第11条第1項及び第11条第2項に規定する登録原簿等の名称及び様式は、次の表に掲げるとおりとする。

根拠条項	名称	様式
法第10条	博物館登録原簿	第1号様式
法第11条第1項	博物館登録申請書	第2号様式
法第11条第2項	博物館資料目録	第3号様式

(博物館登録申請書の添付書類)

第3条 博物館登録申請書には、法第11条第2項に規定する書類のほか、職員名簿(第4号様式)を添付するものとする。

(登録要件の審査)

第4条 法第12条の規定による登録要件の審査及び法第14条第1項の規定による登録の取消しを県教育委員会が行う場合は、当該博物館に対し、必要な資料を求め実地調査及び学識経験者の意見を聴くことができる。

(登録事項等の変更)

第5条 法第13条第1項の規定による変更の届出は、そのつど博物館登録事項等変更届出書(第5号様式)によつて行うものとする。
ただし、博物館資料目録の軽微な変更については、毎年3月末日に届け出るものとする。

(博物館の廃止)

第6条 法第15条の規定による博物館の廃止の届出は、博物館廃止届(第6号様式)により行うものとする。

(公示)

第7条 県教育委員会は、博物館の登録若しくは登録事項等の変更があつたとき、又は登録の取消し若しくはまつ消を行つたときは、その旨を沖縄県公報により公示するものとする。

附 則

(平成6年3月31日教育委員会規則第2号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

第2号様式
(第2条関係)

博物館登録申請書

文書番号

申請者氏名

博物館法第11条第1項の規定により、下記施設を博物館として登録されるよう別添関係書類等を添えて申請します。

設置者の名称

私立博物館設置者の住所

名称

所在地

備考 この申請書には、次の書類を添付すること。

- (1) 公立博物館にあっては設置条例の写し、私立博物館にあっては、法人の定款若しくは寄附行為の写し又は宗教法人の規則の写し
- (2) 館則の写し
- (3) 直接博物館の用に供する建物及び面積を記載した書面並びにその図面
- (4) 当該年度における事業計画書及び公立博物館にあっては予算の歳出の見積もり、私立博物館にあっては収支の見積もりに関する書類
- (5) 博物館資料の目録並びに館長の氏名及び学芸員の種類ごとの氏名を記載した書面
- (6) 学芸員は、その資格を有することを証するにたる書類

第4号様式
(第3条関係)

職員名簿

博物館名

[illegible][illegible]

第5号様式
(第5条関係)

博物館登録事項変更届出書

文 書 番 号
年 月 日

沖縄県教育委員会 殿

施 設 名
届出者氏名

印

博物館法第13条第1項の規定により、下記のとおり変更届を提出します。

記

変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 の 理 由	
変 更 事 項 の 種 類	
変更事項の内容	旧
	新

第6号様式
(第6条関係)

博物館廃止届

文 書 番 号
年 月 日

沖縄県教育委員会 殿

施 設 名
届出者氏名

印

博物館法第15条第1項の規定により、下記のとおり届けます。

記

廃 止 年 月 日	年 月 日
廃 止 し た 理 由	
廃 止 後 の 財 産 処 分	
その他参考となるべき事項	

(目 的)

第 1 条 この要領は、沖縄県立博物館が保管する資料（以下「資料」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第 2 条 この要領において利用とは、次の各号に掲げることをいう。

- (1) 展示会等における原資料等の借用。
- (2) 同資料の撮影。
- (3) 原資料等を被写体として製作された写真原板や印画などの借用。
- (4) 撮影等による複製品の製作。
- (5) 原資料等の閲覧。
- (6) 教育普及資料の借用。

(許可の基準)

第 3 条 博物館長（以下「館長」という。）は、教育・学術・文化等に係わる事業、学術研究の推進並びに文化の向上に資する事業、又は館長が特に必要と認めた場合において資料の利用を許可することができる。ただし、次の各号の一に掲げる事項はこの限りでない。

- (1) 資料の保存に悪影響が生じると認められる場合。
- (2) 好ましくない用途に供されると認められる場合。
- (3) 館の事務処理に支障が生じると認められる場合。
- (4) 資料のうち、ほかに権利を有する者があるものについて、事前に書面による同意を得ていない場合。
- (5) 過去に目的外使用の事実又は許可条件に違反する事実があると認められる場合。
- (6) その他、許可することが適当でないと認められる場合。

(許可申請の手続き)

第 4 条 資料の利用を希望する者は、以下の各号に応じ、資料利用申請書（以下「申請書」という。）に事業の趣旨や主体者、事業計画等を記載した企画書等を添えて館長に利用開始 14 日前までに、申請しなければならない。

- (1) 原資料等の借用（第 1 号様式）
- (2) 写真撮影、原板・印画の借用（第 2 号様式）
- (3) 複製品の製作（第 3 号様式）
- (4) 原資料等の閲覧（第 4 号様式）
- (5) 教育普及資料の借用（第 5 号様式）

(審査及び決定)

第 5 条 前条の規定による申請があった場合、館長は次の各号に掲げる事項について、審査し、許可するかどうかを決定しなければならない。

- (1) 事業の趣旨及び内容。
- (2) 事業の主体者。
- (3) 事業計画。
- (4) その他必要な事項。

(許可書の交付)

第 6 条 資料利用を許可する決定を行ったときは、次の各号により当該申請者に対し別表のとおり条件を付した資料利用許可書（以下「許可書」という。）を交付するものとする。ただし、館長が特に必要と認めた軽微なものについては、その限りでない。

- (1) 原資料等の借用（第 1－1 号様式）
- (2) 写真撮影、原板・印画の借用（第 2－1 号様式）
- (3) 複製品の製作（第 3－1 号様式）
- (4) 原資料等の閲覧（第 4－1 号様式）
- (5) 教育普及資料の借用（第 5－1 号様式）

2 館長は前項のほか、必要と認められる場合は、別に条件を付することができる。

附 則

この要領は、平成 14 年 4 月 1 日から実施する。

別表（第6条関係）各申請の資料利用の許可条件

資料利用の許可条件		資料利用の許可条件	
利用申請の内容 (各申請様式)	共通条件	個別条件	
原資料等の借用 (第1号様式)	①当館学芸員の指示に従い、館員の勤務時間内に行うこと。 ②資料の利用に当たっては、必要に応じ「沖縄県立博物館所蔵」と明記すること。 ③資料の紛失あるいは損傷を与えた場合は、修理、製作等に係る実費を負担すること。 ④資料のうち、当館以外に所有権者がいる場合は、当該者の同意書を添付すること。 ⑤申請の際には、返信用封筒（切手貼付）を添えること。	①資料の梱包または輸送、借用期間の保存管理については申請者が一切の責任を負うこと。 ②資料の運搬その他費用を要する場合は、申請者が負担すること。 ③貸与期間は原則として2ヶ月以内とする。 ④借用によって生じた成果品を当館に1部（1点）を納付すること。	
写真撮影、原板 ・印画の借用 (第2号様式)		①撮影は原則として休館日の午後に行うこと。 ②製作された写真デュープやビデオ、CD等を当館に無償で1部（1点）納付すること。納付された製作品は当館が展示等で自由に使うことができる。 ③写真原板の貸与期間は3週間以内とする。 ④郵送費は申請者が負担すること。 ⑤資料利用によって製作されたものは、登録商標化等により独占しないものとし、所有権を侵害しないものとする。	
複製品の製作 (第3号様式)		①撮影は原則として休館日の午後に行うこと。 ②撮影等製作過程における事故等によって与えた損傷は、申請者が一切の責任を負うこと。 ③製作工程表、製作記録など当館の指示するものを提出すること。 ④製作された写真デュープやビデオ、CD等を当館に無償で1部（1点）納付すること。納付された製作品は当館が展示等で自由に使うことができる。 ⑤写真原板の貸与期間は3週間以内とする。 ⑥資料利用によって製作されたものは、登録商標化等により独占しないものとし、所有権を侵害しないものとする。	
原資料等の閲覧 (第4号様式)		①展示資料の閲覧は休館日の午後に行うこと。 ②閲覧する資料は、原則として1日5点以内とする。 ③閲覧によって得られた成果（論文や著作等）は、当館に1部（1点）納付すること。	
教育普及資料 の借用 (第5号様式)		①与期間は1週間以内とする。 ②資料の運搬その他費用を要する場合は、申請者が負担すること。 ③資料の利用にあたっては、事故が生じないよう取り扱いに十分留意すること。 ④万一の事故等については、申請者が一切の責任を負うこと。	

第1号様式（第4条関係）

資料利用申請書
(原資料等の借用)

沖縄県立博物館・美術館長 殿

平成 年 月 日
代表者名： 印
申請者 団 体 名：
(担当者氏名)
住 所：〒

TEL：
FAX：

下記により原資料等の館外利用を許可くださるようお願いいたします。

記				
事業名	年	月	日	日
借用希望期間	年	月	日	日
目的				
展示等場所				
資料名		員数	備考	
1.				
2.				
3.				
4.				

※留意事項

- ①当館学芸員の指示に従い、館員の勤務時間内に行うこと。
 - ②資料の利用に当たっては、必要に応じ「沖縄県立博物館・美術館所蔵」と明記すること。
 - ③資料の紛失あるいは損傷を与えた場合は、修理、製作等に係る実費を負担すること。
 - ④資料のうち、当館以外に所有権者がいる場合は、当該者の同意書を添付すること。
 - ⑤申請の際には、返信用封筒（切手貼付）を添えること。
 - ⑥資料の梱包または輸送、借用期間の保存管理については申請者が一切の責任を負うこと。
 - ⑦資料の運搬その他費用を要する場合は、申請者が負担すること。
 - ⑧貸与期間は原則として2ヶ月以内とする。
 - ⑨借用によって生じた成果品を当館に1部（1点）を納付すること。
- 前項に違反した行為があったときは、この許可を取り消すことがある。

第1－1号様式（第6条関係）

資料利用許可書
(原資料等の借用)

平成 年 月 日
博 物 第 号
平 成 年 月 日

殿

沖縄県立博物館・美術館長

平成 年 月 日付けで申請のあった資料の館外利用については、下記により許可します。

記				
事業名	年	月	日	日
借用期間	年	月	日	日
目的				
展示等場所				
資料名		員数	備考	
1.				
2.				
3.				
4.				

※許可条件

- ①当館学芸員の指示に従い、館員の勤務時間内に行うこと。
 - ②資料の利用に当たっては、必要に応じ「沖縄県立博物館・美術館所蔵」と明記すること。
 - ③資料の紛失あるいは損傷を与えた場合は、修理、製作等に係る実費を負担すること。
 - ④資料のうち、当館以外に所有権者がいる場合は、当該者の同意書を添付すること。
 - ⑤申請の際には、返信用封筒（切手貼付）を添えること。
 - ⑥資料の梱包または輸送、借用期間の保存管理については申請者が一切の責任を負うこと。
 - ⑦資料の運搬その他費用を要する場合は、申請者が負担すること。
 - ⑧貸与期間は原則として2ヶ月以内とする。
 - ⑨借用によって生じた成果品を当館に1部（1点）を納付すること。
- 前項に違反した行為があったときは、この許可を取り消すことがある。

第2号様式（第4条関係）

資料利用申請書
(写真撮影、原板・印画の借用)

沖縄県立博物館・美術館長 殿

代表者名： 印
申請者 団 体 名： 平 成 年 月 日
住 所：〒 (担当者氏名)
TEL：
FAX：

下記により資料の写真撮影、原板・印画の利用を許可くださるようお願いします。

記 記									
利 用 区 分		1 写真原板使用	2 撮影	3 掲載	※○で囲む				
希望日時・期間		年 月 日	年 月 日	部 数	制作予定日	時	時	時	時
目 的	事 項	名 称		備 考					
	出版物								
	映画								
	テレビ								
	DVD								
資 料 名	C D								
	その他								
1.	数 量		仕 様		備 考				
2.									
3.									

※留意事項

- ①当館学芸員の指示に従い、館員の勤務時間内に行うこと。
 - ②資料の利用に当たっては、必要に応じ「沖縄県立博物館・美術館所蔵」と明記すること。
 - ③資料の紛失あるいは損傷を与えた場合は、修理、製作等に係る実費を負担すること。
 - ④資料のうち、当館以外に所有権者がいる場合は、当該者の同意書を添付すること。
 - ⑤申請の際には、返信用封筒（切手貼付）を添えること。
 - ⑥撮影は原則として休館日の午後に行うこと。
 - ⑦製作された写真デュープやビデオ、CD等を当館に無償で1部（1点）納付すること。納付された製作品は当館が展示等で自由に使うことができる。
 - ⑧写真原板の貸与期間は3週間以内とする。
 - ⑨郵送費は申請者が負担すること。
 - ⑩資料利用によって製作されたものは、登録商標化等により独占しないものとし、所有権を侵害しないものとする。
- 前項に違反した行為があったときは、この許可を取り消すことがある。

第2－1号様式（第6条関係）

資料利用許可書
(写真撮影、原板・印画の借用)

博 物 第 号
平成 年 月 日

殿

沖縄県立博物館・美術館長

平成 年 月 日付けで申請のあった資料の利用については、下記により許可します。

記 記									
利 用 区 分		1 写真原板使用	2 撮影	3 掲載	※○で囲む				
日時・期間		年 月 日	年 月 日	部 数	制作予定日	時	時	時	時
目 的	事 項	名 称		備 考					
	出版物								
	映画								
	テレビ								
	DVD								
資 料 名	C D								
	その他								
1.	数 量		仕 様		備 考				
2.									
3.									

※許可条件

- ①当館学芸員の指示に従い、館員の勤務時間内に行うこと。
 - ②資料の利用に当たっては、必要に応じ「沖縄県立博物館・美術館所蔵」と明記すること。
 - ③資料の紛失あるいは損傷を与えた場合は、修理、製作等に係る実費を負担すること。
 - ④資料のうち、当館以外に所有権者がいる場合は、当該者の同意書を添付すること。
 - ⑤申請の際には、返信用封筒（切手貼付）を添えること。
 - ⑥撮影は原則として休館日の午後に行うこと。
 - ⑦製作された写真デュープやビデオ、CD等を当館に無償で1部（1点）納付すること。納付された製作品は当館が展示等で自由に使うことができる。
 - ⑧写真原板の貸与期間は3週間以内とする。
 - ⑨郵送費は申請者が負担すること。
 - ⑩資料利用によって製作されたものは、登録商標化等により独占しないものとし、所有権を侵害しないものとする。
- 前項に違反した行為があったときは、この許可を取り消すことがある。

第3号様式（第4条関係）

資料利用申請書
(複製品の製作)

沖縄県立博物館・美術館長 殿

平成 年 月 日
代表者名： 印
申請者 団 体 名：
住 所：〒 (担当者氏名)

TEL：
FAX：

下記により複製品製作のため資料の利用を許可くださるようお願いいたします。

記

利用区分	1 写真原板使用	2 撮影	3 掲載	※○で囲む
希望日時・期間	年 月 日	年 月 日	年 月 日	時 ～ 時
目的				
製作仕様				
製作予定日	平成 年 月 日	製作点数	点 仕 様	円
資 料 名				
1.		数量	点 仕 様	備 考
2.				
3.				

※留意事項

- ①当館学芸員の指示に従い、館員の勤務時間内に行うこと。
 - ②資料の利用に当たっては、必要に応じ「沖縄県立博物館・美術館所蔵」と明記すること。
 - ③資料の紛失あるいは損傷を与えた場合は、修理、製作等に係る実費を負担すること。
 - ④資料のうち、当館以外に所有権者がいる場合は、当該者の同意書を添付すること。
 - ⑤申請の際には、返信用封筒（切手貼付）を添えること。
 - ⑥撮影は原則として休館日の午後に行うこと。
 - ⑦撮影等製作過程における事故等によって与えた損傷は、申請者が一切の責任を負うこと。
 - ⑧製作工程表、製作記録など当館の指示するものを提出すること。
 - ⑨製作された写真デュープやビデオ、CD等を当館に無償で1部（1点）納付すること。納付された製作品は当館が展示等で自由に使うことができる。
 - ⑩写真原板の貸与期間は3週間以内とする。
 - ⑪資料利用によって製作されたものは、登録商標化等により独占しないものとし、所有権を侵害しないものとする。
- 前項に違反した行為があったときは、この許可を取り消すことがある。

第3－1号様式（第6条関係）

資料利用許可書
(複製品の製作)

博 物 第 号
平成 年 月 日

殿

沖縄県立博物館・美術館長

平成 年 月 日付けで申請のあった特別利用については、下記により許可します。

記

利用区分	1 写真原板使用	2 撮影	3 掲載	※○で囲む
日時・期間	年 月 日	年 月 日	年 月 日	時 ～ 時
目的				
製作仕様				
製作予定日	平成 年 月 日	製作点数	点 仕 様	円
資 料 名				
1.		数量	点 仕 様	備 考
2.				
3.				

※許可条件

- ①当館学芸員の指示に従い、館員の勤務時間内に行うこと。
 - ②資料の利用に当たっては、必要に応じ「沖縄県立博物館・美術館所蔵」と明記すること。
 - ③資料の紛失あるいは損傷を与えた場合は、修理、製作等に係る実費を負担すること。
 - ④資料のうち、当館以外に所有権者がいる場合は、当該者の同意書を添付すること。
 - ⑤申請の際には、返信用封筒（切手貼付）を添えること。
 - ⑥撮影は原則として休館日の午後に行うこと。
 - ⑦撮影等製作過程における事故等によって与えた損傷は、申請者が一切の責任を負うこと。
 - ⑧製作工程表、製作記録など当館の指示するものを提出すること。
 - ⑨製作された写真デュープやビデオ、CD等を当館に無償で1部（1点）納付すること。納付された製作品は当館が展示等で自由に使うことができる。
 - ⑩写真原板の貸与期間は3週間以内とする。
 - ⑪資料利用によって製作されたものは、登録商標化等により独占しないものとし、所有権を侵害しないものとする。
- 前項に違反した行為があったときは、この許可を取り消すことがある。

第4号様式（第4条関係）

資料利用申請書
(原資料等の閲覧)

平成 年 月 日

沖縄県立博物館・美術館長 殿

代表者名： 印
申請者 団 体 名：
住 所：〒 (担当者氏名)

TEL：
FAX：

下記により原資料等の閲覧を許可くださるようお願いいたします。

記

目 的		平成 年 月 日 時～ 時	閲覧人員
資料名		員数	備考
1.			
2.			
3.			
4.			
5.			

※留意事項

- ①当館学芸員の指示に従い、館員の勤務時間内に行うこと。
 - ②資料の利用に当たっては、必要に応じ「沖縄県立博物館・美術館所蔵」と明記すること。
 - ③資料の紛失あるいは損傷を与えた場合は、修理、製作等に係る実費を負担すること。
 - ④資料のうち、当館以外に所有権者がいる場合は、当該者の同意書を添付すること。
 - ⑤申請の際には、返信用封筒（切手貼付）を添えること
 - ⑥展示資料の閲覧は休館日の午後に行うこと。
 - ⑦閲覧する資料は、原則として1日5点以内とする。
 - ⑧閲覧によって得られた成果（論文や著作等）は、当館に1部（1点）納付すること。
- 前項に違反した行為があったときは、この許可を取り消すことがある。

第4－1号様式（第6条関係）

資料利用許可書
(原資料等の閲覧)

博 物 第 号
平成 年 月 日

殿

沖縄県立博物館・美術館長

平成 年 月 日付けで申請のあった資料の閲覧については、下記により許可します。

記

目 的		平成 年 月 日 時～ 時	閲覧人員
担当学芸員			
資料名		員数	備考
1.			
2.			
3.			
4.			
5.			

※許可条件

- ①当館学芸員の指示に従い、館員の勤務時間内に行うこと。
 - ②資料の利用に当たっては、必要に応じ「沖縄県立博物館・美術館所蔵」と明記すること。
 - ③資料の紛失あるいは損傷を与えた場合は、修理、製作等に係る実費を負担すること。
 - ④資料のうち、当館以外に所有権者がいる場合は、当該者の同意書を添付すること。
 - ⑤申請の際には、返信用封筒（切手貼付）を添えること
 - ⑥展示資料の閲覧は休館日の午後に行うこと。
 - ⑦閲覧する資料は、原則として1日5点以内とする。
 - ⑧閲覧によって得られた成果（論文や著作等）は、当館に1部（1点）納付すること。
- 前項に違反した行為があったときは、この許可を取り消すことがある。

第5号様式（第4条関係）

資料利用申請書
(教育普及資料の借用)

平成 年 月 日

沖縄県立博物館・美術館長 殿

代表者名： 印
申請者 団 体 名： (担当者氏名)
住 所：〒
TEL：
FAX：

下記により教育普及資料の利用を許可くださるようお願いいたします。

記

利用区分	1 学校 (学年・学級)	行事	2 地域・団体行事	3 その他
希望日時・期間	年 月 日	(時)	～ 年 月 日	(時)
行 事 名	参加人員			
目 的				
資料名		数量		備考
1.				
2.				
3.				
4.				

※留意事項

- ①当館学芸員の指示に従い、館員の勤務時間内に行うこと。
②資料の利用に当たっては、必要に応じ「沖縄県立博物館・美術館所蔵」と明記すること。
③資料の紛失あるいは損傷を与えた場合は、修理、製作等に係る実費を負担すること。
④資料のうち、当館以外に所有権者がいる場合は、当該者の同意書を添付すること。
⑤申請の際には、返信用封筒（切手貼付）を添えること。
⑥貸与期間は1週間以内とする。
⑦資料の運搬その他費用を要する場合は、申請者が負担すること。
⑧資料の利用にあたっては、事故が生じないよう取り扱いに十分留意すること。
⑨万一の事故等については、申請者が一切の責任を負うこと。
前項に違反した行為があったときは、この許可を取り消すことがある。

第5－1号様式（第6条関係）

資料利用許可書
(教育普及資料の借用)

博 物 第 号
平成 年 月 日

殿

沖縄県立博物館・美術館長

平成 年 月 日付けで申請のあった資料利用については、下記により許可します。

記

利用区分	1 学校 (学年・学級)	行事	2 地域・団体行事	3 その他
日時・期間	年 月 日	(時)	～ 年 月 日	(時)
行 事 名	参加人員			
目 的				
資料名		数量		備考
1.				
2.				
3.				
4.				

※許可条件

- ①当館学芸員の指示に従い、館員の勤務時間内に行うこと。
②資料の利用に当たっては、必要に応じ「沖縄県立博物館・美術館所蔵」と明記すること。
③資料の紛失あるいは損傷を与えた場合は、修理、製作等に係る実費を負担すること。
④資料のうち、当館以外に所有権者がいる場合は、当該者の同意書を添付すること。
⑤申請の際には、返信用封筒（切手貼付）を添えること。
⑥貸与期間は1週間以内とする。
⑦資料の運搬その他費用を要する場合は、申請者が負担すること。
⑧資料の利用にあたっては、事故が生じないよう取り扱いに十分留意すること。
⑨万一の事故等については、申請者が一切の責任を負うこと。
前項に違反した行為があったときは、この許可を取り消すことがある。

沖縄県立博物館年報 No.40

2008年（平成20）1月31日

編集・発行：沖縄県立博物館・美術館

住所：〒900-0006

沖縄県那覇市おもろまち3丁目1番1号

TEL 098-941-8200（代表）

FAX 098-941-3530（代表）

ホームページ：<http://www-edu.pref.okinawa.jp/kensetsu/index.html>

（沖縄県立博物館・美術館ホームページ）

印刷：有限会社 トヨサキ印刷

住所：〒901-0211 豊見城市字豊崎1-60

TEL 098-840-6644

○この刊行物は、178,500円の経費により1000部作成しました。

○再生紙を100%使用しております。

2007年度沖縄県立博物館・美術館年間行事予定一覧（博物館）

○開館記念特別展

「人類の旅 - 港川人の来た道 - 」 ……………2007年11月1日（木）～2008年1月20日（日）

○企画展

新収蔵品展（平成17・18年度収蔵資料） ……………2008年2月13日（水）～3月9日（日）

○文化講座

「港川人の来た道」 ……………2007年11月10日（土）

馬場悠男（国立科学博物館人類学部長）

「動物化石から見た港川人のいたころの沖縄」 ……………2007年11月24日（土）

長谷川善和（群馬県立自然史博物館長）

「沖縄人のルーツを探る（開館記念展 対談1）」 ……………2007年12月15日（土）

土肥直美（琉球大学准教授）

安里進（沖縄県立芸術大学教授）

「化石の宝庫・沖縄の可能性（開館記念展 対談2）」 ……………2007年12月15日（土）

土肥直美（琉球大学准教授）

安里進（沖縄県立芸術大学教授）

「博物館新館の展示物をつくる！ー染織品復元を例にしてー」 ……………2008年2月16日（土）

與那嶺一子（沖縄県立博物館主任学芸員）

「『首里・那覇港図屏風』から見た近世の琉球社会ー港町・交易・紛争」 ……………2007年3月15日（土）

豊見山和行（琉球大学教授）

○体験学習教室（定員あり）

「化石のレプリカをつくろう」（親子・一般対象） ……………2007年11月25日（日）

「開館記念特別展港川人展関連ワークショップ」（期間中の毎週土・日曜日開催）

「木や竹のおもちゃをつくろう」（親子・一般対象） ……………2008年1月20日（日）

「しっくいシーサーをつくろう」（親子・一般対象） ……………2008年2月17日（日）

「博物館探索」（親子・一般対象） ……………2008年3月16日（日）

○学芸員講座（定員あり）

「常設展（自然）展示解説会」 ……………2007年11月11日（日）

田中聡（沖縄県立博物館主任専門員）

知念幸子（沖縄県立博物館主任学芸員）

「開館記念展展示解説会」 ……………2007年11月17日（土）

知念幸子（沖縄県立博物館主任学芸員）

「常設展（考古）展示解説会」 ……………2007年12月9日（日）

羽方誠（沖縄県立博物館主任）

「館内見学会」 ……………2007年12月22日（土）

赤嶺敏（沖縄県立博物館主任学芸員）

「常設展（歴史）展示解説会」 ……………2008年1月13日（日）

稲福恭子（沖縄県立博物館学芸員）

「常設展（民俗）展示解説会」 ……………2008年2月10日（日）

久場政彦（沖縄県立博物館主任学芸員）

「館内見学会」 ……………2008年2月24日（日）

赤嶺敏（沖縄県立博物館学芸員）

「常設展（美工）展示解説会」 ……………2008年3月9日（日）

平川信幸（沖縄県立博物館学芸員）